

令 和 6 年

大 蔵 村 議 会 会 議 錄

第 1 回 定 例 会 3 月 4 日 開 会
 3 月 8 日 閉 会

大 蔵 村 議 会

令和 6 年 3 月 4 日（月曜日）

第 1 回大蔵村議会定例会会議録
(第 1 日目)

令和6年 第1回大蔵村議会定例会会議録第1号

令和6年3月4日（月曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	佐藤勝君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斎藤光雄君
9番	鈴木君徳君	10番	海藤邦夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後亨君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	長南正寿君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
診療所事務長	小野秀司君
危機管理室長	東谷英真君
デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長補佐 岡部雅人君

議事日程 第1号

令和6年3月4日（月曜日） 午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

・所管事務調査報告

第4 村長の施政方針

第5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（海藤邦夫君） 皆さん、おはようございます。

令和6年第1回大蔵村議会3月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

執行部並びに議員の皆様には、公私ともに何かと御多忙中のところ本定例会に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会は、提案されます諸議案に加え令和6年度の予算を審議する重要な会議であります。

村の施政方針につきましては、後ほど加藤村長から説明がありますが、議会といたしましても村民の福祉向上の見地から十分審議を尽くし、適正にして妥当な議決が得られますようお願い申し上げます。

時既に早春とは申しますが、寒暖の差が激しい折、皆様には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、御多忙中にもかかわらず本会議を傍聴いただきます皆様に対し、議会を代表し衷心より敬意と感謝を申し上げます。

以上をもちまして開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回大蔵村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（海藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により4番佐藤 勝議員、5番八鉢 信一議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（海藤邦夫君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会が開催され、提出議案などを検討した結果、本定例会の会期は、本日3月4日から3月8日までの5日間にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日3月4日から3月8日までの

5日間に決定いたしました。

ここで3月定例会の開会に当たり村長から挨拶がありますのでお願ひいたします。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆さん、おはようございます。

3月と9月においては特別な議会ということで、3月が予算議会、9月が決算議会であります。そういうことで、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、御多忙中にもかかわらず御出席をいただきました議員の皆様方、そして代表監査委員の土屋様、農業委員会会长の齊藤様、さらに議会の傍聴にお越しいただきました皆様方、大変御苦労さまでございます。特に、ここに傍聴として鮎川村の八鍬議員さんがおいででありますけれども、つい先日、大蔵村の砂防ダムを活用しました発電事業について委員会として視察においていただきました。ありがとうございます。この席から厚く御礼を申し上げます。

今年はあまり雪が少ないということでうわさしたせいでしょうか、一転して今日までの3日間、雪が降り続き結構な積雪となりました。その中で開催されました第41回の健康のつどい、昨日でしたけれども大勢の皆様方の御参加をいただき大成功に終わりましたことを報告申し上げます。出席いただきました議員の皆様方、そして役員として頑張っていただきました皆様方に心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、令和6年元旦に発生しました石川県を中心とする能登半島地震により亡くなられました方々に哀悼の意を表し、また、被災されました方々には謹んでお見舞いを申し上げます。今なお避難を余儀なくされている方も多く、救援として復旧の作業が速やかに進むことを心から願うものであります。また、厳しい天候と寒さの中、災害対応に力を尽くしている役場やボランティアの皆さん、全ての関係者の皆様方に、その御努力に対しまして深く敬意を表し感謝を申し上げるものであります。

このたびの地震において、総務省が運用する応急対策職員派遣制度に基づく県の要請により、新潟市での被災家屋の調査業務に県職員及び市町村職員20名の一員として本村職員の1名を1月18日から23日までの6日間派遣をいたしました。今後、引き続き要請がある場合は積極的に対応してまいりたいと考えております。

また、先日の15日から16日にかけて東京都千代田区の砂防会館において、全国治水砂防協会主催の第64回砂防及び地滑り防止講習会が開催されまして、升玉水力発電所における砂防堰堤を活用した小水力発電事業についてと題し講演をさせていただきました。国土交通省幹部職員や全国各地から参加された400名の皆様方に、山形県で最も小さな村の水力発電による脱炭素社会への取組を発表してまいりました。

以上2件、御報告をさせていただきます。

北海道では暖冬にもかかわらず雪が多いようですが、この時期、日本一、雪の多い気象庁肘折観測地点での2月末の最大積雪深が観測史上最低の107センチメートルでありました。秋の暖かさがそのまま冬に持ち込まれた感じであります。地球温暖化やエルニーニョ現象が原因と言われておりますが、ペルー沖の水温が高いだけではなく、いつもは低いはずの太平洋西側の海水温も高い状況で、温暖化で地球全体の水温が非常に高くなり、まさにスーパーエルニーニョ現象が起こっております。四季が美しい日本に春と秋がなくなるときを予感をしております。エルニーニョ現象が発生すると異常気象になりやすい。何はともあれ夏の豪雨による災害だけはないように願うばかりであります。

さて、役場庁舎の建設についてであります。現在プロポーザルによる設計業者の選定を行っており新年度早々に契約を締結いたします。9月には基本設計をお示しできるものと考えております。

3月議会は、申すまでもなく新年度予算を御審議いただき新年度の方針をお示しする議会でございます。条例の設定や人事案件、予算関連議案など33議案を御提案させていただきます。併せて、私の令和6年度における村政運営の基本方針である施政方針を説明させていただきますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願いし、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。今日1日の長丁場になりますが、よろしくお願いをいたします。

日程第3 諸報告

○議長（海藤邦夫君） 日程第3、諸報告に入ります。

総務文教常任委員会より所管事務調査の報告書が提出されておりますので、総務文教常任委員長より報告をお願いします。7番佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会所管事務調査報告をいたします。

村議会総務文教常任委員会は、令和6年2月7日、村診療所を訪問して荒川光昭診療所長らと意見交換を行いました。患者数の推移や医師・医療従事者の人材確保、地域医療の課題、医療現場の電子化の進捗と働き方に与える影響、新興感染症への対応等、幅広く意見交換を行いました。また、胃カメラやCTなどの医療機材や医療情報の連携で効率化を図る電子カルテ、医用画像管理システム（PACS）なども視察しました。

人口減少などにより、年間患者数は平成14年をピークに大きく減っており、一般会計からの

財政的な繰入れも一定の額に上っています。しかし、高齢化が進みコロナウイルス感染症などの流行も経験した中で、近隣の診療所との合併も視野に入れつつも大蔵村内の診療施設で医科の医師2名体制を維持して、村の診療所機能を維持することの重要性もこもごも話し合いになりました。

今後の医療体制の維持については、リモート診療や電子化などにより業務の効率化を図りつつ、在宅診療の実績や地域医療の専門性などもアピールして、県に対して引き続き派遣を含めた医師確保を求めていく作戦の重要性も診療所と委員の間で共通の認識となりました。

村議会としても村の医療体制の維持、確保のため、診療所と一丸となって活動を強めていきたいとの決意も各委員から表明されました。今回の診療所視察を踏まえ、議会活動に生かしていきたいと思います。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（海藤邦夫君） 次に、産業建設常任委員会より所管事務調査の報告書を提出されておりますので産業建設常任委員長より報告をお願いします。4番佐藤 勝君。

○4番（佐藤 勝君） 所管事務調査報告書、産業建設常任委員会。

2月6日、村内全域の積雪量調査及び道路の状況調査を行いました。当日の積雪量は前年対比約30%であり、生活するにはありがたいことですが春の水不足が心配されます。

今回は調査の着眼点を積雪量に限らず、道路状況の調査、特に裏通りや消防施設、災害時ににおける避難場所となる公民館や迂回路となる路線の状況などを重点的に調査しました。

その結果、道路に関しては小雪のため特に問題はありませんでしたが、例年のような積雪を考えたとき多くの問題点があり、今後検討すべき点を幾つか申し上げます。

1、裏通りの除雪と路線の管理。

本通りに関しては何の問題もありませんでしたが、裏通りに入った場合、道路や屋根からの落雪や路地の排雪対策が必要です。また、高齢者や一人暮らしの人が裏通りに多いように感じられることから、目立たない場所にもきめ細かい配慮が必要です。

2、廃屋の倒壊や空き家からの落雪対策。

今年のような小雪であっても、廃屋の倒壊、屋根からの落雪や倒木など危険箇所が多く見られます。停電や通行止めなどに直結することから、十分な点検と対策を検討すべきであります。

3、公共施設や消防施設に関しては全集落において地元の管理が徹底しており、これには私たちは感謝をしなければなりません。

4、迂回路については、さきの能登半島地震を教訓にし、特に山間部においては孤立の防止

や緊急車両の通行など生活に直結することであり、路線の確保と管理は必須問題であります。

以上、幾つかの要点を申し上げましたが、特に、この厳しい条件の中、村民の生活を守るために除雪作業に携わっている作業員の皆さんには心から感謝を申し上げますとともに、我々議員も調査日に限らず常に村民の生活の安全を監視することの大切さを改めて痛感いたしました。

以上、報告します。

○議長（海藤邦夫君） 議長としての報告事項は印刷してお手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

以上で、諸報告を終わります。

日程第4 施政方針

○議長（海藤邦夫君） 日程第4、村長の施政方針に入ります。

加藤村長。

○村長（加藤正美君） それでは、私から令和6年度の施政方針を申し上げます。

令和6年第1回大蔵村議会定例会の開会に当たり、私の村政に臨む所信の一端を申し上げ、議員の皆様並びに村民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

今、日本は、東京一極集中と地方の人口減少とともに少子高齢化が急速に進んでいることは御承知のとおりであります。コロナ禍で一時首都圏への人口流動は回避されておりましたが、再びコロナ前の状況に戻ってきており地方における人口減少問題はますます深刻化しております。本村においても中山間地域の人口減少は著しく、農地の維持どころか集落の維持すら危ぶまれ打つ手のない状況に情けなさを痛感しているところです。人口回復の特効薬はないものの、これまで様々な定住促進策を実施してまいりましたが、高齢化とともに出生者数の減少や進学や就職等に起因した転出等により人口減少に歯止めがかからない状況が続いており、第4次総合計画のベースである国のみち・ひと・しごと創生総合戦略にうたわれた地方の人口減少の克服、東京一極集中の是正は8年たった今でも全く潮流とは思えず、今後も実現は難しいと思わざるを得ません。

こうした状況の中で、私は就任以来、一貫して「小さな村だからこそできる住民福祉の向上」「心を寄せあった協働の村づくり」「しんせつ、ていねい、わかりやすい行政運営」「対話の中から明るく・優しく・元気な村づくり」の4点を村政運営の基本姿勢として、今日も変わることなく村づくりに邁進しているところでございます。地方創生はもとより、ここで暮らす村民一人一人が積極的に地域づくりに関わっていただくことが最も重要であり、課題は多い

が次世代のために諦めない環境整備を継続していかなければならぬと強く感じているところであります。令和2年に10年間で目指す姿を第4次総合計画として作成いたしました。コロナに翻弄され続けたこの4年間でしたが、村として持続可能な、そして安心・安全な村として存続していくための施策に重点を置いて取り組んでまいりました。今後、それぞれの部署において中間評価を行い、より実現性の高い計画にしていかなければなりません。また、急激な円安や国際情勢の不安定から生産資材の高騰、さらに生活関連物資の相次ぐ値上げなどにより住民生活や地域経済への影響が大きくなつており、その対応も急務であると考えております。

コロナ禍による行動制限がなくなり、東北中央自動車道が最上地域まで開通し首都圏と直接結ばれたことにより人の交流や物流が活発化しており、この機を逃すことなく、第4次総合計画に掲げる協働による持続可能な村づくりや安心できる安全な生活空間づくりなど5つの施策の柱を着実に実行しなければなりません。固定概念にとらわれることなく、柔軟な考えの下、全力で村政運営に当たる決意を新たにしているところでございます。

第4次総合計画の推進については、計画策定以来、何度も申し上げてきましたので、特に重点を置き推進していく必要がある事項について述べさせていただきます。

まずは、安心できる生活環境の整備であります。

元旦に発生した石川県を中心とする能登半島地震から2か月がたちました。死者数が240名を超える、今なお多くの方々が避難生活を余儀なくされております。東日本大震災の恐怖が再び脳裏によみがえった人が多かったのではないでしょうか。自然災害とりわけ津波を伴う地震災害の恐ろしさを再認識させられました。

本村は豪雪地帯であり地形的・地質的に災害の発生が多く、豪雨による河川の増水、氾濫、土砂災害など過去に多くの人的被害をもたらした災害を経験し、大自然の脅威とともに自然災害の恐ろしさ、人間の無力さを痛感してきました。

こうした災害に迅速に対応すべく、大蔵村国土強靭化地域計画は、今後想定される大規模自然災害から村民の生命と財産を守り持続的な成長を実現するため、致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを備えた強靭な村土づくりを推進することを目的としたものでございます。事前に備えるべき目標として8点、起きてはならない最悪の事態として31点を想定し、それらへの備えと対応を具体的な事業や取組としてまとめてあります。

本村の場合、大規模な災害の発生時には救助活動などで道路が重要な役割を果たしますが、本村の道路網はいまだ脆弱であり、災害発生時に限らず日常生活においても平穏な生活を維持

し安心して産業活動に通勤、通学ができる道路整備の必要性を強く感じているところでございます。

現在整備が進められている国道458号本合海バイパスは白須賀地区の整備も順調に進み、令和6年7月の開通を目指して工事を進めていただいております。さらに、合海大坪線の完成により、昨年、首都圏とつながった東北中央自動車道などの高速交通網へのアクセスが容易となりました。高規格道路の開通により人の交流や物流が活発化しておりますので、本村においても高速交通網の恩恵を最大限に享受することができるよう、生活環境の向上につながる道路の整備、災害時に孤立することが考えられる地区への迂回路などダブルルートの確保を図りつつ、村内における道路網の整備を促進してまいります。

また、豪雪地であるがゆえに雪対策についても万全を期した取組が必要です。さらなる流雪溝や消雪道路など雪処理施設の整備を促進し、雪に強く住みやすい環境の整備に努めてまいります。さらに、高齢化や人口減少により除排雪支援のニーズが増しております。村として要支援者が冬季間に安心して生活できる体制、併せて雪を魅力ある資源として活用するための新たな取組の展開、雪の利活用による産業振興や地域活性化などに鋭意努力してまいります。

次に、特色を生かした魅力ある産業づくりです。

コロナ禍により疲弊した地域経済の再生・活性化は最重要課題であります。

まず、農業においては、水稻を基幹作物として高収益野菜との複合経営を推進しております。大区画基盤整備事業は、烏川、赤松、通り地区の129ヘクタールに続き熊高地区の27ヘクタールが完了し、本年度から本格的に白須賀地区の面工事に着手し、清水堰、作の巻地区においても一部着手する予定となっております。施設園芸の振興とともに、生産性の向上、低コストの生産基盤を確立するため、山形県内で唯一、調査計画費の農家負担をなくし基盤整備率の向上に積極的に取り組んでまいりました。300ヘクタールを超える基盤整備事業は、村の水田面積のほぼ半分で平場の大坪地区を除く全てで基盤整備が実施され、総事業費は90億円、村負担は9億円となります。村の水田農業の存亡をかけた事業と考えております。今後は、基盤整備事業が終了した地域から水田の一部を畑地化し、園芸作物など高収益作物への転換を誘導してまいります。さらに、自然災害や価格低下などに備える収入保険への加入を促進し、農家の収入減少対策を強化していかなければなりません。

担い手確保事業についても意を配してまいります。新規就農者の確保については、様々な制度を活用しながら総合支援事業に重点を置き取り組んでまいります。今春4月には、新庄市に農林業分野4年制公立専門職大学として東北農林業専門職大学が開学いたします。村の未来農

業を背負う子供たちが1人でも多く入学してもらえるよう、県や大学と積極的に連携してまいります。新しい学びのステージに最上地域農業の未来、新時代が託されており、本村の農業を救う大きな起爆剤となることを期待しております。

中山間地に目を向けてみると、人口減少が急速に進み、個々の農家では持続的な農業経営を確立することが困難な状況にあります。集落営農や農業生産法人の組織化による経営継承を勧め、棚田米など中山間地に適した新たな高収益作物の導入を検討していかなければなりません。現実は、担い手どころか人がいない状況に進んでおり、一刻も早い対応が必要で最重要課題として捉えております。先人が残してくれた貴重な財産、棚田等の現風景を、農業、観光の両面から活用し、都市との交流を拡大し、棚田の保全と原風景を守る活動として今後とも本村の産業振興につなげてまいりたいと考えております。持続可能な集落の基盤は持続可能な農業の維持であり、中山間地域の農地を守り次世代に引き継ぐことは今に生きる者の責務であります。観光と連携し交流人口を拡大し、中山間地域での関係人口の創出を考え、地域外からの交流の人口を増やす取組を図っていきたいと考えております。地域には煩わしく面倒くさく歓迎されることは承知しておりますが、めげずに回を重ねて理解を得ていきたいと思っております。失ったら二度と取り戻せない景観や文化、お盆やお正月に娘、息子、孫が帰る場所を残していきたい。今できることを、できるだけ多くの人の力で関わってほしいと考えております。

一方、肘折温泉を核とした本村の観光産業は、コロナウイルス感染症の影響を特に大きく受けており大変厳しい状況が続いております。従業員の確保が喫緊の課題であり、従業員不足から需要がありながら宿泊客を受入れできない状況は経営者にとって非常に歯がゆいものと思っております。国や県の経済対策を活用しながら村独自の施策も組合せ、事業継続を支援してまいります。

今冬は観測史上に残る小雪でしたが、過去には豪雪を逆手に取った取組が観光業界から高い評価を得ており、冬季間の誘客策は大きな話題となりました。今後、肘折温泉を中心として観光関係者と協力をしながら新たな発想と若い方々のアイデアを結集し、観光資源の磨き上げと着地型旅行商品の開発などに精力的に取り組み、地域経済の復興を図ってまいります。

本村の基幹産業の双璧である農業や観光産業など本村特有のなりわいとして盛り上げ、丁寧に解決策を探りながら事業を推進し、総合計画に掲げる新たななりわいの創出につながるよう村民皆様方の御協力をお願いいたします。

次に、協働による村づくりです。

冒頭申し上げましたとおり、持続可能な村づくりには、ここで暮らす村民一人一人が積極的

に地域づくりに関わっていただくことが最も重要であり、村民主導の自主的な活動が継続されるよう地域団体の育成や連携に努めてまいります。

循環型社会を目指す一環として、クリーンエネルギーへの転換の推進として升玉地区で実施している水力発電所の稼働実績を見ますと、CO₂の削減効果が非常に大きく、おかげさまで小さな村の脱炭素社会への挑戦が全国から関心をいただいております。大きな災害の発生要因とも言われている地球温暖化のリスクを次世代に残さない、こうしたメッセージを小さな村から発信してまいります。

また、これまで行ってきた美しい村づくりの実効性を高めるため、目的の理解と共有化を図り村民の方々の景観に対する意識を醸成してまいります。本村には、清水城址、棚田、月山・葉山などの景観を楽しむ展望スポットや昭和の風情が残る肘折温泉の町並みがございます。こうした箇所の保全とともに、観光資源として交流人口、関係人口の拡大、インバウンド事業の推進を目指します。

さらに、日本で最も美しい村連合に加盟し、連合の理念を再認識し、人々の生活の中で培われてきた地域の文化や景観を守り、後世に伝えていくという運動を開催し、合海田植え踊り、大蔵太鼓、さんげさんげ等、各地で実施されている祭りなどの伝統芸能や伝統行事についても、保存継承とともに地域資源として交流人口、関係人口の拡大策を検討してまいります。

次に、地域総がかりの人づくりと地域づくりについてであります。

私は、以前から村づくりは人づくりにあると発言し、子育て支援、教育環境の充実に力を注いでまいりました。特に、将来を担う子供たちには、教育環境の整備を図り学校における教育の充実と併せ、村営学習塾「おおくら未来塾」を開設いたしました。子供たちの努力により、その成果も確実に表れてきております。さらに、スポーツ活動や文化活動においても子供たちの活躍が顕著であり、村を挙げて応援してまいります。

また、教育現場と意思疎通を図りながら学ぶ力を育む教育に力を入れ、子供たちには、郷土に愛着心を持ち1人でも多く村に戻り、とどまり、村発展の担い手となっていただけるように教育委員会、学校と連携して、地域行事への積極的な参加を促してまいります。こうした取組を確実に進めるため、令和6年度より、保育事業、幼児教育を教育委員会に移管し一貫教育を目指します。また、家族形態の変化から子育てが孤立する傾向が見られるため、子育ての中心とならざるを得ない母親への支援や学童保育の充実にも積極的に取り組んでまいります。

これまで地域で生活している高齢者が地域住民と気軽に集い、触れ合いを通じて生きがいをつくり、介護予防学習や閉じこもり防止の観点から、各地域においてふれあいサロン事業を展

開してまいりました。今後は、より充実した生涯学習プログラムにより、運動習慣づくりなど健康に関する意識改革、啓蒙活動を通じて、一人一人の生きがいや役割づくりの支援に力を入れてまいります。併せて、高齢者だけでなく、障害を持つ方々の自立や社会参加を支援する取組も推進してまいります。

医療の面では、村唯一の医療機関である診療所を中心に各機関が連携し、医療・保健・福祉が一体となった医療体制づくりを進めてまいります。新しい県立新庄病院などの中核病院と連携して高度医療を迅速容易に受診できる体制づくりと、交通弱者に対応した通院のための交通利便性の向上にも意を配してまいります。

本村では、高齢化率が42%を超えております。人口減少に歯止めがかからない状況にあって、高齢者の方々の活躍が村の活力維持に欠かせないものであり、村民一人一人が役割や生きがいを持ち続けられるよう先頭に立って取り組んでまいります。

次に、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進であります。

令和5年度より総務課にデジタル推進室を設置し、村内で使用するバス料金や地域振興券のポイントサービスシステム、防災情報タブレットの操作機能の拡充、また、放課後児童クラブ等の施設予約システムの構築を行っており、令和6年度事業開始に向けて準備を進めているところであります。

令和6年度事業では、日本一雪に強い村づくりをさらに強固に推進するため、積雪深自動モニタリングシステムを導入し、積雪状況を24時間リアルタイムで監視し迅速な除雪体制の整備を図ってまいります。

国がDXを推進する背景には、人口減少や新型コロナの感染拡大が大きく影響しております。コロナ禍では、窓口対面、紙ベースでの書類手続、さらには判こ押印原則や行政のオンライン化の遅れ等、加えて人口減少による人手不足問題においてDX推進は避けて通れないものと認識をしております。

今後、村にふさわしい住民サービスにつながる、村民が求めるDXとは何かを十分検討しながら、DXが新しい日常をつくる原動力となるよう既存の制度や組織の在り方なども見直していくかなければなりません。まずは、スタートしたばかりでありますので多くの御意見をお伺いしながら進めてまいります。

最後に、役場新庁舎整備事業でございます。

既に御報告のとおり、用地については合海地区の1ヘクタールの用地について買収が完了しております。現在、新庁舎整備基本設計・実施設計業務のプロポーザル審査委員会を設置し、

公募型プロポーザル方式による設計業者の選定を行っており、今月中に委託業者を決定し新年度早々に委託契約を締結いたします。

8月末までに基本設計を、実施設計は令和7年2月末までに完了し、令和7年4月着工、工期は1年9か月、令和8年12月の完成を目指します。新庁舎建設の基本方針に従い、村民に親しまれる庁舎、経済的でスリムな庁舎、環境に優しい景観と調和した庁舎、防災拠点として安心安全な庁舎、職員の働きやすい庁舎の建設を目指し進めてまいります。

なお、先般、村議会から議会の建設委員会という形で提言書をいただいてございます。その際にも申し上げたことありますが、1項目1項目についていろんな形で検討しながら丁寧にお答えをしてまいりたいと思っております。御理解のほどお願い申し上げます。

終わりに、本村においては、加速する人口減少や甚大な自然災害の発生、国際情勢の不安定に伴う物価高騰など、これまでにない様々な課題に直面しておりますが、私たちは先人から受け継いだこの大蔵村を次世代へ引き継ぐ努力とともに、持続可能な村をつくり上げるために村民の英知を結集して取り組まなければなりません。

村の将来像、10年後の村の姿として「おかえり、なりわい灯すきよらなる里」として多様性を尊重し、自然や生き方に結びついたなりわいを目指し、美しく輝くよらなる里であり続けることを目標としております。

私自身、村政を預かる者として、着実な村政運営の下、その責任を果たす決意を新たにしたところであります。村政の発展には多様な意見が大切であると考えます。これからも、村民の方々から寄せられる御意見や地域の課題に耳を傾け、議会での議論を大切にしながら村政運営に当たる所存でございます。

以上、私の村政を担う基本的な考え方の一端を述べさせていただきました。これらの実現のため、今後とも議員の皆様、村民の皆様方には特段の御理解と御協力を賜りますよう切にお願いを申し上げ、令和6年度の施政方針といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（海藤邦夫君） 以上で加藤村長の施政方針を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は11時といたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

日程第5 一般質問

○議長（海藤邦夫君） 日程第5、一般質問に入ります。

議会会議規則第61条の規定により、指定期日まで6名の方の通告がございます。

通告順に発言を許します。

4番佐藤 勝君。

[4番 佐藤 勝君 登壇]

○4番（佐藤 勝君） 皆さん、おはようございます。

今日から3月の定例会が始まります。今日は6名の方の一般質問がありますので最後までよろしくお願ひしたいと思います。

質問に入る前に、正月に起きました能登半島地震による被災された皆さんに心からお見舞い申し上げますとともに1日も早い復興を願うものであります。

それでは、質問に入ります。

私は、中山間地等直接支払いの取組について村長に質問します。

立地条件が悪く、農地や集落の維持さえ困難な中山間地域を環境の整った地域との格差をなくすることを目的とし、さらに、国土や農地を守るために国が直接事業を行っているのが中山間地域等直接支払制度であります。

大蔵村でも、この制度に取り組んでから、はや25年になります。この制度に取り組んだおかげで多大なる交付金を頂き、相当の事業をやって助かっておる集落が多いと思います。もしこの制度がなかったら、大蔵村に限らず全国的に点在する中山間地域の中には何年も前に消滅した集落が多くあったと思われます。いわゆる今テレビで有名になっているポツンと一軒家現象です。この制度があればこそ、今まで何とか持ちこたえた集落は多いはずであります。

それほど大事であり有効な制度ですが、5期目も今年で終わり、来年度からは6期目に入れことになりますが、各集落では重大な問題が山積しており、今後の取組に対し早急な決断を迫られています。

制度や経過の説明などは該当する集落では十分承知しており、あえて要求しませんが、村長はこの制度や各集落の現状をどのように認識しているのか、また今後の課題や取組方を伺いたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

[村長 加藤正美君 登壇]

○村長（加藤正美君） 佐藤 勝議員の「中山間直接支払いへの取り組みは」という質問にお答えをいたします。

現在、村内における中山間地域等直接支払交付金事業に取り組んでいる集落協定は8協定となっており、議員がおっしゃられた目的の下、年間約4,800万円が交付されております。平成12年度から始まったこの事業は令和5年度で24年を迎える、10億円を超える交付金が不利な耕作条件の急傾斜地の農業を支えてきたことを考えますと、この事業がいかに画期的なものであったかを改めて確認しているところでございます。24年の間に少しずつ制度も見直され、現在の5期対策に至るまで訴求返還の緩和や事務の簡素化、加算措置の充実など、より取り組みやすい事業になっていると感じております。

各集落協定の皆さんには、第6期の取組がどうなっていくのか大変気になるところであると思われますが、農林水産省では令和6年6月頃に第5期対策の評価に入り、その結果を基に次期対策の検討に入るとの情報を得ております。担当課より、できるだけ早く6期対策の概要を知らせていただきたいと機を見て国や県に要望しているところでございます。

幸いなことに当村は、全国棚田、これ千枚田ですけれども、連絡協議会の自治体会員であることから、棚田議員連盟所属の国会議員や農林水産省の担当部署に直接要望できる機会を多くいただいております。この1月22日にも、協議会の要望団の1人として中山間直接支払制度や多面的機能支払制度などの日本型直接支払制度の充実、拡充、そして継続について要望活動を行ってきたところでございます。

さて、今後の中山間地域等直接支払制度への認識と取組方についての率直な意見ということではあります、まずもって今述べたように、今後も制度の継続等について強く国などに働きかけていくことが重要であると考えております。農業関係の憲法といえる食料農業農村基本法が24年ぶりに改正されることや、このところ農業関係の法や制度が目まぐるしく変化する中、日本型直接支払制度がいかに農地の維持に貢献し、日本の農業を支える重要な制度であり、継続は必須であるということを関係機関に訴えてまいります。また、6期対策が具体的にどのような制度になるかをできるだけ早く把握し、村として各集落協定に対してどのような支援が必要になってくるかを見極める必要があると考えておりますので、これまで行ってきた事務的な支援のほか、6期対策に対応した取組に対する支援や指導についても強化していく所存でございます。

現在、地域限定ではございますが、農山漁村振興交付金を活用し、中山間地における今後の農地利用を検討する取組が行われております。地域内の農地の状況把握や先進地に出向いての

研修活動を通して、適切な集落の維持、農地の保全を図りながら第6期対策へつなげることを目標に村と地域が一緒になって活動を進めております。その協議の中では、集落協定の広域化や農地利用の再考、再編など、活発な意見交換が行われ大変よい方向で検討が行われているとの報告を受けております。これは議員の住まいしている滝の沢地区を中心に四ヶ村地域限定で行われておりますが、今後その他の地域にも広げていきたいと期待をしております。

人口減少や高齢化等により、中山間地域では農業だけではなく集落の維持すら見通せない状況に直面していることは村としても重要な課題の一つとして認識しておりますが、あくまで中山間地域等直接支払交付金事業に取り組むのは各集落協定でございます。各協定において第6期対策に向けて、どのような取組を行なっていくのかを御検討していただき、その上で村も一緒になって課題解決に向けた取組につなげていくことが理想であると考えております。

議員各位におかれましても、集落の今後を見据えた中山間地農業の在り方について各集落協定に対しまして御指導いただくことをお願い申し上げまして答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤 勝議員。

○4番（佐藤 勝君） 答弁ありがとうございました。

おおよその答弁をいただきましたが、これからちょっと要点を絞って質問します。

私は数年にわたり、これに関する質問を何回も行っています。この事業は国の制度でありますから、村では何かをやりたくとも単独では何もできないことは承知しております。村としては、国が指示したことを間違なく実行すれば責任を果たしたことになります。しかしながら、現在の農業や中山間地域集落の流れは、ただ単に事務処理や書類配布だけでは止めることができないくらい急激な流れになっています。今こそ行政の積極的な指導力が必要となっています。

この直接支払いは、国からの多額の補助金を頂き、それを原資として各集落などを何とかして地域の農地や集落を維持するため限界を超えた努力をしています。それにもかかわらず、毎年のように離農者や転出者が多くなり、残された人も高齢者が多く現状を維持するのさえ困難な状況になっています。これ村長も知っていると思いますけれども。だからといって、この制度に参加しなくなった場合、これからこの制度を活用して何とかして農業や集落を守ろうと頑張っている人たちも諦めざるを得なくなります。つまり、新しい芽を摘むということになります。村長は立場や考え方の違いがあり直接身近に感じることはないかもしれませんけれども、私は非常に危険な状態にあると思いますが村長はどのように感じていますか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員が言われたように、村が直接関わりを持っていないという

ことであります。また、村長自身としてなかなかそれが理解できないのではないかということを挙げていただいたということです。

先ほどの私の所信表明の中でも、令和6年度に対する施政方針の中で申し上げています。農業をする、その以前にまず人がいなくなってしまうということ、それを一番危惧しておりますので、何とかその地域に住んでいただけるようにということでお話を挙げて、まずは生活の糧となる基幹産業である農業の振興というようなこと、四ヶ村地区においてはそういう形になろうかと思います。そのことを頑張ってやっております。

ですけれども佐藤議員も、考えてはいるんですけども、なかなかその地域を離れる方々を引き止めるということに関しては難しいということを当然感じてこういった質問になろうかと思思いますけれども、それを止めることはなかなか難しいというのも私も同じ見解であります。といいますのは、それはやっぱりあくまで個人の考え方でございます。家庭事情あるいはいろんな事情の中でその地を離れざるを得ない、それは致し方ないことかなと。時代の流れではなくて、やはりそれは各個人個人の家庭事情であるということに私は捉えてございます。ただ、残っていただける方々に対しては村として最大限の支援をしていく、それが務めではないかと思ってございます。

振り返って、中山間地域については、この村の原資として1,000万円以上の金、予算を計上してございます。全てが国から来る4,000万円以上のお金なんですけれども、その中には1,000万円以上の村の予算も入っているということを御理解ください。決して国からばっかり来ているお金ではないということです。

そういうことで、村としてもそれにプラスして、そのほかにいろんな事業もしてございます。今回もこの1回目の答弁で答えたとおり、滝の沢地区がまず一つのモデルケースとして、そういう経営に加わっていただけるということを前提とした今話合いをしてございます。その内容といたしましては、まずは、滝の沢地区の地形の、いわゆる田んぼの散在状況、そういったものを知るためにドローンを飛ばして、まず滝の沢の農地全景を掌握してございます。そうした中で、私がいつも申し上げております集約化を図って営農していく、そういうことをしなければならないと思ってございます。そのための調査、そして話合いでございます。

いつも申し上げておりますけれども、滝の沢だけでなく四ヶ村の例を取ってみると、四ヶ村だけで3分の1以上の離農者といいましょうか、集落から出てございます。残った3分の1あるいは3分の1.5かもしれません。半分になるかもしれません。その方々で四ヶ村全体の農地を集約する、あるいは経営をするということは不可能かと思います。そういったことです

ので、集約化を図って、あるいは基盤整備等、大きな整備ではなくて小さな基盤整備等、あるいは水利の確保を図って営農をある程度やりやすくするということもあるうかと思います。でも、収束としては、結局、私は法人化に向かうべきだということをこれ何年も前から申し上げてきました。ただ、なかなか法人については、地域の方々がまだそこまで決断をできないということでありましょうけれども、その場合は集落ごとにそういった組織をつくっていただく、そして最終的にはその4つの集落がまとまるような形で法人化に進んでいければと。それが、私は少しでも人口減少に歯止めがかけられるのであればいいなと願っているところあります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤 勝議員。

○4番（佐藤 勝君） 今集約化、いい方法だと我々も話はしています。なかなか現実は難しいと思うんですけれども話はしています。

これ、先日そのことに関して新聞を見ていたら、先日のある新聞に、20年ぐらい前、行政の指導を得て、この集約化を活用して、今現状ある危機的状況を開拓するために法人化を成立了しました。その地域の農地を集約して。それが最近、つい最近まで順調に経営してきていましたけれども、ここに来て大きな問題が起きました。その問題というのは、法人化する際、小規模な農家や高齢者は全ての農地を組織に委託し、他の職業に就いてもう廃業しました。農業を廃業しました。この法人も新規加入者や後継者も少なくなって、昨年の収穫後は解散しなければならないという記事でした。

これから考えなきゃならないことは、これからでない、法人化する際、期限を決めて20年なら20年、10年なら10年期限を決めて借りた農地も、法人が解散すれば、これ借りた農地を貸した農家に返さなければなりませんね。当然です。これ返すといつても貸した農家は既に他の職業に就いて農機具も作業所もありません。当然ですが、受け取ることはできるはずありません。これは重大な問題です。これは当事者が解決する問題といえばそれまでですが、村長がもしこの立場になったらどのような解決方法を示しますか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） これに対する答えというものはないと思います。それreiいっぱいあると思います。

一つの思いつきとしては、やっぱり解散してまた元のところに返す、返せないというところあると思いますけれども、取りあえずはやっぱり返しても対応が可能だというところで進めて

いくほかはないのかなと。これは私の考えですけれども。そのほかにもいろんな考えがあろうかと思いますが、ただ、一つの手としてはそういうこと。ただ、そういったものの、土地が全て荒れることになればこれは大変な問題にならうかと思います。

この中山間地直接支払い、いわゆる日本式のやつということで私もちよつといろいろ勉強させていただきました。かなり、やっぱり国としても重点を置いて、できるだけ急傾斜地をつくっている農家の方々に支援をしたい、よく都会で言われている農家に対する補助金の無駄遣いと言われかねないぐらい補助をしているんだと思います。ですけれども、私は、これはそういうふうには思っていないということでいつも反論してまいります。何か。これは農業にとどまるものでなくて、日本の国土保全につながるということあります。例えば、田んぼを作っていることによっていろんな効果が出てくる、そういった水田の持つ多面的機能、そういったものをしっかりと果たしているということ。それが農業の一つの大きな効果だと思ってございます。

特に、農業の中でも水田の持つ機能というのはすばらしいものがございます。議員も御存じのとおりダムの働きをする、いろんな生物、微生物とか動物、植物といったものの多面的機能がある、それから、いわゆる水の保水、そういったもの全てを機能としてあるわけで、そういったことに米価にしてもお金を払っていただくという考え方で進めないかということがよく言われているところであります。

そういうことで、農業については一つの答えではない、なおかつ、そういった法人が破綻した場合における考え方というのは、人それぞれ様々、そして、受けられること、受けられないこと、多様性があるかと思います。そういうことで、私は取りあえずできることとして、やはりそれを受けてくださる方々にその土地を任せるとかはないのかなと。その運動をまた徐々に広げていく、そういうことしかできないんではないでしょうか。第三者が入ってできることというのはなかなかないことかと思います。ただ、私が今申し上げている大蔵村の四ヶ村での法人づくりというのは行政とタイアップした中でやっていく。ですから、全てその地域の方々に責任を持たせるということではなくて、強力な後ろ楯のある、そういった中での法人づくりということも必要なことかなと思っています。私はそれぐらい中山間地農業の大変さ、必要性というものを認識しているつもりであります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤 勝議員。

○4番（佐藤 勝君） 今大蔵村で、もう水田の基盤整備を大々的に行って法人化も進んでいます、先ほど言った法人化もそれに関係するようなことだから言ったんですけれども、この法人化す

るに当たってもこの中山間地域が果たす役割はすごく多いと思うんです。今の法律というか、あれであれば、幾ら基盤整備をしていっても農地を拡大したとしても、その田んぼ全体に水稻の作付はできません。40%ぐらい畑地化しなきやならないようになっています。多額の予算を使い整備した田んぼを何とかして有効に活用として皆さん頑張っているわけですが、その一環として農地の貸し借りということがあります。現在もやっています。我々もそれ助かっています。これは山間地域にも、この基盤整備をしている平野部の方にとっても有効な関係であると私は思います。これはもっともっと続けなければならぬと思っていますけれども、これも山間地に貸し借りできる農地があつてこそ成り立つものであります。貸方、貸すほう、つまり、我々の山間地農地がなくなった場合どうなるのか。もう貸し借りはできなくなります。ということは、基盤整備したところは、また水稻はあまり作付できなくなる。そういうことになります。

また、これ勘違いしているかと思うんですけども、この基盤整備事業とみんな言うけれども、これは農村基盤整備事業ということで水田だけ基盤整備と皆さん思っているかもしれません、これは農村農業全体の基盤整備であるわけです。ですから、そういう基盤整備に限らず、農村の組織のやり方とか、そういうのも基盤的な整備するのがこの事業であると思う。だから、そっちのほうへ力を入れてもらいたいと私は思います。いかがですか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員が言われたこと、正論だと思っています。村としてもそういう捉え方をしながら、平地についても中山間地についても、それぞれの特徴を捉えながら、農政という形でいろんな農業政策の支援をしているところでございます。そのことについては、ここにいらっしゃる議員の皆様方はほとんどお分かりかと思ってございます。おっしゃったとおり、基盤整備事業というのは農村ということも前につきますし、経営もつきます。そういうことを網羅して農業に関わる、全てのなりわいに関わる、それが農村漁村に入るかもしれませんけれども、そういう整備事業だと私も理解しております。そういう中で、今後も大蔵村の農業基盤整備ということは、のり面の整備だけではなくて、そういうようなことも入れての整備だということを十分に把握しながら考えながら進めてまいります。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） その辺、村長がそのように思っているんであれば、そのように一生懸命頑張っていただきたいと思います。

話がちょっとずれていくような感じしますけれども、今、国の偉いさん、学者さんの間で農村たたみ論というのが議論されています。村長分かりますか。聞いたことがありますか。（「も

う一回」の声あり) 農村たたみ論。 (「畳み」の声あり) うん。 畳みって畳んでなくすること。 今、新聞見ていると、ずっと出ています、それは。

これは、各自治体の主導の消滅戦略、つまり、分かりやすく言えば、山間部や不便な地域に住み続けていては自治体の財源負担が多くなり、他の事業に迷惑になるから便利な町に出てくるように自治体が指導すべきという話なんです。まだ決まったわけじやないんですけども。 それは確かにそれも必要だと思いますけれども、例えば例を取って言えば、それに該当するような例を取って言えば、たった1軒だけのある家に何百メートルもの道路を造ったり、除雪を毎日やる。この家1軒のために経費のかかる場所に、補助金出すなんていうことは無駄だということなんです。それをやらないで場所のいいところへ引っ越してきてするためには行政が指導してやりなさいと。そういう議論なんです、今の議論。決まったわけじやありません。

この今の議論は、我々、直面していることから考えれば一理ある話かと思うかもしれませんが、もしそうなった場合、自治体がどのような感じで指導するのか、これは問題であります。私は以前、一般質問で集団移転も考えなければならない時期ではないかと質問したことは一つだと思います。そのときの答弁は、個人の財産や集落には皆それぞれ考え方の違いもあり、行政でやるべきものではないという答弁を得ましたが、今、この農村たたみ論がささやかれているとき、村長は、完璧でなくてもいいんですよ、私は簡単にこう思いますという、あればお願ひしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） お答えをいたします。

今までのなかでそういう行政主導で畳むということは申し上げてきたことはございません。 例えば、佐藤議員が今例に出されました一軒家ですね、一軒家の道路についても、しっかりと除雪が利くように車が行けるようにそういった形で整備してございます。ただし本人の希望でそこから出たい、そして、そういった何かのあっせんをお願いしたいと言われたときには、それはためらわざうですかというような形で、担当課、関係機関に相談をしながら本人の納得する場所に、大蔵村村内の中であれば村が責任を持ってそれは紹介するべきかなと思っています。

農業について申し上げます。

農業については、畳むことは私は反対です。といって、なぜかというと、私は、農業というのは多面的機能を最優先すべきだと思っています。当然、食料を作ることもそうなんですが、日本は国土保全という観点から、それはできないんだろうと思っています。それだけやったら、あれですよね、効率だけを最優先することになりますので、人という人間というも

のを度外視した中での考え方だと思っています。今よくコンパクトシティ、そういう形で効率のみをやゆされる、そういうこともあろうかと思いますけれども、そういうことでは私は納得いきません。そういうことで、本人から相談があればですけれども、そういうことについては、私は最後の1人になろうとも断固反対してまいるつもりです。例えば以前に、これは余談ですけれども、国民健康保険の中でマイナンバーカードのことございました。そのときに、山形県の首長で唯一1人、それは考え直す、あるいは検討するべきだということを申し上げたことも私であります。それについても新聞でいろいろ言わされました。ですけれども、私は信念として申し上げる、村民のことを考えて申し上げていると自負をしておりますので、その意思は通してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤 勝議員。

○4番（佐藤 勝君） 村長の、これは答弁ではなくて考えだと思いますんで、これ大変結構なことだと私は思います。特に1人であってもやると、希望があれば村内であれば行政で指導すると、それはもう大変ありがたいことだなと私は思います。

そもそもこの議論なんていうものは今言って変だと思う。皆さん変だと思います。思いますけれども、この議論している先生方、それはもう横滑りした退屈な人の机の上の相談で、議論であって現実味はないと思います。でも、あえて言いました。そういう論もあることを承知してください。

まだちょっと時間ありますんで、議長ちょっとお願ひあります。いいですか。

○議長（海藤邦夫君） いいですよ。まだ時間がありますから。

○4番（佐藤 勝君） まだ時間ありますので、これは通告してませんで答弁は難しいと思いますけれども、今そこに副村長さんがいますから。副村長さんは前に産業振興課長、農業委員会も経験して一生懸命この問題に取り組んで我々とも討議したことあります。ですから、これ答弁ではいけませんけれども、いや私はこう思いますというのは、もししゃべれることだったらお願ひしたいと思うんです。いいですか。駄目だったら駄目でいいです。

○議長（海藤邦夫君） 副村長。

○副村長（越後 亨君） 私も議員が懸念するほぼほぼ消滅集落に住んでいる身でありますけれども、私の住んでいる地域も集落機能をほぼ果たせない状況にあります。10年間、担当課長をさせていただいたという中で思うところなんですけれども、中山間直接支払制度、これはやっぱり議員おっしゃるとおり地域を維持してきた大きな要因であると考えております。

参考までにですけれども、全国的なデータで、前4期、今5期ですけれども、4期の中で3万9,000ヘクタール、約4万ヘクタールですけれども、その耕作放棄地を含む7万5,000ヘクタール、7万5,000ヘクタールの農地がこの制度で救われたと言われています。北海道は除くんですけれども、都府県の平均1件当たりの平均耕地が7万2,000ヘクタールなので、これを上回っている部分がこの制度で救われた。逆に言うと、この5年間で1件当たりの農地、耕地がこの5年間でなくなったと、この制度なければですよ、1件当たりの7万5,000ヘクタールの農地がなくなったとなります。まずこのぐらいの効果がある事業なんだと聞いております。

ただ、今議論しているように、大蔵村では農地を維持する仕組みがもう既に、激減して人がいないという状況です。さらに、そういう状況からこの制度に取り組めない、そういう厳しい状況も理解しています。私も担当課長時代、東北農政局と定期的な意見交換の中で、事務作業の簡素化も含めて、作付さえしていれば、作付されてない農地であっても草刈り等の管理さえしていれば無条件でそのお金を交付できないか何度も要望してきました。事務する人さえも地区にはいませんよという状況を伝えていきました。ただ、国としては、補助金、交付金を払うには、それなりのルールに従ってもらわなければならない、そういう事情も確かにあります。

沼の台4地区の地域連携、先ほど法人化という話がありましたけれども、法人化の前に4地区の地域連携や事務作業の担い手がいないという状況なので、集落協定の広域化、4つの集落を1つにしてこの事業に取り組むということになれば交付金の中で専従職員を雇えるんですね。また、事務も外に外注する。例えば、清水地区にいる事務に堪能な人を雇ってそういう人にお願いする、そういうことも可能なんです。そういうことを地区に話をしてきましたけれども、残念ながら今現実に至っていないということだと思います。

協定を組んでいる皆さんのが現状に限界とか危機感を感じているわけですので、次期対策、6期対策では本当に新しい取組をしていかないと議員御指摘のとおり集落の消滅につながりかねない大きな問題だと思います。先ほど来、村長の施政方針にもあったように持続可能な基盤は持続可能な農業の維持だと言っています。それを後世に残すのも今を生きる、生きている者の責務だとも言っています。そうした中で、やっぱり交流人口を特に多くするような事業を村では積極的にやっていかなければならぬんだろうなと思います。まだ地域連携できるということは、まだ救いがあるんだと思います。1人しかいなくなった集落では先が見えない。そういうないように、その前に行政としてはきっちとしたそういう交流人口とか、人がいないのであるので外から人を呼んでくる、そういう交流を積極的にやっていくことが地域の存続につながるのではないかと私は思っています。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤 勝議員。

○4番（佐藤 勝君） 無理なお願いでも丁寧な思いを語っていただきましてありがとうございます。これは、議事録とかそういうのに一切関係ないことだと思いますけれども。村長にも大変、失礼なことをしました。何でかといいますと、答弁書を見れば、最初の答弁書で質問する必要はないんです。だから、その答弁書からずらして5項目の質問をしました。おかげさまで、言葉悪いんですけども、本音が聞けて大変いい議論だったと思います。ありがとうございました。終わります。

○議長（海藤邦夫君） 7番佐藤雅之君。

[7番 佐藤雅之君 登壇]

○7番（佐藤雅之君） ちょっと午後からにも引継ぎになると思いますが、まず2番目の質問をしたいと思います。

まず初めに、能登大震災でお亡くなりになった方々に御冥福をお祈りしたいと思います。また、被災された全ての方にお見舞いを申し上げたいと思います。さらに、官民間わず、いまだに被災している中での災害ボランティアはじめ、そういった方々の御尽力に対しても心から感謝をしたいと思います。

私の質問はそれに関わってですが、「災害時、安全な、水とトイレの確保は急務」ということで、今回、大蔵村に当てはめたことも含めて質問したいと思います。

御承知のように、今年、元日発生した能登半島を中心とした大震災は、今なお避難者を出し、復旧に大きな課題を抱えるなど、東日本大震災を経験してもなお様々な課題を我々に突きつけています。とりわけ半島地域での道路の寸断は救援の大きな障害となっています。大蔵村も急峻な地形を抱え、災害の状況によっては救援救助に多くの困難を要することは、これまでも村全体として検討をしてきたところであります。

先日、朝日新聞の1月11日付によりますと、県が1月10日、市町村に行った孤立集落に関する調査で、大蔵村は孤立する可能性のある集落が26集落中20集落、住民数は1,719人で村人口の6割を占めるとなっております。これは村から県に上げた資料ですから村で把握したものを見出したと思うんですが、6割の方が孤立集落になる可能性があると村は答えています。

緊急災害時の対応については大蔵村地域防災計画に詳しくあり、私も読み込んでおりますが各地区に自主防災組織も整備されています。しかし、今回の地震の教訓からも、計画をはじめ相当の見直しが必要だと感じております。とりわけ今回の能登の教訓では、私が言うまでもあ

りませんが、道路の寸断、長期の断水で浮き彫りになったことが水とトイレの問題であります。能登の状況では、報道ベースではありますが孤立集落の解消に最大で20日近い日数を要しています。また、村の防災計画では、1日1人当たりの必要な水の量は飲料も含め3リットルと目安が示されています。これは国が示しているので、それに準拠してなっているとは思うんですが。しかし、被災地の情報では、実際には、飲料水だけではないと思うんですが、1日1人当たり10リットルほどの水が必要だったという、これも報道ベースですがあります。飲料と、あと生活水ではちょっと違うかもしれません、3リットルに対して10リットル必要だったという証言をする方もおられました。

また、トイレの問題は一層深刻で、衛生面や健康面、プライバシーの確保など厳しい状況が続いています。村の防災計画では応急対応で避難所への仮設トイレの設置がうたわれておりますが、私も調べてみますとリース業者により調達するとなっています。道路が寸断された中で、リース業者がそれをその後に調達するわけですよね。そういう形になっています。そういう記載で本当にいいのかという問題です。確かにコストの面や設置運用など技術的な問題、あとコストの問題もあるとは思いますが、道路等が寸断された場合、これらのリースでは、仮設トイレの調達、搬送等が困難になると思われます。対応の見直しが必要ではないでしょうか。また高齢者や性別に配慮した仮設トイレの構造や配置も重要な課題です。設置がされても、これも能登の経験ですが東日本でもそうだったと思いますが、設置されても和式などで物理的に高齢者が使いづらかったり、必ずしも男女別になっていなかったり、災害時だから大変だということはありますけれども、そういったプライバシーの問題もあったりしてなかなか様々な、トイレに行くのにもちゅうちょして水分を取らない、そういった問題もありました。今も続いています。そういう課題が大蔵村にも当然突きつけられていると思います。

自主防災組織との役割分担も必要だと思いますが、提案ですけれども、1人1日当たりの水の計画量の見直し、今3リットル1日当たりということですが、孤立集落で何日もあれば相当な水が必要だと思います。また2番目としまして必要とされる集落への災害用浄水器の配置、3つ目に平時からの仮設トイレの現地での備付け、そして最後4つ目ですが、住民への携帯トイレを含めた防災グッズ、防災リュックということで、私もこれ持ってきましたが、商品とかをこれにするとかということではなくて一つの防災グッズという形でリュックがあって、この中に簡易トイレだとか様々な救援物資というか避難物資が入っています。3,000円弱ぐらいであるんですけども、こういった防災リュックの配布、これらを行ってはどうかと思います。村長の見解を伺います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「災害時、安全な、水とトイレの確保は急務」という佐藤雅之議員の質問にお答えをいたします。

初めに、「1日1人当たりの水の計画必要量の見直しについて」でございますが、現在の村の飲料水の備蓄は約1,000リットルです。大蔵村地域防災計画では、山形盆地断層帶での建物被害罹災者894人の想定を基に当面1,000人分の水を確保するとしております。そのうち、村と県が4分の1ずつ、残り2分の1は住民及び未被災市町村の備蓄で対応するという考え方で目標とする備蓄数量を決めております。この計算から、村が準備する数量は250人分掛ける3リットルで750リットルとなり、目標とする備蓄数量を満たしていることになっております。

生活用水の確保については、山形県地域防災計画の給水・上水道施設応急対策計画において、「県、市町村及び水道事業者は相互に、連絡調整を図りながら、必要に応じて関係機関に応援協力を要請し、応急体制を確立する」と定められておりますが、村防災計画には、生活用水の確保として、給水計画の応急給水の中で「区域内の井戸水及び雨水等に消毒剤を添加した水を、水洗トイレの流し水や手洗水等に利用する」としております。

次に、「必要とされる集落への災害用浄水器の配置について」ですが、村では、それぞれの地区に単独の水源地を有しており、全ての給水施設が被災すれば別ですが、ある程度は地域間での給水車等による対応は可能と考えます。また、水道と併用して山水を利用している方も相当数いると思われ、水道が被災した場合は山水も有効と考えます。まずは、ペットボトルによる備蓄を最優先に考えており、災害用浄水器の配置は考えておりません。

次に、「平時からの仮設トイレの現地での備え付けについて」ですが、1基当たり20から30万円として、仮に1地区男女別にそれぞれ5基、加えて議員御提案の高齢者用とか幼児用も設置となれば、5から6地区で2,000万円以上の費用と試算します。さらに、ポリエチレン製ですので経年劣化により7年で更新しなければなりません。また、保管場所の確保を考えれば仮設トイレの備えは現実的ではないと考えております。

最後に、「住民への携帯用トイレを含めた防災用グッズ（防災リュック等）の配布について」ですが、以前に村でも防災リュックの配布をした経緯があります。ただし、中身については個々に準備していただくことをしておりました。非常時の備えは基本的に自分自身を守ることになります。備蓄の有無は、いざという状況での生活の質を大きく左右します。災害時の初期には、避難所にも十分な量の物資が全員に行き渡るほどの用意はできません。日常的に災害

時の対応について関心を持っていただき、個々でできる限りの備えをお願いいたします。災害時に日常と同じ生活を求めれば備蓄品は際限がありません。日頃から水や食料など最低限備蓄しておくことが災害時に身を助ける最も有効な手段であると考えますので、議員の皆様、村民の皆様方の御理解と御協力をお願いし答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） ここで休憩します。

再開は午後1時といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） ちょっと午後になってしまったんですが、午前中の続きということで、まずよろしくお願ひします。

まず水の問題ですけれども、3リットル1日必要だということで、村長の答弁ですと目標とする備蓄数量を満たしているとなっていますということなんですが、やはり今回の能登震災の教訓というのは、これまでのやっぱり見直しが必要ではないかということがまず私の問題意識の出発点なんです。帳尻上は1,000リットル1日必要だということなんでしょうねけれども、250人分で連携して広域的にやることは必要なんでしょうねけれども、確かにいろんな協定を結んだり防災協定ということなんですねけれども、それは必要だと思います。あと未被災地域からの支援ということで、大蔵村だけでは4分の1ですよと、県だとかほかの自治体でありますよといつても、今回の場合は道路が寸断されて、よそから入ってこれない場合どうするかということが突きつけられたわけなんで、従来どおり計画どおりですからこれで大丈夫ですとはならないと思うんですね。そういう意味で、まずこういった道路が寸断したようなときに1日当たり3リットル必要だとなっているんですが、村としては250人分3リットルで750リットルとなっていますけれども、村長の答弁ではですね。ただ、何日孤立するかというのを想定しているかによると思うんですが、1日で孤立が解消されるわけではないと思うんですが、大体どのぐらいの孤立が予想されて、そのためには幾らぐらいの水が必要だと考えでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） ここで答えていたる分としては、1週間とかそういうことは想定していないと思ってございます。今回、佐藤議員からも、またこの後の伊藤議員からも能登半島地震に

よる災害ということを受けて、大蔵村でも非常に災害の多い村だということで御心配をいただき質問をいただいたと思ってございます。

私が考えるに、ほかの人もそういうふうに言っていると思うんですけども、災害というのはやっぱり起きた場所によっていろいろ違ってきますよね。そういったことで、数量的なことについては、多い、少ないは問題ではないのかなと思ってございます。ただ佐藤議員が一番心配するのは、もし全ての、何ていうんでしょうか、そういった物資あるいはお家なりそういうものが全壊するようなことであれば、これは際限がないことであって、一番大事なのは地域としていかに皆さんがあつまって対処していくか、そしてそこに行政なりいろんな支援の手を差し伸べられるか、そういうことだと考えてございます。

そういうことの中で数量云々議論はいいんですけども、特に災害においても、都会で起きた災害とこういった田舎、農村部で起きた災害では、同じ災害の規模であったとしても被害の程度はまた違ってくるのかなと思ってございます。そういうことの中で村としてできる、まず最大限じゃないですけれども、私はお金が無駄になるとかそういうことではなくて、必要不可欠なところはしっかりとキープといいましょうか、準備をしていかなくちゃいけないんでしょうねけれども、そういうことを言いたいことであって、決してそのお金のことではないということを御理解いただきたいと思います。

これからいろいろやり取りをするわけですが、そのことが前提になると際限がない話になってしまふのかなと。議員御自身もそういった災害については非常に、いろんなボランティアとかそういうことに関心があり、そしてまた自らいろんなことをやっていただいている議員でありますので、そのことはよくお分かりのことかと思っています。そういうことの中で、これからこの時間を活用というか、利用して議論をしていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 確かに際限がないということはそのとおりで、あらゆることを想定したらば確かに際限はないわけですし、自助の部分、共助の部分、公助の部分ということはあると思います。だから自分で備えるということも大事でしょうけれども、やはり今回の悲惨な状況を見るにつけ、印象も含めてでしょうけれども、やはり事前に何かできることはできないのかというのは行政としては当然考える必要があると思うんですね。そうした場合に、1,000リットルの水で備えていますよということなんですが、実際に近隣から水が足りない場合に入ってくるといつても道路が寸断されているというそういう想定を今後、これまでにもこういった形で防災

計画ということでつくっているわけですが、当然、国からも見直し等々が来ると思うんですが、そういったことも想定してやるべきだと思うんですが、その点は想定をこれからするという考えは当然あると思うんですがどうでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） まず支援が来るまでの当座といいましょうかね、そういうことで、今回の場合、これは飲み水に限ります。生活用水は、この大蔵村の中であって生活用水に不便するということはないと考えてございます。議員も御存じのとおり、湧き水があつたり流れ水があつたり、当然昔で言いますれば当然流れ水も飲んだわけですけれども今はそんなふうにいかないということいろいろな消毒をして、消毒をしながら生活用水に使うということもここに答えていますし、そういうことの中でしっかりと対応していかなければと。

それから、災害を受けたその地域でありますけれども、地域の中の資源というわけじゃないですけれども、それを十分に活用するということが大事なことではないでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 湧き水があつたり山水があつたりしますけれども、これが本当に使えるかどうかというのは、その災害によってはその水も出なくなってしまったりだと様々あると思うんですけれども、例えばそういう水を使って水洗トイレの流し水だとかということになりますけれども、今の今回の状況を見ると水洗トイレというのも使えないと思うんです。仮に湧き水があったとしても詰まってしまって下水が機能しなくなってしまえば使えないわけなんで、そういったことも含めて考えると、例えば、今度トイレの話になりますけれども、仮設トイレ、こういうのを準備すれば、二、三万円程度かかると。あと7年ごとに更新しなくちゃいけないというのは確かに費用面ではかかるんで、いざというときのためにそれだけ投資できるかどうか、錢金の問題ではないというものの実際はそういうリスク等の兼ね合いにならざるを得ないと思うんですね。

でも、今回のような状況を見た場合に、よそからリースでとこの文書には書いてありますけれども、大蔵村の地形から見て道路、村長は今回の施政方針でダブルルートも含めて災害に強い村づくりということで、これまで国道458をいかにするかということでダブルルートという話にはあまりなかったのが、今回はちょっと変わったなど先ほど施政方針を聞いて思ったんですが、でもやはり、同時にダブルルートにしても今回の能登のような状況を見れば、どこもが寸断てしまえばやはり孤立するということが容易に想定できるわけです。災害はないのは一番いいわけですが、その中で、この文書を見ると、トイレとかも仮設についてもリースをす

るとなると、結局どのぐらいかかるか分からないわけです。そういったものをどこまで現実に用意できるかどうかは別としても、この防災計画の中では、もう安易にリースして、それから発災した後に調達するというそういうやり方でいいんでしょうかと。むしろ、そこを今後見直していく気持ちというか、考えはないんでしょうかということを聞きたいんですがどうでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） リースについては、長期にわたる、あるいは道路が通れる箇所があったらという条件について変わってくるものだと思っています。私が考えるに、ある程度長期になつたり、1週間とか3日とか4日になろうとも当然そういった施設は必要になります。ですから、その地域の中で被災を全ての方が受けているわけでありますけれども、私が冒頭申し上げたとおり村民の中にはいろんなことが得意な方もいらっしゃいます。そうすると、集合体としてその中でそういう必要性に当然駆られるわけでございますので、簡易トイレの設置ということで自分たちが造るということも一つの方法というか、そちらのほうに逆に進んでいくのではないかなどと思ってございます。その際に、必ずしも水洗ということでなくて、従来の方法のトイレになってもこれは当座のことございますので致し方のないことかなと思っています。

それから、男女別とかいろんなこと、年齢もございますけれども、そういったことも、そういうことのトイレを造ることによってクリアはできるのかなと私は考えてございます。当然今、資材といいましょうかね、どこのうちにも、例えばブルーシートとかそういうのがございます。そういうものを活用してもいいでしょうし、必ずしもレンタルをした立派なものとかそういうものでなくとも、それからレンタルというのはあくまでも計画上のことと、道路が寸断されていない場合、あるいはもし本当に長期になって全てのそういう被災を受ければ、大型というか、大きくなれば国や県の支援の中でヘリコプターでそういったものを吊り上げて現場に置くということもなってくるでしょう。

今回の能登半島地震の場合は、半島という特殊な地形、さらには周りが海だということでいろんな、何ていうんでしょうかね、孤立集落がどうしても多くなったと。ところが、その孤立集落が、なくなった道路が開通してもその地区の方々はそこを離れないという方々もいらっしゃった。結局それなんですね。そういうことで、その地域でなければ駄目だという人もいるわけですよ。そういう人のために、そういういろんな救済の仕方も変わってくることがあるでしょうから。ですから、東日本大震災が起きた、あれは東北地方全体に影響したわけでありますけれども、その場合とまた違うということで、必ず災害は同じような被害ではないということ、

それから同じ課題ではないということなんです。その起きた場所と地域によっては、いろんな救済方法の仕方、対処の仕方があるということも私はあるんではないかなと思っています。

そういうことの中で議論を大いにすることは結構なんですけれども、もちろん佐藤議員さんは数多くのそういうところも見てきている、勉強もしているという方ですから、わきまえて御質問も議論もしていただけるものと思っていますけれども、現状に合った形でやり取りをしていければいいかなと思ってございます。よろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） いろんなケースがあるとは思うんですけども、やはり今回の能登の震災を受けて、この防災計画で本当にいいのかというのは、やっぱり私としては、見た感じとしてはもっと先回りというか、それが無駄なコストになってしまふのかもしれません、やはり一定の見直しが必要になってくるのかなとは思ったところです。その辺、見直しするのかどうかというのは現段階では言えないということですから、国で何か見直しの指針なりが出れば見直すけれども、村独自で今すぐ見直すというのは考えてないということでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 計画は、やはり大事でございます。計画のないところにスムーズな運営とかいろいろなことはできないというのは、これ災害にかかわらず、いろんなこと全てがそうなると思ってございます。そういうことから、本当に必要性が感じられれば、当然、今回の能登半島地震を踏まえて変えていかなければならぬところについては見直しの指示を担当課長にしなければならないと考えてございます。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 見直しは必要があればしていくというような答弁だったと思うんですが、やはり当然、日々見直していくなくてはいけないというのは誰もが知ってはいるけれども、なかなか費用対効果の問題やら様々あってできない部分があるとは思うんです。ただ、やはり今回の状況で私などは、半島ではない、ここは山あいの地でありますが、やはり孤立集落が6割もののところが孤立する、いろんな災害があるんで全部一気に6割が孤立するということではないでしようけれども、これだけの、まず少ない人口の中で孤立する可能性がある中で、やはり今回の問題としてトイレと水の問題というのは非常に厳しい状況が長く続いた状況なんで、それに対してのこの見直しというのをぜひ進めていただきたいと思うし、我々議会としても検討していくなくちゃいけない問題だと思うんですが、担当課としてはどう考てるんでしょうか。村長の範囲内でもいいですけれども。

○議長（海藤邦夫君） 東谷危機管理室長。

○危機管理室長（東谷英真君） すみません。担当課としてはどのように（「考えて」の声あり）何を（「見直しについて」の声あり）見直しの件なんですかけれども、県では令和6年度に緊急輸送手段としてのヘリコプターの活用に関する内容に検討するということがメールで連絡ありました。それを受けまして、本村でも指示というか、県の連絡がありましたら、先ほど村長の答弁にありましたように内容を変更したいと考えております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 自助、共助、公助という部分が出てくると思うんですが、やはりなかなか自助といつても高齢化していたり様々あります。そういう中で、かつて防災リュックを村としても配ったということだったんですが、中身についてはそれが準備するということだったんですが、今回、これ大体、二、三千円ぐらいなんです。金額云々ではないんですが、全ての人これを送られても逆に困ってしまうこともあるかもしれません、ある意味でこの防災意識を向上させるためにも村としても最低限必要なもの、簡易トイレも1週間分ぐらい入ってます。そういうものを、いざとなつても使いづらい部分というのはあると思うんです。緊急事態なんでそんなこと言ってられないといつても、やはり人前で用を足すということもできないと思うんで、そういうことを考えた上で何か啓発の一環として、これがいいのかどうか分かりませんが、リュックなどを配るなどして、そういう住民の啓発活動を考えることはあるかないかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 大変、大事なことだと思います。やっぱり地域住民、村民の災害意識、そしてそれを防ぐ、防ぐといいましょうか、それに対する対応の仕方ということを考えていたくいい機会といったら大変失礼ですけれども、そういうことになったんじゃないかなと思ってございます。

今も、能登半島でお亡くなりになった皆様方の状況なり、それから被災所あるいはいろいろな状況を事細かに、時間帯を取ってテレビでも全国的に放送していただいております。そういうことを考えれば、やはり議員がおっしゃるとおり大蔵村でも万が一そういうことをいつどこでも起こり得ることでございます。そういうことを考えたときに、村民自身が自分のこととして捉えて、やはり自分の命は最終的に自分が守るということなんです。

私は、物事というのは、人から与えられたものより自分が必要と思って備えたほうがずっと

その意識は高まりますよね。そういう形に持つていけないかなと思って、大蔵村でも以前、防災リュック、それを配布したことがあるんですけれども、場所によってはある程度違うものが必要になってくる、それでも最低必要限のものを、そのリュックに入れるんだと思います。ですから、おののの考え方はあっても大体同じものになるのかな、そういう意味合いで、佐藤議員は今回、村として配ったらいかがでしようかという話をいただいたんですけども、また同じ二の舞になってしまふという思いで、私は、防災意識の周知徹底、そしてそういったものの必要性を個々の考え方の中でしっかりとそろえていただく、そのほうがより災害に対する意識づけを高めていける、そういう方法だと考えています。そういうことで、今回のこういった答弁にさせていただいたところです。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 村長の考えとしては分かりましたが、やはり今回私も思ったのは、こういった状況で孤立するという時期が長く続くというのはなかなか、私自身も住んでいて多少は想定していても身近には感じられなかつた部分がまだありました。そういう中で1週間も10日も孤立した場合に、果たしてこの防災計画の中でやつていけるのかなという非常に不安な部分もありましたので、ぜひここは、恐らく国でも今回の地震をきっかけにして、また見直しということで来るとは思うんですけども、そういう、その前に地震が来てしまう可能性もあるしほかの災害がある可能性もあると思うんで、そういうものに対して孤立集落を6割程度も抱えるという状況を踏まえながら、ぜひ村として、国を待ってもいいんですけども、待たずして、しっかりと計画をつくってそれを実効性あるものにしていっていただきたいと思います。村長の感想があれば、お聞きします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 佐藤議員の言われることはもっともだと私も考えてございます。

ただ、計画というのは1から10まで細部までなかなかつくれないと思います。つくっても、そのとおりいかないと思います。ですから、ある程度要点を捉えて、動き、それから目的ということをしっかりと捉えた形の中の計画をつくる、それこそが大事なこと、そしてそれに、住民被災者がしっかりと呼応していただけるようなそういう計画づくりが大事だと思うんです。

ですから、ある程度漠然とした形で大まかに設定といいましょうか、目標を立てているんだなと思っています。それを細部に立ててしまふと、その行動以外動けなくなるようなそういう逆の思いも出てきてしまいます。公務員が全てそうだと私言いませんけれども、だからこそ現場に沿つた形の動きができるような計画性こそが大事かなと思っています。そういうこと

の中で、今までいろんな大きな災害が出ている、その災害を教訓として、いろんなことを計画していくことがやっぱり大事なことだと思っています。

大蔵村においては、令和2年の最上川の大洪水の際に、村民の清水合海地区のある程度の皆様方、半分以上になりますかね。その中学校、小学校のグラウンドに避難をしていただいた。その際に村としては、1つの例として申し上げます、すみません、長くなつて。車の中でということは言わなかつたと思います。それでも、避難者というんでしょうかね、被災者じやなくて避難者ですね、被災じやなくてまだ。避難者が自分の車で、やっぱりその家族、待機をしていた、それは何か。普通の場合と違つてコロナ発生時だったわけですよ。それもやっぱり考える。それこそが住民の自分たちに合つた考え方の中で家族を守るという的確な判断の下でやつた避難だと思っています。その際には、グラウンドについては全て開放して、どこを歩いてもいいですよという指示もしました。そういうときこそが、グラウンドは普段入られないわけですから、それに入って駄目だとかそんなことは言いません。そういうことも書いてございません。ですけれども、その時と場合によって、そういう住民の本当に困っていること、あるいはやらなくちゃいけないことに対して即順応しながら職員がその場で判断をするということこそが大事なことかと思っています。そういうことの中で、職員には常に危機管理の意識の高揚とその運用について、いろんなことをお願いしているところであります。

いつも私言いますけれども、恐らく山形県の中で、毎週、週の初めに必ず村民と朝礼といいましょうかね、やつてているということはないと思います。これ時間の無駄だという人もいます、確かに。ですけれども、時間の無駄だけではなくて、そういうことに活用していってくださるのではないかという私の淡い思いも含めて、全てそんな感じでやらせていただいているところであります。私たちのやること全てにおいて無意味なことではなくて、一つ、その目的を持って、そういう行動をしている、そして行動をしていただくということが大事なことかと私は考えています。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 村長の考えは分かりました。

私としては、今回の能登の教訓からしても、仮設トイレを現場に配備することや水をもっと増量することが必要だと思いますんで、そこはまだ村長との見解は、相違はありますけれども私はそれは必要だと主張して私の一般質問はこれで終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長（海藤邦夫君） それでは、3番須藤敏彦議員。

〔3番 須藤敏彦君 登壇〕

○3番（須藤敏彦君） 質問に入る前に、1月1日の能登半島で発生した大地震で亡くなられた方に衷心より御冥福をお祈り申し上げます。被災された多くの皆様に心からお見舞い申し上げ、また現在、復興に毎日頑張っている地元の皆さんをはじめ数多くの方々に感謝申し上げます。

世界農業遺産に認定している輪島市の白米千枚田も大きな被害が見受けられます。私も棚田サミットや東京でのエコプロなどで交流があり、出席した当時の輪島市の交流政策観光課の中田さんや千枚田の皆さんと一緒に、棚田オーナー制度や、当時、朝のテレビ小説で「まれ」というテレビ小説の舞台になったのが輪島市ですね。その話などで楽しく一献やりながら交流した思い出がたくさんあります。1日も早い復興を願っているのでよろしくお願ひしたいなと思います。

それでは、質問に入ります。

現庁舎、中央公民館の今後の敷地跡の土地の利用は。新庁舎建設について、今年4月にボーリング調査、造成工事の発注をする説明がありました。そして本体工事が令和7年に始まり、8年に完成した後に、9年に現庁舎と中央公民館の解体工事が予定されていると伺っております。その後、現庁舎と中央公民館の敷地の土地の良好な利用計画が考えられます。5年、10年後の村づくりに村民の関心が高まっております。村長は、どのような考え方を目指しているのか伺います。よろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「現庁舎、中央公民館、今後の敷地跡の土地利用は」という須藤議員の質問にお答えをいたします。

村が所有している現庁舎の敷地は、第1庁舎と第2庁舎で3,468平方メートル、第3庁舎で1,061平方メートルとなっております。議員の御質問については、昨年に行いました村長と語る会のときも御意見をいただいたところであります。

昭和37年に建設された東庁舎には耐震性がありませんが、昭和59年に建設された西庁舎については耐震性に問題ないとされています。耐震性がない東庁舎は取り壊す方針ですが、正面玄関がある西庁舎については一部の改修は必要かもしれません。2階部分は事務室として利用する価値があると考えております。現在、第2庁舎、第3庁舎を使用している商工会、土地改良区と話し合い、検討しなければなりませんが、選択の一つとして可能なのではないかと考えております。

また、駐車場の部分については花火大会のときのイベントや観覧席として活用し、さらには、商店の貸店舗やマルシェといったことも考えられるのではないかと思っております。第2庁舎、第3庁舎については、耐震基準が改正された昭和56年以前に建てられており、耐震診断は行っておりませんが数年は車庫としての活用も検討しております。児童生徒数の減少によりスクールバスの乗車人数を考慮に入れ、新庁舎の車庫を建設しなければならないと考えているところでございます。

中央公民館につきましては、昭和54年に建設されており耐震性に課題があるため取り壊し、その跡地となる5,023平米の利用ということになりますが、公園としての利用、また、子育て支援住宅や高齢者支援住宅といったことなど選択の一つとして検討してまいります。公園の駐車場はそのまま利用できますし、児童遊具や公衆トイレといった施設を設置するなどして活用すること、また子育て世帯の住宅の分譲地とすることや除雪作業などに不安を抱える自立した生活を送れる一人暮らしの高齢者が一緒に暮らせるような住居の整備ということも検討する必要があると考えております。今申し上げましたこと以外のことについても有効活用が図られるようなことであれば積極的に検討してまいりたいと思っております。

今後の土地の利用については検討すべき重要な課題でありますので、皆様の御意見をお聞きしながら進めてまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） 現庁舎移転ということでほっとしているところです。なぜこんなことを言うかというと、令和2年ですか、あの災害のとき、私も長として24時間役場で待機したとき、いや、駄目だなど何回も村長に言ったような気が、今思い出します。そこで、ほっとしている1人です。あのとき議員の皆さんも、課長さんは何名か知っていますか。ちょっとあの頃のことをちょっと今思い出しながらちょっと話をしてみたいと思います。

あのとき、令和2年7月ですか、11時頃、私役場に来て、いろんなことでやっぱり夕方、夜9時頃ですか、だんだん水が増えてきて大石田の橋に上がったんだとということで大石田も水没、掘内も水位が上がっている。それで急遽、9時頃ですか、9時過ぎですか、村長とみんなで話し合って避難させねばうまくないんでないかということで、夜、夜中、消防団を招集して1人残らずとにかく避難させろということで、私も指揮を取って避難させて、そんなことでしたら、ちょうど避難終わったら、もう決壊ということで水が流れてきたということで、農協ですか、あの辺に水入ってきて、朝、夜明けたらもう水浸しでいっぱいでした。やはりここでは

やっぱりまずいというのが本当に、村長とも朝、堤防ですね、そこを2人で歩いて、一番の低いところで70センチぐらいかな、堤防まで上がる、あれ弱かったら完全に水もう中に入ってくれるような状態でした。そこで、そんなこと言って、前の副村長ですか、安彦さん、「ここに20人ぐらい人いるにや、もしこれ破れたらどうする」と。「いや、2階は大丈夫だろう」と安彦さんが言いました。2階だったら、じゃ最悪だったら屋上まで逃げるしかねえべということで、そんな思い出が今ちょっとあったもんだから、ちょっとこの場で、本当に破れなくてよかったですと思っています。

移転ということで決まりましたので、決まったので、やっぱり、これから新しい庁舎を建てるわけです。それでやはり、いろんな現庁舎、この場所、中央公民館跡、やっぱり有効な、利用活動というか利用しないと駄目だと思います。それは村長もやっぱり考えていると思います。その有効性というのは私たちも考えないと、やはり10年後、20年後の村民が使いやすいとか、有効できるような土地の利用方法というのは考えていかないと駄目だと思います。

そこで村長は、その辺どういうふうな説明書は書かれていないけれども、本当にどういう10年後の村の姿を描いているのか、ちょっとお聞きしたいです。よろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、須藤議員さんから、ちょうど令和2年のときに須藤議員さんは議員さんになられる前ということで消防団長さんをなされていました。そういうことで陣頭指揮を取られたということで当時を思い浮かべて、そして、そのとき感じたことを今お話をしていただいたと思ってございます。

本当にあのときは難を逃れたということで、ただ、残念ながら橋から上流の白須賀地区のほうは、まだ完成堤防ではないということで上流の上部から越水をしたということで、田んぼのほとんど、それから一部住宅については床上浸水ということまでなってしまいました。その際に、まず、いろんなことで御活躍いただいたのが、もちろん役場職員は当然でありますけれども消防団員の皆様方がありました。そういうことで非常に思いが深かった。そして、当時を懐かしんでといいましょうか、振り返ってお話をいただきました。

この最上川ですね。なかなか、何でしょうか、上流からの堆積物ということで土砂が運ばれてくるもんですから、特に大蔵村の場合、銅山川という急峻な川があって上からの堆積物を随分運んできて最上川が浅くなってきているということで、大蔵村については堤防のかさ上げということではなくて逆に河道掘削ということで川の底を掘っていただいております。この量的なものについては非常に多くて、数を聞けば驚くようなものでございます。そういったことで、

堤防というのは上に来れば来るほど耐水圧力に弱いということ、それは誰しもが思えることでありまして、それを防ぐために、やはり下のほうに掘るということだそうであります。

清水、いわゆる新大蔵橋から下のほうは、よそでは見られないくらいの堤防の幅、高さ、そしてその強さを誇る堤防でございます。なぜかといいますと、この堤防はこの最上川中流の中で一番最初に築かれたものであります。ですから、当時の頻繁な災害に対して耐えてきたり、あるいは決壊をしたりということを繰り返していた、そういう堤防であるためにいろんな工夫がされているんですね。中に矢板といいますか、鉄板を入れまして、そして浸透水が漏れないようにとか、それからさらに近年になってからも堤防の幅を広げました。そういうようなことで非常に丈夫になってございます。というのは、何よりもこの大蔵村においては、この清水合海を中心地とするここに村の3分の1の人口が集中している、家屋が集中している、そして公共施設も多いということであります。そういうことの中で、どうしてもこの地域については堤防決壊ということあってはならないという国の強い思いの中で、こういった措置をしていただいているものであります。ただ、今皆さんも御存じのとおり想定外のという災害であります。そういうことで、100年に1度、あるいは100年に2度という形で災害はやってくると認識はしておったんですけども、今は二、三年に1度みたいな形になってしまっているということですから、非常に予断を許さないということであります。そういうことの中で、いろんな対策を講じていただいております。これについては質問以外ですので、ただ、そういう経過があるということで今お話をさせていただきました。

さて、本題に入りますけれども、どんな村づくりということで、庁舎移転に関わる跡地利用についてということでございますので、おおよそ100%ではないですけれども、ここに書いて答弁申し上げたとおりであります。ただ、今までの役場用地は、この建物の建ててあるところは村の持ち物でございます。あと駐車場とかいろんなところは借受け、借りているところも非常に多いんです。それを教訓として、この次に建てる新庁舎については、できるだけ役場自身のやっぱり役場の土地に建てよう、そして駐車場についても自前の村の土地にしようという思いで計画を進めてまいりました。そういうことで、総面積は多くないんですけども、あの面積の中で機能集約した、しかもコンパクトで、住民も、それから役場職員も使い勝手のいい役場を建てるということで皆様に周知をしているところであります。

さて、こちらのほうであります。こちらのほうには今現在の役場庁舎でありますけれども、半分はさっき言ったとおりに半分は解体をしたい、半分は耐震をクリアしているので、そのまま使いたい、使うということはいろんな使い方があろうかと思います。ただ一部やっぱりリフ

オームといいましょうか、中の造作についてはいろいろ必要になってくるのかなと思ってございます。議場もその対象になります。壊す対象ではありません。そういったことですので、活用させていただきたい。ただこれについては、平面にするのか、あるいはこういった形、もちろん、机、椅子は取つ払うことになるかと思いますけれども、そんないろんな活用の方法があるうかと思います。

そして、この第1回目の答弁で申し上げたとおり、役場の庁舎あるいは建物を使っていただいているということで商工会と土地改良区の問題があります。以前から両組織からは、役場の、いわゆる公的建物の一部をお借りしたいというようなことは言っていただいておったんですけども、近々、文章でしっかりととした形で申入れをしたいというようなことを口頭でいただいております。それを受け、議員の皆様方に相談をしたり、内部で検討したりしながらそういったことも詰めてまいりたいと思っています。

さて、今度、建物を壊した後、そのことについて、跡地利用でありますけれども、とにかく村が活性化するようないろんなイベントなり、公的建物を建てられるように、ただし、ここはあくまでも国土交通省のハザードマップで示されている、いわゆる浸水の想定区域でございます。役場を新しく建てようとするあそこの場所でさえも一部は水につかるという場所でございます。そういうことでありますので、いつでも避難できるとか、そういうふうなある程度使い道をしていかなければならないのかなと。ただし先ほど私が申し上げました、いわゆる老人住宅だったり、あるいは子育て支援住宅であったりということを考えますと、それもどうのかなと思いますけれども、先ほど私が言ったとおり絶対破れないなんていいますけれども、ほとんどの水害には耐え得る、そういう堤防を造っていただいているということ。今回、下についてかなり掘り下げをしていただいていると、皆さん、橋の上から見て分かるとおり、いわゆる稻沢前のあの中州さえも見えなくなるように取っていただいております。そういうことでございますので、ある程度の災害については対応できるのかなと。今までこの築堤をして、この上を越えたということはございません。そういうことの中で、さらに、かさ上げなり、いろんな方法を国にお願いをしながら万全な体制を整えて、そして、そういった利活用を進めていきたい。ただし、それができるのか、できるのはいつかということは分かりませんので、須藤議員がおっしゃるとおり、いろんな利活用の方法については、その前になるかもしれませんけれども、庁舎建設と並行とはいきませんけれども、庁舎建設、そして解体が終わった時点で、さらにまた詰めるようにしていきたいと思っています。それから町並みなり、それから中心地の機能というものを大事にしながら大蔵村のイメージを壊さないような形の中の村づくり、まち

づくりに努めてまいりたいと思っているところであります。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） ちょっと安心しました。これやはり役場3年なんてあつという間な出来事なんですよね。それ終わって何かしようなんていたらもうまた10年ぐらいかかります。そうしたら、あつという間に何もなかったんじゃなかったかなという感じが出てくると思いますので、やはりこれ、今からこれを建てるのも大事だけれども、この土地をどういうふうに有効に使うのかというのはやっぱり示していかないと、すぐなんかできません。

そこで、今村長が貸店舗やマルシェという考えもありますが、やはりこういうものを村民の皆さんから何かいいのあるべがと、やっぱり話す機会をいただいて一緒に並行に進んでいかなければ駄目だと私は思います。そんなことで今安心しましたけれども、こっち半分というと、この辺は残るんですね。そうすると、向こうのほうですよ、今、総務課あるほうですか。向こうのほうは取り壊すということ。ここに、例えばいろんな貸店舗屋出れば、向こうは駐車場にしても何も差し支えないというか、駐車場狭いからそういう考えもいいと思いますけれども、やはり何か目立つような、人口はやっぱりばんばん減っているので、やっぱり、今、何でいうか、変わったことをしないと、考え方をいろんな人から意見をいただきながら進めていかないと、有効な土地の利用というのはできないと思いますのでよろしくお願ひしたいなと思います。

それで商工会、土地改良区も向こうのほうですよ、この土地の向こうのほうが土地改良区の、商工会の事務所ですね。商工会の事務所が、役場、土地（「今、広域の消防署をやっているわけです。役場を壊すために」の声あり）そういうものをこのバスの乗車回数も配慮した新庁舎は向こうに持っていくことですけれども、やはりここには住宅はちょっと無理だなと、そんなような気もします。まず、有効な土地の利用を考えてもらいたい。

そして、中央公民館のほうですが、これは、子育て住宅とか選択の一つと今答弁書にあるんですけれども、今子育て住宅と分譲地の状況はどうなっているんですか、入居者の。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 詳細については、担当課長から説明をさせたいと思います。順調だと思っています。お願いします。

○議長（海藤邦夫君） 課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 住宅の合海のほうにした分譲住宅は、今は全て完売となってお

ります。それと併せまして、子育て支援住宅も今、全室入所しております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） 完売ということで、分譲住宅も完売になっていると。でも、やはり老人住宅ですか。高齢者住宅、一緒に暮らせるような住宅整備ということを説明ありましたけれども、これはやっぱりそういう住宅地はどうなんでしょうかね、高齢者とかね。そういうこともやっぱりちょっと踏まえて、場所も国道の脇だし便利はいいと思いますので、住宅というよりも何かやはり拠点みたいな場所を造ることや、例えば私の考えだと7月にバイパス開通すると説明ありました。そこでやっぱり山形県でも第一位のトマトの生産地、野菜、そのほかのそういう、何でいうかな、今バイパスをトマトバイパスとか仮称に名前をつけて村を売って、そしてそこで何か販売所を造るとか人が集まれるような施設があればいいんじゃないかなという私の考えあります。まず、老人が語れるような、朝から老人が集まれるような施設というのは、これからは絶対必要ではないかなと思います。夜は若い人たちが集まり、昼間は老人たちが語り合うような施設をああいう場所に考えていけば、もっと村は変わってくるんじゃないかなというそんな私の考えであります。

そこで、まずそういう中での、まず村長はそこをどういうふうな、まず説明書に住宅とかというのは考えがありますけれども、そういう何でいうか、それ以外に何か考えはありませんか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 実は、この答弁に書いたのは、いろんな方々から言われたものをまずまとめて出したということであります。人は千差万別でいろんな考えがございます。今須藤議員さんからも、アンテナショップではないですけれどもそういう村を代表するような特産品ですね、農産物だったり、あるいはこけしだったり、そういったものを売れるような、そういったものもいかがでしょうかと言つていただきました。それも本当にいい案だと思ってございます。

ですから、私、最初にこういうようなものというよりも、やはりまだこの段階では多くの方々からいろんな御意見をお伺いするということが先決ではないかなと思っているところです。決してこの案としても、ここに列記した案も、村自体で担当者だけ、あるいは私どもだけが考えたものではなくて、こういうものもありますよねという話の中で得た情報をまとめて書かせていただいたということであります。これも立派な村民の意見でございます。それを皆さんになるほどという、うなずけるそういうものに構想をうまくまとめていかなければならぬ、それが村の仕事だと思ってございます。

そういうことでございますので、議員の皆様方も庁舎の建設委員会も立ち上げていただいていますので、こういったことも話し合っていただいても大いに結構なのかなと思ってございまして、大いに今回も、先ほども私施政方針の中で申し上げましたけれども、要望事項をいたしました。それに、紙に書いたことだけが要望ではないと思ってございます。いろんな話合いの中でそういうことを提言いただいてもそれは立派な提言となりますので、ぜひ、いろんなお話を、あるいは御意見をお聞かせいただければと思ってございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） やはり一番大事なことって、これ、庁舎新築と並行に考えてもらって、やはりこれ、村民の方々にアンケートでも用意してもらって、どういうものがいいか、どういうものが必要なのか、ちょっと考えてアンケートなどを出してもらえばなどそんな考えであります。まずよろしくお願ひします。じゃ、どうもありがとうございました。

○議長（海藤邦夫君） ここで休憩いたします。

再開は2時5分といたします。

午後1時5分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

1番早坂民奈議員。

〔1番 早坂民奈君 登壇〕

○1番（早坂民奈君） 初めに、能登半島地震におきまして被災されました皆様にお悔やみと早期の復興を御祈念申し上げます。

質問事項といたしまして、今回私は「出生数をUPする対策委員会の立ち上げを」ということで村長に伺います。

人口減少について各提案をしてきておりますが、今回は出生数について伺います。今年度の出生者は9名、来年度は今のところ1名と聞いております。年々少なくなり、その中で第2子、第3子が生まれた子供たちだそうです。第1子がいない理由の一つに、婚姻数が少ないのもあります。結婚しても村に住まない人もいる。なぜでしょう。個人問題であり関われるのは分かりますが、やはりそれなりの訳があるはず。そのためにも、前回の質問で村長には「話を聞く会」をと、ぜひとも早々に実現していただきたいと思います。

村として何も手を尽くしていないのではありません。2月5日に特定不妊治療費の助成事業が実施されております。子供が欲しくてもなかなか授からず不妊治療をしている方には朗報であります。国や県では43歳までの助成に対し、村は46歳までの延長ができます。ありがたいことですが、1回につき10万円、上限です。は、果たして妥当でしょうか。不妊治療には時間とお金がかかります。高額になっている方もおります。村では、他町村にはない補助金があるのを知らずにいる村民が多いのではないでしょうか。人口減少に率先して取り組まなければ存続も危うくなっている。

そこで、広い意味での人口問題対策委員会を立ち上げるべきだと思いますが、村長いかがお考えでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

[村長 加藤正美君 登壇]

○村長（加藤正美君） 「出生数をUPする対策委員会の立ち上げを」という早坂議員の質問にお答えをいたします。

議員からは昨年末の12月議会での一般質問と同様に、若者だけでなく高齢者や女性の「話を聞く会」の開催につきましては、対象者の方々の要望がございましたらぜひ行いたいと考えているところでございます。

さて、議員からは特定不妊治療の助成事業として、1回につき上限10万円の助成は果たして妥当だろうかとの御意見をいただきました。本村では、これまで県の不妊治療費助成制度に乗せする形で助成を行ってまいりましたが、令和4年4月から不妊治療が公的保険適用になつたことから本村の事業も令和3年度で一旦終了としていたところでございます。しかしながら、体外受精や顕微授精による不妊治療は保険診療となりましたが、先進医療につきましては自費診療となっており、また、43歳以上の方の治療につきましては公的保険適用にならず、治療にかかる全額が自己診療となっており経済的負担が大きいことから、令和5年9月議会で補正予算を御可決いただき、43歳未満の方につきましては、保険適用となった治療とともに行われる先進医療の自己負担の7割について、1回の治療につき5万円を上限に助成、43歳以上46才未満の方につきましては、先進医療を含む特定不妊治療に対し10万円を上限として助成することといたしました。助成の適用時期は、令和5年4月1日からの治療費といたしております。1回につき上限10万円助成につきましては、要綱の制定に当たり、周辺市町村の助成金額や回数等の設定、実際の申請状況の聞き取り、標準的な治療パターン例を勘案し、10万円を上限として設定したものでございます。43歳未満の先進医療と43歳以上の特定不妊治療の両方を補助対

象としている市町村は、県内でも大蔵村を含め2例のみでございます。

今後につきましては、議員御指摘のとおり、助成制度の周知につきましては村ホームページとおおくら広報3月号での周知にとどまっておりますので、様々な媒体を通じ制度の概要を早期に周知するとともに、治療を希望する方に確実に情報が届き不妊治療をためらわずに取り組むことができるよう取り組んでまいります。

最後になりますが、議員の質問事項の「出生数をUPする対策委員会」の立ち上げ、とりわけ人口減少対策につきましては一朝一夕に課題解決できるものではないと考えます。このたびの特定不妊治療制度もその施策の一つでもあります。18歳までの医療費無料化、保育料完全無料化、誕生祝金や小・中学校への入学祝金の慶祝金制度や子育て支援住宅などなど、様々な施策の相乗効果が必要と考えます。今後もできる限り各種制度に取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） 不妊治療というのは人によって、その人によって初期の段階ですぐに妊娠可能になる方もいらっしゃるそうですけれども、これはもうそれぞれですでの仕方ないことなのかなとは思っております。ただ、ちょっと聞いた話によると、不妊治療に行くのに、まず休みを取らなければいけないと、あと時間もかかると。そこが新庄市内で済めばいいんだけども、もしかしたら山形なり仙台なりというので相当な金額がかかっているんだそうです。

それで、今回3回までの補助と、私、特定の43歳以上の46歳未満ということでちょっと質問というか、答えてているんですけども、3回までの補助ということになっているんですが、来年度の予算には20万円の計上しかちょっとなってなかつたんですよね。そうすると、1人、まず3回までとなった場合に1人2回までしか今のところは予算上できないと。ただ、これは個人的な問題もあるものですから、不妊治療しています、お願いしますという形で申請なさる方が本当にちゅうちょなさっているといったらあれなんですかけれども、なかなか申請を個人的にしづらい。だからこそ周知ということで私書かせていただいたんですが、今回の3月号にも特定、あれのを書いてありました。それからホームページにも載つけてありました。そういう意味では、周知はなされているのかなと。でも、見る方がちょっといらっしゃらないんでないかなということで、議会だよりで載せられればと思って私ここで特定不妊治療ということで質問させていただくことにいたしました。本当に村はよくしていると本当に思っております。県内でも2か所しかない。これはとてもすばらしいことだと思っております。だけれども、不妊治療についての、まず金額的には20万円しか取っていないということと、もう一つの、ちょっと懸

念しているのが結婚しても村に住まない方がいる。こういう、この方たちも個人の事情だからとやかく言うあればないんでしょうけれども、どうして住まないのかなということを村長はどうのようにお考えですか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） これは言っていいものかどうかと非常に迷うんですけれども、大まかに言えば個人の事情ですのでとやかく言えない立場かなと思っています。ただ、いろんなことが考えられると思います。例えば、お嫁さんになっても勤められていらっしゃるということで通勤に不便ということ、勤めている場所にもよると思うんですけれども、そういうことで考えられる。あるいは、よその地域よりも雪が多いということ、そういったことの負の面があることは確かでございます。あと個人的にいろんな支援といいましょうか、そういうようなことについては、大蔵村は議員が言ってくださっているとおり、かなりしているほうだと考えます。ただやはり、よその市町村よりも少し劣るという言い方は変ですけれども、まだそこまで到達していない部分もあるかと思います。そういったことを全て相殺しても、決してそんな他の町村からすごく遅れているとかそういうことはございません。ないと私は思っております。そういうことの中で、あくまでもそれは個人的な事情かなというようなことがあります。例えば雪一つをとってみても、住宅を構えた場合だって、新庄の場合と大蔵村の場合、土地の広さにもよりますけれども同じ、大体少しあは違うんですけれども、雪の降る量が違うとは言いながら、雪のやる場所だってそんなに違わないと思いますので、寄せるといいましょうか、除雪するのが楽だというのは大蔵村のほうが楽だと思います、やることになれば。そういうことですので、住む点については、大きく言えばあくまでも私は個人の考え方、そして事情だと思って理解しております。ただ、大蔵村に住んでいただけるように一生懸命いろんなことを考えながら施策をめぐらして、できれば村に残っていただきたいというのは当たり前でございます。

それから出生に関してですけれども、何日か前の新聞に書いてございましたけれども、議員も当然読んでいると思いますけれども、日本全国で極端に出生数が少なくなっている。これについては、一つは大きなコロナという原因もあったかと思います。そういうことの中で、いろんな負の条件が重なりつつ、そういう状況になっているんじゃないかなということ。そして、日本全体で見た場合は、中央のほう、いわゆる日本の中央と言われる関東地方に一極集中、またさらに加速がかかって、そういう現象を生み出しているという残念な結果でもございます。これについても、なかなか国としてはいろんな手立てを講じて、そういうことがないようにしようと思っているわけだと思いますけれども、それが実現しないということあります。そ

いろいろな事情があるということ、私は考えているところあります。答えになったかどうか分かりませんけれども、私はそんな思いでいるところです。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） 私も新聞を見まして、過去最低の人口減少というか、出生数が少ないとということで、大蔵村だけのことではないし国全体としての人口減少だとすごい危機感を持っています。

それでちょっとお聞きしたいんですけども、特定不妊以外に治療して申請を出すと補助金が出るんですが、今までそこまでいかなくとも不妊の補助金をもらった方は何名いてどのくらいの金額だったかちょっと教えていただけますか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 事務的範囲ですので、担当から答えさせていただきます。課長、お願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 特定不妊治療につきましては、昨年度から保険適用になりました。保険が使えるということで3割負担で済むとか。その前の3年度までは一般不妊治療ということで大蔵村で助成をしていたようなんですが、ちょっと2年前までの資料がここにございませんので、下で調べてから後ほどお答えさせていただきたいと思います。恐らく数的には少ないのかなとは思っております。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） 本当に多分、数的には少ないんじゃないかなと思います。でも、数が少ないから不妊治療をしていないというわけじゃなくて、やっぱり子供が欲しくてもこういう助成があるということを知らない方もいるんじゃないかなと思います。ただ、病院に行きました不妊治療をするときに、行政のほうでこういう補助ありますよと教えられて、それで申請なさっているのかなとも思いますので、人数も少ないとは思いますけれども教えていただければと思います。

それで、先ほど言いましたけれども、今回、特定不妊治療には20万円しか予算ついてないんですが、もし、1人につき3回なんだそうですね。その周期があって、それが3回までですよということですので、20万円という金額をもし超した場合、補正というかそういうので助成は、助成金というか、それは可能なのでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 大蔵村が9月議会で御可決いただいた特定不妊治療費につきましては、議員さんもホームページで見ていらっしゃるとは思うんですけれども、まず年齢区分でいきますと40歳未満の方は通算6回まで。これは年度をまたいでもオーケーです。なので、年度内6回ではなくて通算6回までという形です。それから、40歳以上43歳未満については通算6回まで。これも年度をまたいでも限度となる回数ですのでオーケーでございます。こちら含む費用にかかった7割ですね。ただし5万円上限でございます、若い方ということで。村長の答弁にもありましたけれども、県内で2例しかないというのは、うちと長井市のそれを超えた年齢の方への助成でございます。43歳以上なんですかね、保険適用外の先進医療への助成でございます。こちらが上限10万円でございます。こちらは通算3回までという形です。今回、要項をつくっているときに予算をどのくらい置こうかちょっと迷いまして、初年度でもあるし、ほかの市町村もやっぱりちょっと数が少ない、あとはその制度を知っていても、お金を使う申請をしたくないというか、やっぱり分かっていても自費でやる方も中にはいるのかなと私個人的には思っております。今回の要請は、まず初年度ということもあって、43歳未満は2回掛ける5万円で10万円、43歳以上は1回10万円ということで、これは43歳未満と43歳以上で行ったり来たりで使い回しができると思うのですが、一応そのような形で予算編成をいたしております。あとは今後、相談等、周知とかももっといっぱいやっていこうとは思っておりますけれども、相談件数が増えてくれれば、それに応じて予算もいっぱい予算編成しなきゃならないだろうなという感じで事務局では思っております。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） 相談件数が多くて、皆さん不妊治療に率先して受けさせていただければと思いますので、一応ここで来年度の予算が20万円となっていますけれども、それ以上になる可能性もあるということで理解させていただいてよろしいでしょうか。

それで私、今年度、人口減少にちょっと特化して今まで質問してまいりました。最初は学割について、2回目は若者定住ということで、いろいろな話を皆さんに聞いてほしいということで、村長には前回「話を聞く会」ということで申し上げましたところ、対象者の要望があったらということでとても前向きなお答えをいただきましたので、それに伴って、今回、何でこの対策委員会の立ち上げというのをこの課題にしたかというと、人口の、不妊のあれもそうなんですかね、本当に今のところ来年度1名、増えたかどうかは分かりませんけれども、ずっと

と1けたなんですよね。

これ、今年の4月から来年の3月まで、もし1人、もしくは2人、3人になったとき、将来的には学校も複式というか、そういう体制になるしかないと思うんです。でも、個人の問題でここを村から出られるという方もいらっしゃるんですけども、その個人の問題が話せる範囲で「話を聞く会」の中で皆さんから意見をいただければ、それに対応して村でも、村長もそうでしょうけれども、村でも対応できるんでないかなというので、そういう意味での対策委員会を早急に立ち上げないと、国全体が人数少ないので致し方ないんだよではなくて、村は存続するかしないかの瀬戸際まで私は来ているんじゃないかなと思っております。今人口が2,817人でしたっけか。もう来月になったら、下手するともう2,800人切るわけですよね。そして人口、自然現象でお年を召した方はいなくなってしまうし、学校とか会社の関係で村から若い人たちが出ていく。それでは、ちょっと2,000人切る頃に慌てていたんでは、ちょっとこれから庁舎も新しく建てますし皆さんに負担が来ると思いますので、ぜひともそういう広い意味での対策委員会、そんなに深くこうしてほしいとかじゃなくて、今どうして村に人が残らないのか、どうしたら残るのか、そういう広い範囲での、お年を召した方からお子さんを持っている方までそういう人たちを集めて対策委員会を立ち上げてはいただけないかなというので、ちょっとお聞きしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 質問の要旨の、要旨といいましょうか、内容が、今の発言といいましょうか、質問でようやく理解できました、私も。

この出生に関するアップ、その対策委員会の立ち上げという非常に限られた感じの委員会の立ち上げと私も理解しておったもんですから、これについては、大変失礼な言い方になりますけれども、私としては組織の立ち上げをするよりも、逆にこれは非常にデリケートな問題でもありますし、先ほど長南課長も答弁の中で申し上げておりました。いわゆる補助があっても自費で治療しているという方もいらっしゃいます。これも悪いとかいいとか言うもんでもないし、それは個人の判断でしょう。そういうことでやってらっしゃるということ、それだけ非常にデリケートな問題だと思うんです。そういう治療しているそのものを知らせたくない、あるいは知られたくないということもあると思います。そういうことで、そういう状況になっているのかなと推察をするわけでありますけれども、そういうことですから、その問題を云々じやなくて逆にそういう問題を抱えている人が相談に来やすい、あるいは、そういういろんな情報を出すこと、そちらに特化してやるべきかなと判断をさせていただいて今回の答弁となりま

した。

今、早坂議員からおっしゃったのは、村全てに関わる、政策に関わる村で行っている全てが人口増、あるいは人口減を防ぐということ全てに関わってきます。これは、先ほどの答弁の中で申し上げているとおり一朝一夕でできる問題ではないし、また語ったとしても、話合いをしたとしても、それがすぐ効果として表れてくるものでもございません。そういったことで、今、村の中で、行政の中にあるいろいろな会議場所あるわけですから、組織があるわけですから、その中に十分に話し合って私はいただけると思うんです。むしろ位置づけをしっかりとし、これについてしっかりと話をしてほしいという題の設定の仕方ですね、そういうこともやっぱりあると思うんです。村には年間計画を立てる、総合計画を立てる組織もございます。これは決して役場の職員だけで立てているものではございません。住民を交えていろんな計画を立ててございます。そういう中で全てが、住民が関わっているものでございます。そういう中で話をしていく、そのほうがかえって私は効率もいいのかなと。あまり何か一つのことだけにこだわるようなことの組織の立ち上げというのは、私はいかがなものかなと改めて今お答えをしていくところであります。そういうことでございますので、今早坂議員が言われたことを、これは先ほども申し上げましたとおり大蔵村単体だけの問題ではないということ。ただ、数にしてみれば、1人、2人となればこれは大蔵村の問題であります。だからこそ真剣に考えなければいけないわけですよ。

先ほど村消滅というお話がございました。村の消滅はあり得ません。ということは、何になろうとも村の自治体の中で決めることであって、村が廃止するというか、やめるというようなことを宣言しない限り村はなくなりません。そのことはお知りおきください。例えば今、日本全国の中に何百人単位の村もあるということであります。ですから、人口だけが減ったから村がなくなるということではございません。早坂議員が申し上げたのはそういう意味ではなくて、人口が少なくなればいろんなところに支障が出てくるでしょうから、それを防ぐために人口減少を逆に防いでいかなければならないんではないかという提言を受けているものだと理解してございます。ただ表現として、村がなくなるという言い方は適當というか的確な発言といいましょうか、お話ではございませんので、これについては気をつけて発言をしていただきたいと、逆に私から注文を、お願いを申し上げるところであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） 貴重な御意見ありがとうございます。

私も村がなくなるという、そういう意味では申しておりませんので、なかなかこういうふう

に答弁していくというのは難しいものですね、そういう意味では。本当に500名程度の村も存在しておりますので、もっと少ない村も。何か美しい村で調べたときに、私見たとき五百九十何名の村もあるんだななんて思ったんですが、もっともっと少ない村もあるかとは思います。でも、大蔵村は私がここに住んだとき5,000人以上いましたので、今から考えるとちょっと半分の人数になってしまったということがすごいショックなんですよね。でも、そのときの人口減少の比率と今の比率では全然違ってくるとは思うんですけども、ただ、今住んでいる人たちが、いつも言っているんですけれども、ここから出でいかなくてもいい村にしてほしいと願っております。

そして、村長が言ったように一つの組織で対策委員会というのを立ち上げるんではなくてというのもっともだなと思います。というのは、その一つの対策委員会を立ち上げたとき、その委員にいろんな方を選ぶわけすけれども、その選ばれた方たちが果たして的確な意見が言えるかといったときに、やっぱり選択したときの状況もありますので、いろんな組織の中でいろんな方たちの、まずいろんな話合いがあったときに、その中でやはり題材、それは必要だと思いますので、ぜひともいろんな会議の中で人口減少について村がどうしてこんなに人が減っていくんだろうというそういう、皆さんでちょっと考えていただいて、その題を決めていただいて、その中で会議の議題の一つに入れていただければ対策委員会を立ち上げなくとも村のことを皆さん考えることができるかなと思いますので、そういう意味ではわざわざ対策委員会を立ち上げなくても結構ですので、この人口減少についての各、農業委員会の中でも人口減少で農業ができない、子育て世代の中でもどうしたらいいんだろうというのがあると思うので、共通の人口減少に対する題だけでも考えて、いろんな会の中で会議をしていただければなと思いますので、それはよろしくお願いしたいと思います。村長がおっしゃったのは、多分そういうことではないかなと受け取りましたけれどもいかがでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） そういうことなんです。ただ、あまりにも私はそういった組織づくりだけでは空論の話に終わってしまうと思っていますので、やはり村のいろんなことに関するところは、そういう総合計画を立てる、あるいは総合計画を立てるための下の組織というか、ありますので、そういうところで話し合うべきだなと思っています。当然人口は、村の大きな大きな課題だと捉えています。そういうことの中で基本になるわけですから、早坂議員がおっしゃるとおり、やはり皆さんで真剣に考えていかなければならぬと思っています。

ただ我就任して間もなく、特に人口減少が激しかった四ヶ村地区を対象にそのお話を持つて

といった、今回の座談会のテーマとして人口減少をテーマにして持つてお話をしたことございます。それ全村でやりました。そのとき、大変失礼な言い方の私のお話になってしまふかもしれませんけれども、そんな話をするな、村長。私たちの集落に来てそういう話をすることは大変失礼なことだと。私たちだって、今まで離村したというか、その集落からよその地域に出ていった皆様方だって出たくて出ていったんじやないと。何回も申し上げますけれども、やむにやまれぬ、いろんな事情があるんだと。家族的な事情、そういったもので出なくちゃいけなくなっているんだよと。大蔵村が嫌で出るんじやないんだと。その中で、村長自らそういう表題について話し合いを行われていくことは、私たちは受け入れられないと言われたことが四ヶ村の集落で特にございました。やはり、それだけその地域の方々が、人口、自分たちが課せられていることに対しての、何ていうんでしようか、課題を重く受け止めているんだなということを感じました。それをもろに言われたということで、やはりちょっと憤慨されたということなんだと思います。

当然、総論としてはいろいろお話できるんですけども、各論として、じゃ自分については、あるいは自分の集落についてはとなると非常に重いものがあると私は考えてございます。そういったことの中で、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、なぜ出していくんだろうということではなくて、やはり、集落といいましょうか、各集落の中での関わり、絆といふんでしようか、それを逆に強めて、そういうふうにして出でいかなくなるようなそういうことを村が下支え、あるいは支援をしてやるようなそういうことに変わっていかないと、上から目線的な形での人口減少に対する考え方というのは出すべきではないなと私考えてございます。その辺もあって、非常にこの人口問題についてもデリケートな面があるんです。ただ単に補助金を高くしたからとか、いろんなことを便利にしたから、これが少なくならないということではないんだということも当然御理解をいただいていると思いますけれども、その辺も分かっていただきたいと思います。

そういうことで、いろんな組織については、こういった問題を的確に判断をする、そして対策を講じる、そしてそれについての施策を検討する場があるので、そちらでやっていかなくてはならないと思っています。ただ、なかなかそれも細部ということは難しいかと思いますけれども、おのおのの役職に当たられている方々は自分の職責を果たすために一生懸命に頑張っていらっしゃるんだということも御理解ください。前に早坂議員も農業問題が非常に私は分からないと言いながら、役職ですから地域再生協議会、農業再生協議会にも出席していろんなことを学んだはずであります。それと同じように組織の中で学んで的確な御意見なり考え

を、その場だけでなく自分の集落に帰ってからもそういうつながりを持つということを、声には出さなくても態度とかそういうもので広めていただけるようなことを、周りの方々に示していただければと思っているところであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） 今村長がおっしゃるとおりで、いろんな委員会、そういう中で、これもしかしたら題材を決めて一つこういう意見だよというのが出てきたとします。それを吸い上げる大本のところというのはどこに、これからそういう大本のところをつくられれば、いろんな会の中でいろんな意見が出てきたと。それをまとめて、ああ、こうなんだなというのが分かる部署は確実に、対策委員会ではないけれどもつくっていただきたいと思います。

本当に村長いつもおっしゃっています、小さき村だからできること、これは大蔵村だからこそできること、それが特定不妊治療のことですし、これからいろんなことが出てくると思いますので、村長のお考えどおりに何かうまくいくというか、そういうのはもう目に見えて分かるということはないと思います。だけれども、積み重ねることによっていろんなことが実現していくと思いますので、小さな意見だけれどもこんなことが出たんだよ、ああ、そうか、こういうふうなのが出ていたんだ、それじゃこういうふうにしようということが可能になると思いますので、ぜひともそれを実現していただきたいと思いますので、村長の意見はもう大丈夫ですので、これで。それをお願いしながら私の質問は終わらせていただきます。

○議長（海藤邦夫君） 課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 先ほど保留した回答について申し上げます。

令和3年度で一旦終了していた一般不妊治療の助成についてでございます。直近の年度から申し上げます。令和2年度1件、それから平成30年度2件、平成27年度1件、26年度1件、25年度2件でございます。この中には同一の方で回数複数回の方も含まれておりますので、その旨申し上げます。

以上でございます。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） ここで休憩いたします。

再開は2時55分といたします。

午後2時45分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

2番伊藤貴之君。

[2番 伊藤貴之君 登壇]

○2番（伊藤貴之君） それでは、質問させていただきます。

質問事項は「村の災害における「自助」「共助」「公助」について」であります。

質問の要旨といたしましては、今年はまず元日には石川県で大震災が発生いたしまして、たくさんの方が被災されました。亡くなられた方も、これ2月13日と書いてありますけれども、そこから増えてないということで3月1日でも同数の災害関連死を含めて241人に上り、心よりのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、その災害の内容ですが、家屋が倒壊し建物の下敷きになって亡くなる、いわゆる圧死が40%以上の死因を占めました。耐震化が不十分な家屋が揺れに耐えきれず倒壊しました。これは、新庄盆地断層帯の近くの大蔵村でも起こり得ることと私は思います。地域整備課によりますと、大蔵村では耐震化が不十分な戸数は推定で約150戸、全体の15.3%を占めていて早急な対策が必要不可欠です。しかし、令和3年3月には大蔵村建築物耐震改修促進計画を策定し、家屋の耐震化に補助をすると打ち出したにもかかわらず申込みはゼロ件で耐震化は進んでいない状況にあると思われます。これは、周知不足もさることながら多額の費用がかかる割には補助率が低いのが原因と思われます。

それで、まず質問1つ目ですけれども、災害への備えは、自助、共助、公助であり、まず1つ目、自助である住まいの建物の耐震化を公助、つまり補助率や限度額の引上げで少しでも耐震化を促進できないでしょうか。災害はもちろん地震だけではありません。今年は雪が少なく、令和元年から2年の冬と似ております。その令和2年の夏に大蔵村で豪雨災害が起きました。今年も起きてほしくはありませんけれども、また豪雨災害があるかもしれません。そして、各集落においても地震や豪雨による災害を想定しなければなりません。

それで、質問の2つ目です。次に地域という面で共助になります。豪雨災害や地震での被災時において、住民の避難の仕方、自主防災組織の役割、ハザードマップの活用等、行政側は地区への働きかけはどのように行っているでしょうか。令和2年の反省を生かして、災害が起きたときの対策の強化、改善はどのように行ってきましたか。また、令和2年の災害時は、行政職員、消防団員等、地域住民のため非常に一生懸命に活動してもらい、1人の死傷者も出すことなく避難することができました。その災害のために活動していただいた方々に、本当に改めて深く感謝を申し上げるところです。

また、その折に消防団の存在はいかに心強いか改めて感じました。須藤団長も先ほどもおっ

しゃいましたけれども、地域防災において、また地域コミュニティーにおいても消防団は欠かせない存在だと思います。しかし、来年度は例年より多人数の消防団員の退職があるようです。これは消防団員個人に対する負担が大きいからではないでしょうか。春の演習、操法大会など現代の実情に合っていないと思われる訓練も多く見受けられまして、団員の時間的拘束もかなりあります。

そこで、3つ目の公助という面においての質問です。消防団員の負担を軽減し、地震、洪水等の大蔵村に起り得る災害の対策に重点を置いた活動にシフトできないものでしょうか。重要な職務である消防団員の負担を軽減すれば団員の減少を食い止める一助になると思いますが、村としてはどうお考えですか。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「村の災害における「自助」「共助」「公助」について」という伊藤議員の質問にお答えをいたします。

議員からは、本年元旦に発生しました能登半島地震の被災状況や令和2年の豪雨災害における村の対応を振り返り、今後の災害に備え、現在村が行っている防災・減災に関する取組について御提言をいただきました。

我が国は、このたびの能登半島地震のほかにも、これまで平成7年の阪神・淡路大震災、平成16年の新潟県中越地震、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震などの大地震が発生しています。県内には4つの断層帯があり、政府の地震調査委員会による長期評価では、最上管内にある新庄盆地断層帶では、今後30年以内にマグニチュード7.1程度の地震の発生確率が5%以下と公表されております。これは、全国の主な活断層の中でも発生確率の高いグループに属しており、こうした地震が発生した場合、本村では最大震度6強を記録し、多数の建物が全半壊することが想定されます。

議員御存じのとおり、本村では平成21年8月に大蔵村建築物耐震改修促進計画を策定し、その中で県及び関係団体と連携し、木造建築物の耐震診断・耐震改修の補助事業を推進していくとしていますが、補助要綱を制定した当初から現在に至るまで村民からは1件も補助申請をいただいていない状況にあります。このことについては、議員からは補助率や限度額を上げることで事業の促進につながるのではと御提言をいただきました。

村の耐震改修工事に係る補助につきましては、県の補助要綱に沿った形で評点0.7以上の工

事をすることで補助金40万円を交付するというものであります。この評点は、耐震士が耐震診断を行い耐震性能を評価した点数であり、0.7以上1.0未満で倒壊の可能性あり、1.0以上1.5未満で一応倒壊しない、1.5以上で倒壊しないとなっておりますが、評点が上がるほど工事費用が多額となるため、村としては評点を0.7以上とし工事費用が少額でも補助を受けられるよう補助要綱を策定しておりますが、減災という観点からも補助対象要件である評点の見直しや補助金の上限額の改定も含め、今後検討してまいりたいと思います。

また、来年度から県の住宅リフォーム支援事業に、地震による家屋倒壊から命を守るため住宅内に防災ベッドを設置する工事、住宅内に耐震シェルターを設置する工事、居住部分を補強する工事などが補助要件に追加される予定となっておりますので、その点につきましても住民に積極的に活用していただけるよう周知に努めてまいりたいと存じます。

次に、「豪雨災害や地震での被災時において住民の避難のしかた、自主防災組織の役割、ハザードマップの活用等、行政側は地区への働きかけはどのように行っているか」については、令和4年度、令和5年度の村総合防災訓練及びその打合せにおいての説明会を実施し、そのほかにも白須賀地区において個別避難計画作成懇談会を開催し説明したところであります。主な内容は、国土交通省と協議し策定したタイムライン等の研修会でございます。また、反省を生かし災害が起きたときの対策の強化、タブレット端末による災害情報の伝達や災害対策マニュアルの全戸配布、水難用ボート、屋内テントなどの整備を行ったところであります。

次に、「消防団員の活動を、地震、洪水等の災害対策に重点を置いた活動にシフトできないものか」についてお答えをいたします。

これは、法律であります消防組織法第1条に「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することをもって、その任務とする」とその任務が明示されております。災害現場において、その任務に耐え得る訓練は自身の身を守る観点からも必要不可欠であります。災害対策に重点を置いた活動にシフトするにも常日頃の訓練は必要であることを御理解いただきたいと思います。その上で、今後、幹部会を中心に効率的な消防活動ができるよう御議論いただきたいと考えております。各地区において消防団員になり得る方や現職の消防団員が1年でも長く活動を継続していただけるよう議員皆様方の御指導、御協力をお願いいたしまして答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） ありがとうございました。

それでは、ちょっと1つ目の質問について。補助率や限度額の話なんですけれども、これ私も大蔵村建築物の紙をもらいまして見ました。補助率が20万円上限が、何だっけ、耐震士から見てもらう金額、それから実際に耐震改修の補助事業は40万円までということで、山新にも書いてありますけれども大体リフォームに260万円ぐらいかかるというので、40万円ぐらいだとちょっと少ないんでないかなとまず思いました。県でも何か予算がついたようでそこら辺はちょっと詳しくないんですけども、これは上がるのじゃないかなと思っている、期待しているところです。この補助率を上げて、じゃ耐震化するかという人が出ましたら大工さんの仕事にもつながりますし、またやっぱり、もし地震が起きて倒壊したときに入命が失われる確率は本当に高くなると思います、このたびの地震を見ましても。それでやっぱり災害起きても、何よりも大切な人命が失われないようにするべきだと私は思いますので、その辺はいかが考えでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 先ほども、災害に関してはお金の問題が残念ながら出ました。これは避けては通れないことだと思いますけれども、全てお金最優先ということではなくて、いかにすればということでいろんなことを考えていく、それこそが人間のなせる業だと思ってございます。そういうことで40万円が妥当かどうかということ、今伊藤議員の話では200万円以上かかるんだということの中で少な過ぎるということ、よその市町村との兼ね合いの中、あるいは県からのそういうひな形があって、そういうふうにある程度は設定されていると思っています。それでも村の独自性ということを出してやっていくということもあるかと思います。その辺の決定、経過についても、担当課長からお話をさせていただきます。私は、ここで申し上げたとおり、そういうことを調べながら最終的に判断をしてまいりたいという答弁をしたところであります。

それでは、担当課長よろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 課長さん、お願いします。

○地域整備課長（早坂健司君） まず評点0.7にした理由ということですが、築40年の住宅に住む世帯のうち6割以上が65歳以上ということで家計を支えているということで評点を1.0に引き上げることで耐震改修の費用が多額になるということで居住者の負担が大きくなるということで0.7という評点にさせていただいたところでございます。

先ほど議員からお話ありましたとおり、平成29年から令和元年までの県内の耐震改修に要した費用の平均が先ほどおっしゃられた260万円となっております。実際に耐震改修を行わない

という理由なんですが、費用負担が大きいからという方が74.4%、古い家にお金をかけたくないからという方が44%ございました。それと、今現在のほかの市町村の状況ですが、評点の0.7以上が対象というのは2町村、本村も含めてでございます。評点0.7以上評点1.0以上が6市町、評点1.0以上対象が25市町村となっております。併せて、どのくらいの改修費用がほかの町村で設定されているかと申しますと、0.7以上の場合はほとんどの市町村において40万円でございます。評点1.0以上の改修工事の場合ですと80万円から120万円という形になっておりますので、今後、議員がおっしゃられたような形で、ある市町村では0.7以上と1.0以上ということで2つ設けているところもございますので、そういったことも勘案しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 分かりました。ありがとうございます。それでは、なるべく本当に倒壊して亡くなってしまうとか、あとは救出もしなければならないということになりますので、促進できるように緩和なりしていっていただければと思います。

それでは2つ目の質問ですけれども、共助ということで地域への働きかけとか、それから、先ほど佐藤議員の質問にもありましたけれども、大蔵村の防災の、何ですか、策定した計画とかもありまして村でも頑張ってやってくれているなと思います。それで、あとは本当に各論になってしまうんですけれども、また要支援者の逃げるとかのタイムラインとか、そういうのをきちんと策定していただきたいと思うところです。

また、あとは水害に関してちょっと話をするんですけども、各地区の用水路等の点検、補強改善等も一層進めていっていただきたいなと思うところです。令和2年のときは今より防災意識が低かったように私は思うんですよ。水上がりになって、またこのたびの地震もありまして防災意識高まってきたと思うんですけども、これからも災害はいつ起こるか分からない状態ですので、どんな周知をしていったらいいのかというのを一緒に考えていっていただければと思います。私もそれに対し協力しますので、防災士の資格を取りましたので一緒に考えていけたらなと思っております。ちょっと2番目は提言になってしまったんですけども。

それでは3番目の消防団、公助についてですけれども、消防団、すみません、ちょっとお待ちくださいね。任務に耐え得る訓練を消防団はしているということでありますけれども、これはこういうことを言うとあまりいい印象を持たれないんですけども、やっぱり私も消防団に入ったときに、この訓練意味あるんべかとかと思うようなことってあったんですよ。ちょっと、

ちらっと話聞いたんですけども、このたび操法大会は少し縮小、何かするとかという話で、その辺ちょっと聞かせていただきたいと思うんですけども。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今伊藤議員からは、いろんなことがございました。

まず1番目は補助率の増額を検討といいましょうか、ランクごとございますので、それについて先ほど課長が申し上げたとおりであります。

それから2つ目は、要支援者の避難のタイムラインというようなことと、それから用水路の点検とか確保、そういったことをしっかりとやっていただきたいということ。それから、防災意識の高揚を村民全体に図るべきではないかということの提言がいただいております。これについても、ちょっと課長から。じゃ、私からちょっと申し上げます。これについては、そこに書いたとおりで、今議員から言わされたように令和2年のあの大洪水を経験して、いろいろ反省点を踏まえてここに書いたとおりで、いろんな防災グッズということで、例えばボートまでも準備しました。そういうこともして対応はしているつもりであります。

それから、消防団の職務軽減といいましょうか、仕事内容軽減でありますけれども、これについては法律で定められているとおりだということ。ただ、やはりそうは言いましても働き盛りの皆さんのが団員でございます。そういったことで、仕事との兼ね合いの中、負担にならないような形の中でということ、これは若干の負担はしようがないと思いますけれども、自分のうちを守る、村を守る、地域を守るという観点から消防使命を果たしていただいているわけであります。そういうことで、今回消防団の幹部もいろんなことを考えてくださって、それに前向きに取り組んでいるということ、お話を伺いしてございます。

そういうことの中で、まず操法の大会の縮小、それから期日の変更ということもございました。そういうことも今の若者に受け入れられる提案をしたいということで、幹部の皆様方が考えてくださっているというお話を聞いてございます。そういうことの中で、やはり操作は、それでもやらなければ、なかなか放水をしたり、その行動が伴わないということになるでしょうから、そういう訓練については全体でやるのか、おののおのの部署でやるのか、そういうことも含めてこれから検討になるものと思っています。伊藤議員から言わされたことももちろんでありますけれども、消防団内部からもそういった話も出ているということもお伺いしていますので、消防団についてもそういうことを考えて、これからいくというお話を聞いていますので御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 分かりました。ありがとうございます。そういうことで、総合的に地域の防災ということに関して皆さんで考えていくたい、これから活動していくたいと私も思っておりますので、これからもよろしくお願ひ申し上げます。

また、あとは若い消防団員のおかげで地域の安全が守られているというのは事実でありますから、これからも重要な役割だと思いますので、そういう重要な職責が減っていったとか、だんだん縮小していったというのも寂しい話であります。またコミュニケーションもそこで取られているという側面もありますので、消防団もぜひ負担を軽減していただきまして団員の確保をしていただきたいと思います。

それでは、これにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（海藤邦夫君） それでは、8番斎藤光雄君。

〔8番 斎藤光雄君 登壇〕

○8番（斎藤光雄君） 最後になりました。少し御清聴いただきたいと思います。

私からは、村政について4点ほど村長に質問したいと思います。

初めに、新庁舎整備の地盤は液状化による心配はないのかということで、能登半島地震が今回発生しまして液状化による建物はすさまじいものがありました。建設予定地は、東に山を抱え、近隣に昭和時代の亜炭採掘の坑道が数多くありました。汚水が坑道よりも地下浸透し、今後予定地の森林伐採により保水力が低下し、この地内の水位は下がることはないと思われております。地質調査・調査ボーリングの結果は示されておりませんが、良否の判定による他の予定地も視野に入れるべきではということで1点目です。

2点目は、豪雨災害に関する座談会の開催についてですけれども、以前、ここに危機管理室長がおられますけれども、練習の形でということで私も役員に入っていいますのでその中に入っていました。それから1年ほど過ぎて、令和2年度と同じぐらいの今気象条件になっていると思いますけれども、あのときもちょっと私申し上げたと思いますけれども、村の中でその当時に200項目ほどの問題点が上がったとそのことについて話していただいて、私は常にそのことを常在化して防災のことをやっていただければ防災につながるんじゃないかなと思うことで、今回も座談会をいつ開くのかなと。ただ、前回は30人程度の役員ということもありましたけれども、私、村長の答弁を見ていますと、役員だけではなく幅広くいろんなことを経験された方がおるわけです。だから、それによってやっていただきたいなということで今回質問させていただきました。

あと診療所の体制についてですけれども、あと前回も私これで2回目とはなりますけれども、

やはり私と荒川医師も1つぐらいしか変わりないし、私も年金をもらうような年にそろそろなります。そういう時期になってきて、この問題をずっと私見ていて、10年ぐらい前から騒いでいることも事実であることは知っています。山形新聞の紙上の中にも、医師不足、みとりとか、あと、そういうこともできないような体制がだんだんできるということもありますし、今後、診療所の廃止も本当に視野に入るんじゃないかなと見ております。それで、定住とかそういうふうに、定住、移住にはっきりと示されるんじゃないかなと思われますので、その辺を逆に今のうちにはっきりしておいていただいたほうがいいということでちょっと質問させていただきました。

あと合海地区のある所有地についてですけれども、これは、村長ずっと前から御存じだとは重々思いますけれども、私も村長に話せばいいのかなという程度でおりましたけれども、やはり今回、常用の草刈り機械も村から20万円ほど頂いて、私も役員やっていて、それは非常に助かっております。でも、近隣に住む方々より、毎年毎年来るもんですから、だから、この場で一応1回けじめの意味で提言させていただきたいなと思う意味でさせていただくことになりました。

そして、根本的に舗装工事などをやっていただけないかということで、それとあと毎年毎年草を刈っているのは分かります。そして、前回も2万7,000円ほど日給を頂きました。それを、私会計やっているもんですから全て把握しておりますけれども、近隣の地区のすぐ隣の人間は、私たちちはその場を絶対見ていないわけです、言われてから見にいく程度なもんですから。それで、だから直接、村長のところに行ってくれと言っても、なかなかその人たちもそんなことはできないよと言っているもんですから、ある程度そういうことの意味合いも兼ねまして、ここで10年も私もこうやってずっと毎年毎年このような問題が起きてくることちょっと懸念に思っています。そして、あと一番問題だったのが、なぜ村の土地に対して、この機械も買って、今回ちょっと怒られそうかなと思うんですけれども、何で村の土地に対して草刈りしなきやなんないんだと住民からちょっとぽつぽつというような声も上がっているもんですからその辺もちょっと含みで、確かにいろいろ対処はしてもらっていますけれども、その辺も含めて検討いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

[村長 加藤正美君 登壇]

○村長（加藤正美君） 「村政について村長に問う」という斎藤議員の質問にお答えをいたしま

す。

議員からは、4点について質問をいただきました。

1、初めに「新庁舎整備の地盤は液状化による心配はないのか」ということについてお答えをいたします。

今年1月に起きました能登半島地震は日本の国土形成の一端が分かるような激しい地殻変動であり、自然の驚異をさまざまと見せつけられました。この地震により液状化現象が起きたところが多数あり、大部分が砂丘地であったとの調査も出始めているところでもあります。村民の皆様方からすれば心配だという御意見もあるとは存じますが、私はこのような災害にどう備えていくかが必要であり大事なことではないかと考えております。今判明していることを検証し、その結果に基づいてしっかりととした備えをしていくことが肝心なところであると考えております。また、来年度予算で新庁舎建設予定箇所についてボーリング調査の予算を計上しております。その結果を十分に検討し、よりよい安心安全な新庁舎を建設する方針に変わりはございません。このことについては、新庁舎建設の基本計画にもありますように主要な命題の一つでもあります。議員におかれましては、今まで培われてこられた知識と経験を基に新庁舎建設について御協力下さるようお願いをいたします。ということで、次の予定地ということは考えてございません。その場所でしっかりととした耐え得る庁舎を建設していくということです。

2つ目、次に「豪雨災害に関する座談会の開催について」との質問にお答えをいたします。

議員からは、合海地区の役員会に危機管理室長が赴き練習の形での座談会が開催されたが、本格的な地区座談会はどの時期に開催されるのかとの質問をいただきました。事前に合海地区代表と相談したところ、座談会の開催よりも役員会のほうが30人くらいの人が集まるので、役員会において説明してほしいということでしたので、役員会へ赴き説明をさせていただいたところです。危機管理室長が行ったわけでありますのでそういう答弁になっておりますけれども、今後、定期的な災害訓練や研修会は必要と考えますので、地区と相談しながら対応してまいります。全員参加のそういった座談会が必要となれば、村としてもきっちりそれに対応した形でまいります。

3つ目としまして、「診療所の体制について」という質問にお答えをいたします。

議員からは、本村の医療体制を維持していくため、医師確保と今後の診療体制についての質問をいただきました。診療所は、包括的な医療サービスを提供する地域医療を基本として、保健及び介護と連携した中で、検診結果に基づき適切なフォローアップとなる予防医療や患者の

自立した生活を支援する在宅医療に力を注いでおります。さらに、2次医療圏の基幹病院である県立新庄病院をはじめ県内の各医療機関と連携を図り、感染症対策や専門的な検査や治療ができるよう医療支援も整えております。

さて、本村の医師の勤務条件として定年退職は65歳となります。現在の常勤医は令和8年3月末で定年を迎えることから医師確保への取組が必要であり、関係機関である山形県医師会、へき地医療拠点病院への派遣要望を行うとともに医師同士の情報を基に村内での勤務条件や支援策に納得して勤務していただける医師を探している状況であります。

また、今後の医療体制については現在の医療体制を維持していきたいと考えておりますが、これから的情勢や人口減少などによる影響で現在の医療体制の存続が困難となる場合には、近隣町村との連携した体制も検討して診療所存続に向けた取組も検討しなければならないところであり、村民が医療支援を受けることができなくなる診療所の廃止は避けなければなりません。私も、大蔵村で安心して暮らすために医療体制の確保は重要なことであると認識しておりますので、常勤の医師確保については重要課題として捉え、議員皆様方や診療所の先生方と相談しながら村としての医療体制の方向性を考えていきますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

4、最後に「合海地区にある村所有地について」という質問についてお答えをいたします。議員御質問の村所有地については、以前に住まわれていた方から平成21年に寄附を受けておりますが、その寄附に当たり、管理について当時の合海地区の役員の方々と話し合い、平成22年に、その土地の環境整備工事を行ったところであります。その後に合海地区の消防ポンプ庫の用地として利用されているという状況であります。

草刈りにつきましては、地区代表と話合いを持ち、年3回の草刈りを見込み、時期も示す方向で進めているところであります。そして、合海地区からは、こういった場所や地区で管理している土地の草刈りなどに利用する計画で地域活性化推進事業の申請があり、常用草刈り機の購入補助を行い、それを活用して草刈りをしていただいております。

今後とも地域との話合いをしながら事業を進めていきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げ答弁といたします。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） それでは、第1問目の新庁舎から再質問をちょっと1点ほどさせていただきたいと思います。

一応村長の答弁ですと、良否の判定によることにも考えていないということでございますけ

れども、例えば岩盤とか出ない場合にはできないと思うんです。岩盤とか出ることをやはり望んでおりますけれども、やっぱりそういうときには幾ら薬注をやっても効かないと思いますので。それとあと設計にも多大なる影響が出てきて設計変更もなると思いますんで、そのときはまるつきり考えていないじゃなくて、リスクのある土地には変わりないですからそのことも含めて、少しそのときは実際考えていただきたいなと思います。そうしないと、後で大変な事態が起きることは想定されますので、そのような形でひとつお願いしたいなということで答弁いただければと思います。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 斎藤議員の言われることも理解するところもあるんですけれども、今この時点での用地が決まった、そして着々と進んでいる中で、そのことを表にしてからは、これは逆に大変なことになろうかと思います。そういったことで、そういうところで今の技術の中で対応できるということも聞いておりますので、一応私としては、よその土地については考えていないとということを申し上げたところであります。

それから斎藤議員も随分心配されておりましたけれども、あそこには沼地があったということであります。沼地があるということは水がたまるということで下に底があるということだと、岩盤があるということだという理解だと言われる方が非常に多くいらっしゃいます、専門家の内で。そういうことで私も両方の意見も聞いていますけれども、そういうことで確信を得ているところであります。そういったことでいろんな、ここに決まるまでにも二転三転ございました。そういうことの中で、さらに村民の不安をあおるようなことは申し上げたくもありませんし、そこの中でしっかりと決めていくと、建てていくということを申し上げているところであります。御理解をいただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） その方向でやるとは思いますけれども、のべつくまなくやっぱり金も予算もかかるわけです、やっぱり。今回、伐採工事もございました。そして、恐らく地滑り工事にもなるんじゃないかなと、そういうことも想定されますので、そういうこともいろいろ含みながら今後進めて、駄目なときは駄目だという形ではっきりお示しいただきたいなと思います。このまま進めても30億円もかかるようなことが、それにまた対策工事があって40億円もなりかねないようなことも懸念されます。その辺も含めて、ひとつ今後進めていただきたいなと思います。

あと2点目ですけれども、座談会ですけれども、やはり前回ですけれども、申し上げたかど

うかは分かりませんけれども、避難所の運営の際に、やはり障害者、高齢者、認知症の方とかといろいろな方おりました。だからその際に、やはり前回も申し上げたと思いますけれども、二度とあそこの避難所にはもう行かないよと、あんな対応だったらということで言われていたもんですから、そういうこともあって、あと合海地区から学校まで行く間につらかったわけです。学校もまるっきり暗かったです。だから、それもいまだに解決したとはちょっと私は思っておりません。だから、ただ座談会をやるとかやらないとかという問題じゃなくて、そういう問題があったにもかかわらず何でやらないのかなと。それを問題化して、みんなに投げかければ常日頃の防災意識につながるんじゃないかなと。そういう意味で私は座談会をやっていただけないかということで申し上げた次第であって、前回もそのようなことを申し上げたと思うんですよ。だから、そういう意味でもう少し考えていただきたいなと思って、できれば室長から御答弁いただきたいなと思いますけれども。（「まず私から」の声あり）

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 避難所の運営について議員がお聞きになったというようなことは、ああいう避難所の体制であれば行かないという人がいらっしゃったということ。それは、それぞれ人の考えることですから、いろんな多様な御意見があろうかと思います。逆に消防団なり、そういう方々から聞きますと、それは、落ち度といいましょうか、対策が万全でなかつたところもあるんでしょうけれども、小中学校の体育館にああいった形でしっかりと対応していただいた、それから、いろんな配慮をしていただいたということで大変褒めてくださつた方々もいらっしゃいます。意見というのはそれぞれ他方あるわけですから、できるだけ非難をされるような意見が出なくなるように、当然議員がおっしゃるとおり対応していかなければならぬのだと思っています。ただ、避難でございます。常日頃の快適な生活を望むようなことが言われても、それは対応はできません。そういうことも御理解かと思いますけれども、その辺も逆にそういう方々に対して、議員の立場として説得していただく努力もお願いしたいと思います。それから、その座談会のことですけれども、しようと思ったら地区代表さんの方からそういう形でお願いしますと言われて、危機管理室長としては断れなかつたということだろうと思います。再度、そういうことであれば、新たに計画を組み直しして、合海地区なりどこなり、そういう要望があればしっかり対応はしてまいりますのでその辺を、集落といいましょうか、地区内での意見の集約をお願いしたいと思います。

じゃ、危機管理室長に答えさせます。お願いいたします。

○議長（海藤邦夫君） 東谷危機管理室長。

○危機管理室長（東谷英真君） 今村長から話があったとおりです。私、合海の矢作代表さんに伺いましたして相談したところ、役員会のほうが30人ぐらい人来ます、座談会だとちょっと何人来るかも分からぬような状況だから役員会でやっていただきたいということでしたので、先ほどの村長の答弁にあったとおり、役員会において説明をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） 前回の役員会は、ちょっと違うような答弁もありますけれども、やはりそういうことの、仮とかじゃなくてしっかりしたもので今後やっていただきたいなと思います。しっかりと、そういう問題も起きてますんで、それも一応踏まえて、そういうことを常在化してしゃべっていることが防災にきっとつながることだと思いますんで、ひとつ今後、対策をひとつよろしくお願ひいたします。

あと診療所についてですけれども、今、先ほども村長言ったとおりで、あと8年にはいなくなるんだろうなと思っています。その辺も時期が来たら、そういうことではっきり言える時期が来たら言ってもらって、そういう事情だよということははっきり、10年かかるって全然今までも、落ちつきそうで落ち着かないような医師もいたもんですから、そういう状況だよということで、きっちりお話ししていっていただきたいと思います。これに対しては、答弁は要らないです。

あと合海地区にある所有地ですけれども、これは、確かに答弁のとおり、いろいろ補助金ももらって何かしております。でも、こんなに十数年、何年と来ていて、私も近くにああいう土地があれば、はっきり言って怒ります、やっぱりね。草生えて蛇は出るとかと、先住的に隣にああいう地内があればそういうふうになるもんですから、その辺をきっちりと村長、いろいろ事情、嫌なことを知っているはずですから、その辺きっちりと対応してもらって役場の担当もきっちり、誰がやった、誰に連絡すればいいのかとか、そういうふうによく聞かれます。必ず私に来ます。だから、でなかつたら、役場の、今度は地区のほうでも聞かれて分からないとか、一切手をつけないからとかとちょっと言い始めまして。だから、せっかく補助をもらって、私はあそこを刈って対処できるんじゃないかなと思っておりましたけれども、地区代表はもう、あとは二度とやらないからとかというようなことをちらっと言い始めましたんで、そういうことを含めまして、きっちりとした、しっかりとした対応をひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） あの土地については、私が実際受け手となって頂いた土地であります。

実は、柿崎 嵩さんという京都にお住まいの方が、私とのいろんな交流の中で、村長、あの土地を何とか大蔵村でもらっていただけないかということでした。実は売ってほしいという話もあったそうであります。ですけれども、私は売ってもこの年ですし、お金をどうのこうのという気持ちはありませんということ、ぜひ村のために役立てていただければということで、実は柿崎さんが火災のことをおっしゃったんですね。合海清水の大火ということ。それで、御覧のとおり清水合海については軒並みおうちが並んでございます。そういうことで、大火を防ぐためにも、あれほどの距離でそういうことができるかどうか、効果があるかというようなことちょっと疑問ですけれども、グリーンベルトとしておうちが並んでいなければ、ある程度防ぐことができるのかなということを彼なりに考えてくれていたようなんですね。

ただその際に、境界だけがはっきりしなかったもんですから立ち会ってほしいということ。そういうようなことも言われまして、村の仕事ではないんですけども村に頂けるということだったもんですから、当時の総務課長といろんな方々の御協力をいただいてあの土地をいただきました。当然買うことになれば、ど真ん中ですのでかなり値段はするものかと思います。実際欲しい人もいたような感じもしました。それでも、村として頂いたところであります。よく空き家問題の中で、そういう村が必要とするとか、あるいはいろんなものが空き地についてそういうことが話をされますけれども、あそこの場合は村として所有しておいても、それだけ価値があるものだと思ってございます。そういうもので頂いたということ。

その管理についてですけれども、もし集落等地区としてできないということであれば、村でしっかりと管理してまいります。ただその際、あそこの舗装という話も以前に出たような気があるんですけども、舗装についてはする考えはございません。なぜかというと、舗装するということは、ただ単に管理を抑えるだけのものになりがちであります。隣地の方もいろんなことをお話しされるの分かるんですけども、やはり大蔵村との土地の境界に立っているいろんなおうちもいっぱいあります、大蔵村の中で。その方々が全てそういうことを要求したらどんなことになるんでしょうか。やはり、自分の隣接地、全てではないですけれども若干について困るようなところは自己管理の中である程度管理をしていただいております。そういう協力姿勢ということも必要なものではないでしょうか。以前には蛇とかそういうのは出なかつたのかというと、決してそうではなかったと思います。私も若干存じ上げておりますけれども。

ただ、その草刈りについては、どうしても今言ったように村管理でやってほしいというんであれば、年何回という決めた形で、成長すればすぐではなくて、やっぱり年何回という決められた予算の中で、しっかりと何月と何月と何月ということで示して管理をしていきたいと思って

ございます。例えば、今子育て支援住宅の、あの空き地については草刈りをしたり、いろいろことをしながら子供たちの遊び場にしてございます。あれは完全にそういう目的で、そういうことをしたものであります。あそこの場合ですと、結局、自分のうちの子供とか利用する方がある程度管理してくれれば、それで村としては悪いとは言いません。もしそういうことがなければ、村として本当にほしくないのであれば、村として境界をきっちりケーブルを張つて、入室というか、踏み入れることを禁ずるということにしたいと思います。

でも、それではあまりにも村の対応として非情ではないかと思うんですよ。その周りで使える、それが逆に利点となって、そういう利用をしてほしいと思っているところです。そういうこともお互いの生活の中で、暮らしの中で考えていく、自分だけがよければいいという考えを捨てていってもらうようなそういうことにしていただかないと近所づき合いもままならないような感じがいたします。そういうことで、あそこについては、合海集落を守るものとして消防小屋を建てたいということでしたので、それも村として了承してございます。そういうことで、公共的なもので使うことであれば、いつでも村としては貸したり利用してもらうことを許可したいと思っているところであります。

そういうことで、今後については、集落として、合海集落との提携ではないですけれども、はつきり交わして管理するということで、もし望むんであればやっていきたいと思っています。ただ、過剰な管理についてはできかねます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君） 齋藤議員。

○8番（斎藤光雄君） やはりそうやって契約を結べば、村の中での作業としましても、村からちゃんとした契約をいただいてそういうふうにやっていると。何で地区で村の土地を草刈りしなきゃなんないと、それも一つ解決されると思います。

それと、あと草も3回程度やってもらって、それで効果は大体出ていると思います。それで、それ以上の効果を増すためにも、事前にやっぱりそろそろ草を刈りますからとかと、逆に相手から来る前にそういうことを言ったのと、こっちから言ったのとでは全然違うと思うんですよ、やっぱり。だから一方的だとかそういう意味合いではなくて、総合的にそういう形で、そろそろだねとか言えば、まるっきり感情も変わってくると思います。やはりクレームをつけるようなことは段々少なくなってくると思いますんで、その辺をきっちりと対処していただきたいと思います。村長、何か返答あればお願ひします。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君）　　村との境界地は多々いっぱいあろうかと思います。でも、今回のように、住宅地のど真ん中で、そういういたクレームがその人にだけ多いということは非常に私は残念なことだと思っているところです。村としての責任もあるんでしょうけれども、お互いがということで今、斎藤議員がおっしゃった形で譲歩できるような形になれるように、何とか関係改善といいましょうか、話し合いを進めていければと思ってございます。

以上です。

○議長（海藤邦夫君）　　斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君）　　じゃあ、ベストな形で維持できるように村長からもひとつ御尽力いただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（海藤邦夫君）　　以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、3月5日午前10時より開会いたしますので御参考ください。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時54分　散会

令和 6 年 3 月 5 日（火曜日）

第 1 回大蔵村議会定例会会議録
(第 2 日目)

令和6年 第1回大蔵村議会定例会会議録第2号

令和6年3月5日（火曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	佐藤勝君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斎藤光雄君
9番	鈴木君徳君	10番	海藤邦夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後享君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	長南正寿君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
診療所事務長	小野秀司君
危機管理室長	東谷英真君
デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長補佐 岡部雅人君

議事日程 第2号

令和6年3月5日（火曜日） 午前10時00分 開議

第 1 議第 3 号 大蔵村犯罪被害者等支援条例の設定について

第 2 議第 4 号 大蔵村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の設定について

第 3 議第 5 号 大蔵村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

第 4 議第 6 号 大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 議第 7 号 大蔵村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議第 8 号 大蔵村消防団条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議第 9 号 大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議第 10 号 大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議第 11 号 大蔵村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第 10 議第 12 号 大蔵村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第 11 議第 13 号 大蔵村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第 12 議第 14 号 大蔵村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第 13 議第 15 号 大蔵村障がいのある人もない人もともに生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について

第 14 議第 16 号 大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について

第 15 議第 17 号 肘折いでゆ館及びカルデラ温泉館の指定管理者の指定について

第 16 議第 18 号 大蔵村湯ノ台スキー場の指定管理者の指定について

第 17 議第 19 号 ふるさと味来館の指定管理者の指定について

- 第18 議第20号 村道路線の認定について
- 第19 議第21号 教育長の任命に同意を求めるについて
- 第20 議第22号 令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）
- 第21 議第23号 令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第22 議第24号 令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）
- 第23 議第25号 令和5年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第24 議第26号 令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 第25 議第27号 令和5年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第26 議第28号 令和6年度大蔵村一般会計予算
- 第27 議第29号 令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計予算
- 第28 議第30号 令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計予算
- 第29 議第31号 令和6年度大蔵村介護保険特別会計予算
- 第30 議第32号 令和6年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算
- 第31 議第33号 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計予算
- 第32 議第34号 令和6年度大蔵村下水道事業会計予算
- 第33 質問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（海藤邦夫君） 皆さん、おはようございます。

昨日は6名の方の一般質問、誠に御苦労さまでございました。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 議第3号 大蔵村犯罪被害者等支援条例の設定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第1、議第3号大蔵村犯罪被害者等支援条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆さん、改めましておはようございます。

昨日は一般質問、本当に御苦労様でした。今日は議案審議ということで、議案第3号から議案第34号まで、諮問が1件ございます。合計33件であります。慎重審議の上、全案件御可決くださいますようお願いを申し上げます。

それでは提案理由を申し上げます。

議第3号大蔵村犯罪被害者等支援条例の設定について。

この議案は犯罪被害者等基本法に基づき基本理念及び支援の基本的な事項等を定め、施策を総合的に推進することにより犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的として設定するものであります。

詳しい内容につきましては危機管理室長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 東谷危機管理室長より議案の詳細説明を求めます。東谷危機管理室長。

○危機管理室長（東谷英真君） 議第3号大蔵村犯罪被害者等支援条例の設定について。

大蔵村犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

大蔵村犯罪被害者等支援条例。

条例の内容につきましては、過日議員全員協議会で御説明させていただきましたので、説明を割愛させていただきます。

附則。

この条例は令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議第4号 大蔵村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の設定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第2、議第4号大蔵村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第4号大蔵村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の設定について。

この議案は大蔵村簡易水道事業、大蔵村特定環境保全公共下水道事業及び大蔵村浄化槽整備事業の各特別会計が令和6年4月1日から地方公営企業法の一部を適用することに伴い、各特別会計条例を廃止し、新たに条例を設定するものです。

詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 議第4号大蔵村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の設定について。

大蔵村簡易水道事業及び下水道事業の設定等に関する条例を次のように設定する。

大蔵村簡易水道事業、下水道事業の設置等に関する条例。

条例の詳細につきましては、過日議員全員協議会で説明させていただいておりますので、割愛させていただきます。

2枚めくっていただきまして、附則を読み上げさせていただきます。

附則

この条例は令和6年4月1日から施行する。

次のページを御覧ください。

令和6年3月4日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第5号 大蔵村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第3、議第5号大蔵村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第5号大蔵村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について。

この議案は大蔵村簡易水道事業、大蔵村特定環境保全公共下水道事業及び大蔵村浄化槽整備事業の各特別会計が令和6年4月1日から地方公営企業法の一部を適用することに伴い、大蔵村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を設定しなければならないため、関係条例の一部改正及び廃止を行うものです。

詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 議第5号大蔵村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する

条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について。

大蔵村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように設定する。

大蔵村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

条例の詳細につきましては、過日議員全員協議会で説明しておりますので割愛させていただきます。

次のページの附則から読み上げさせていただきます。

附則

この条例は令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第6号 大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第4、議第6号大蔵村健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第6号大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は国民健康保険の安定した財政運営を図るため、税率等を改正するものです。

詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいま

すようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より提案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第6号大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

大蔵村国民健康保険税条例（昭和41年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、過日全員協議会で御説明させていただきましたので内容説明を割愛させていただきます。

附則から読み上げます。

附則

（施行期日）

1、この条例は令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2、この条例による改正後の大蔵村国民健康保険税条例の規定は令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例による。

令和6年3月4日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 私の名前で村長の諮問に答申しているので、中身自体については特にあれなんですけれども、令和6年度の基金の残高がどのくらいになるのかというのと、令和12年でしたか、県と一本化最終的になった場合にその段階において村の基金というのはどういう性格のものになるのか教えていただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 令和6年度につきましては基金を2,000万円活用する予定であります。そのため、大体令和5年度末は6,000万円弱、令和6年度末は4,000万円と見込んでおります。

12年に県内統一になる予定ですけれども、基金に関してはこれまでどおりと考え方は変わり

ません。なくなった場合は県から借り入れてという形になりますので、ある程度残しておく必要があると考えております。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 令和12年度以降についての基金の性格はそんなに変わりはないんだと、ある程度のバッファーとしての残しておく部分は必要だということだったと思うんですが、もうちょっと近づいてみるとどういうものになるか私もちよつと分からぬところがあったんですが、基本的には基金は一定程度は積んでおく必要は、令和12年以降も踏まえてあるということでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 大幅な所得の減だったりした場合に備えて、今の段階では二、三千万円の基金は確保しておくべきだと考えております。以上です。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第7号 大蔵村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第5、議第7号大蔵村職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第7号大蔵村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は大蔵村簡易水道事業、大蔵村特定環境保全公共下水道事業及び大蔵村浄化槽整備事業の各特別会計の地方公営企業法の一部適用並びに児童福祉施設の管理運営の教育委員会教育課移管に伴い、職員定数について改正を行う必要があるため大蔵村職員定数条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。
- 総務課長（田部井英俊君） 議第7号大蔵村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村職員定数条例の一部を改正する条例。

大蔵村職員定数条例（昭和46年条例第6号）の一部を次のように改正する。

内容につきましては、過日全員協議会で説明しましたが、読み上げさせていただきたいと思います。

一般会計60人、特別会計19人を一般会計46人、特別会計16人、企業会計3人に改め、同条第3号中15人を29人に改める。

附則

この条例は令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第8号 大蔵村消防団条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（海藤邦夫君） 日程第6、議第8号大蔵村消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

- 村長（加藤正美君） 議第8号大蔵村消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は消防団員の定数の見直しのため、大蔵村消防団条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては危機管理室長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいま

すようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 東谷危機管理室長より議案の詳細説明を求めます。東谷危機管理室長。

○危機管理室長（東谷英真君） 議第8号大蔵村消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村消防団条例の一部を改正する条例。

大蔵村消防団条例（平成3年条例3号）の一部を次のように改正する。

第3条中、250人を230人に改める。

附則

この条例は令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。2番伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 250人から230人に減らしたということで、現在の定員は今何人いるか教えていただきたいんですけれども。

4月から何人になるか、教えてください。

○議長（海藤邦夫君） 危機管理室長。

○危機管理室長（東谷英真君） 4月から222名になる予定です。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 250人から230人に定員を引き下げたということで、222名でいく。人数減った分の負担、また業務的な負担から訓練的な負担からいろいろあると思うんですけども、それに関して対策というかどういうふうに持つていこうかなと思っているかお聞きしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 危機管理室長。

○危機管理室長（東谷英真君） それにつきましては、伊藤議員御心配されているとおりで、当方の事務局としても団長を含め団幹部といろいろ相談したところです。ただ、退団される方々の事情をいろいろ聞いて、万やむを得ないということで残った団員で何とかやりくりしていくかざるを得ないという団長の判断でそのように退団を認めたところでありますので、今後残った人員で何とかやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 辞めた人に対して機能別消防団とかと一時期言っていました、今もあると思うんですけども、そちらを進めてなるべく辞めても消防行政に携わって、地域防災に従事していくようなシステムを作っていただきたいと思います。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今の説明に補足したいと思っています。伊藤議員におかれましては、昨日の一般質問にもこの消防団の団員減少ということ、非常に危惧されておりました。もっとものことだと思います。ただ、今回は現状に合わせたということで、はっきり言って申しわけありませんけれども、辞めた中には幽霊団員と言われるような方が非常に多かったということ、あるいは住まいしているところが大蔵村ではなかったということ、そういういろいろな特殊事情がございます。そして、今まで頑張って本当にお仕事といいましょうか消防のお仕事をしていただいた方が辞める方もいらっしゃいます。そういうことで、いろいろなことを考えますと万やむを得ないということ、そして今回250から230に落としたというのはそういった現状に合わせて団員を減らしたと言うんでしょうか。実情に合った形の数に直したことあります。それで、その不足する分、私も団員がいない集落ございます。そういうことについては機能別消防団に勧誘とかそういう形でできるだけやっていきたいという思いを消防団の幹部に伝えまして、幹部の中でその手配をしていただく、あるいは機能別消防団に入っていただくようなそういうといった手立てを役場からではなく、役場からだけではなく、それから消防団からでもなく、いろいろな周りからそういう必要性を説くような形の中で入っていただけるようそういう方向に進めてまいりたい。そして、それを団長・副団長以下の幹部にお願いをしているところであります。そういうことで御了承いただきたいと思います。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） 昨日の一般質問で消防はえらい大切な任務であって、重要な人員であるという質問がいっぱいあったんですけども、それに進めたら今日の予算書見たら昨年度と団員が20人から30減ったんだけれども、消防費のあれが同じなんです。8,534万円で同じ予算なんです。減っても。皆さんは減らしたほうがいいという私は思っていると思うかもしれませんけれども、その逆です。あれだけ大切な任務しているんですからもっと報酬上げてもいいのではないかと私は思うんです。計算してみたら大体250人で3万4,100幾らなんです。均等割したら、230人になったら3万7,000幾らしかならないんです。1年間通して報酬、だから負担が20人分負担が増える。さっき村長言ったのは幽霊団員もいるからそれは実質的には働いてい

なかった感じでそれは減らすのは仕方ない。でも、あれだけ昨日の一般質問でもさらに重要性を皆さん認めたんですから、もっと報酬を上げてもいいのではないかと私は思うんです。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今の佐藤議員の質問は理論にかなつたものだと思ってございます。私どもも決して消防を軽く見ているものではありませんし、昨日も申し上げた、そしてまた今日も今申し上げておりますけれども、大変なお仕事だと思っています。しかもボランティアという形であります。ですから、団員報酬を上げるべきだと大変うれしいことだと思っております。大蔵村、最上管内を見ましても一番最高に団員報酬、幹部もそれぞれですけれども高くしています。そのことについてはこれ以上ということで特出することもなかなか難しいことがございます。そういったことで、最大限配慮しているんだということを御理解いただいて御了承いただきたいと思います。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） 事情はいろいろあるんだろうけれども、私としてはそれだけ頑張ってもらわなければならぬ、団員は少なくなる、ある程度報酬上がっても別に村民の皆さんが消防団がいっぱい給料もらっているなんて言う人いないと思うんです。だから、それを今今では難しいと思うんですけども、頭の中に入れてこれからやってもらいたいと思います。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今佐藤議員から言われたこともいろいろな折に消防の幹部会ございますので、議会としてそういう意向であるということをしっかりと伝えて、団員の士気高揚につながるように指導してまいりたいと思っています。以上です。

○議長（海藤邦夫君） そのほか。須藤議員。

○3番（須藤敏彦君） 250人から230人に団員を減らす。

4月1日から222名で活動するということだけは話はついた。でも、幹部、機能別消防団を多くしないと安全は守れないと思うんです。これで222名で今4名ぐらいのたしか四ヶ村は4名ぐらいで機能別消防団各地区に置いています。もっと増やすという考え方となれば230名で足りなくなるのではないかと思います。その辺、どうなんですか。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私が一番危惧しているのは、さっき言ったとおり消防団がいないところが出てきているということ、そのところのまず解消に努めていきたいと思ってございます。今回は消防団の幹部からこういう現状に則した人数にするべきではないかという御提案を頂きま

した。私は今まで消防団との関わりの中でできるだけ村からの要請、あるいは押しつけ、そういうことを避けて、須藤議員も団長時代そんなお話をしたことございますけれども、できるだけ自主的な考え方の下、そして自主的な活動の下、やっていただきたいということをお願いしてきたところであります。そういうことで、今回については消防団員幹部の中で実情に合わせた団員数にして頑張っていくというお話を頂いたものですから、それについては納得をしてこの人数でいいでしょうということを受け答えしたわけであります。そういうことですので、まずこの1年は中の活動を見て今須藤議員さんがおっしゃったようなことを考えていかなければならなければ、その辺もまた話合いの中で考える余地があろうかと思います。そういうことで御理解を頂きますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君）　須藤議員。

○3番（須藤敏彦君）　まず今年1年活動してみて様子を見るということですね。

機能別消防団を増やすという考えはあるんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君）　加藤村長。

○村長（加藤正美君）　先ほども言っているとおり、消防団員のいないところについては元団員であった方、あるいはぜひ集落の安全のためにそれに入って頑張りたいという人がいらっしゃる、また、入れるように村としても消防団全体としても努力をしてまいりますということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君）　鈴木議員。

○9番（鈴木君徳君）　確認ですけれども、前は消防団の人員に対して地方交付税と国から来ているお金なんですけれども、それが消防団の団員に対しての交付でこれから村に来るが別々になってくるわけないものだから、一括になって来て入っているわけ。そういうことで前は俺が団長している辺りはそういう話なんですけれども、だから、せめて団員を自ら削減する必要はないはずだと思います。今は削減はしてもしなくとも自然的に人口減少の影響で減っていっているわけで、だから、今その交付税の中にそういう形のもので村に入っているのか入っていないか、この部分を確認したかったわけです。

○議長（海藤邦夫君）　総務課長。

○総務課長（田部井英俊君）　交付税につきましては先ほど議員おっしゃられたとおり、人口で基礎数値としてなっておりますので、その分で算入になってくるということでございます。今までとその点に関しては変更ございません。団員数についてはその分、それで算入になるということではございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君）ほかにありませんか。「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第9号 大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君）日程第7、議第9号大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君）議第9号大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は地方自治法の一部改正に伴い本村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますのでよろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君）田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君）議第9号大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

内容につきましては、こちらも同様に過日全員協議会で説明申し上げましたが、読み上げさせていただきたいと思います。

第7条第2項中、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下、会計年度任用職員と言う）を除くを削る。

第8条中、職員の次に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する

を加える。

附則

この条例は令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入れます。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第10号 大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第8、議第10号大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第10号大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を改正するため条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 長南健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。長南健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 議第10号大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例。

大蔵村介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、過日全員協議会で御説明させていただきましたので、説明を割愛

させていただきます。

このページの下から 4 行目から読み上げます。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

次のページをお開きください。

第2条 改正後の大蔵村介護保険条例第2条の規定は令和6年度以降の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例による。

令和6年3月4日提出

大蔵村長 加藤 正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 基準額で言うと10か月当たりは幾らになって、これまでの第7期と比べて上がったのか下がったのか。下がったと思うんですが、その辺教えてください。

○議長（海藤邦夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 基準額第5段階が基準額になるわけですけれども、年額にして6年度からは6万6,000円、月にして5,500円、年額にして3,600円の減、月にして300円の減という形になります。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 段階も広がって、国の対応でしょうけれども、所得の多い方には一定程度きめ細かに多くした分、所得の低い方には低くなっているという意味ではいい改正だったのかなと思います。12月議会で一般質問でなかなか介護保険料も上がるのではないかと思ったんですが、その後の展開で下がったということで、保険料だけで図れるものではなくこの間のぴんぴんぴっくはじめといろいろな介護予防の問題、そういったことも含めて村の努力のたまものだと思いますので、こういった方向で行けばいいと思います。感想を言ってしまいましたが、以上です。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第11号 大蔵村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

○議長（海藤邦夫君） 日程第9、議第11号大蔵村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備
及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第11号大蔵村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に
伴い、所要の改正の必要があるため、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議ください
ますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 長南健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。長南健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 議第11号大蔵村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及
び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例。

大蔵村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平
成25年条例第1号）の一部を次のように改正する。

こちらの条例改正につきましても、全員協議会で説明させていただきましたので説明を割愛
させていただきたいと思います。

議第11号から第14号までの4つの条例改正につきましては、厚生労働省令、国の基準が変わ
ったので村の条例も改正しなければならないことから改正するものでございます。改正本文の

最後のページをお開きください。一番後ろのページになります。

附則

この条例は令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入れます。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第12号 大蔵村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第10、議第12号大蔵村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第12号大蔵村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正の必要があるため、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君）　長南健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君）　議第12号大蔵村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

大蔵村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

大蔵村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第2号）の一部を次のように改正する。

こちらも厚生労働省令が変わったものによる改正でございます。改正内容につきましては、全協で説明しておりますので、割愛させていただきたいと思います。

最後のページをお開きください。

附則

この条例は令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君）　説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君）　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君）　日程第11、議第13号大蔵村指定介護予防支援などの事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君）　議第13号大蔵村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正の必要があるため、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君）　長南健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君）　議第13号大蔵村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

議第13号大蔵村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

大蔵村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

こちらも改正内容につきましては全員協議会で説明しておりますので、割愛させていただきます。

最後のページをお開きください。

附則

この条例は令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第14号 大蔵村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第12、議第14号大蔵村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第14号大蔵村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所定の改正の必要があるため、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますのでよろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 長南健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 議第14号大蔵村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正

する条例。

大蔵村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては全員協議会で説明しておりますので、割愛させていただきたいと存じます。

次の次のページをお開きください。下段のほうから。

附則

この条例は令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分とします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

田部井総務課長より説明がありますので、お願ひします。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、私から先ほど鈴木議員から消防の交付税、普通交付税の算入額についてということでお答えさせていただいたところですけれども、資料を確認したところ、私に誤りがありましたので訂正させていただきたいと思います。

人口については先ほど申し上げましたように人口での算入となっています。それにプラスして、消防団員の一般の消防団員、幹部を除く人数、報酬の支払った人数に対して交付税算

入が若干ありますということに訂正させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

日程第13 議第15号 大蔵村障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第13、議第15号大蔵村障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第15号大蔵村障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴い、事業者による傷害のある人への合理的配慮の提供が義務化されることにより条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 長南健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 議第15号大蔵村障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例。

大蔵村障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（令和3年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中、するように努めなければならないをしなければならないに改める。文言の義務化によるものでございます。

附則

この条例は令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。佐藤議員。
- 7番（佐藤雅之君） 努力義務が義務規定になったわけですが、それによってどういう効果があるんですか。罰則は特にないとは思うんですけども、これによって具体的な事業所としてはどういう違いが出てくるんでしょうか。
- 議長（海藤邦夫君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（長南正寿君） 国の法律、それから条例の中でも罰則規定とかは一応設けてはおりません。事業者の努力義務ということで御理解いただければと思います。以上でございます。
- 議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。
- 7番（佐藤雅之君） 今現行は努力義務だけれども、義務化されるわけですから努力義務、事業所の努力義務ではなく義務になるわけです。そうするとどう違いが出てくるのか。罰則もないわけですから、現実的な違いというのはどこに出てくるのでしょうかという質問です。
- 議長（海藤邦夫君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（長南正寿君） 今後、それに従わない事業者が出てくれば罰則規定とかも将来的に出てくるのかなとは思われるんですけども、一応今のところはそのような設定にはなっていないということでございます。以上でございます。
- 議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。
- 2番（伊藤貴之君） この条例に関してですけれども、一応このたびの改正に関しては事業所であるんですけども、もっと幅広い条例だと思うんです。それで事業所だけに義務化ということで事業所に対しての義務化なのでしょうけれども、一般に関しても義務化するのしないのということにかかわらずこれは障害者の障害のある人もない人も共に生きていけるように合理的な配慮をしなければならないと私は思うんですけども、その辺はいかがですか。
- 議長（海藤邦夫君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（長南正寿君） 議員おっしゃるとおりでございます。事業者にかかわらず、一般の方々も差別等のないような形で施行していかなければならぬと思っております。それから、一般の人たちへの周知啓蒙についてはパンフレット、それからホームページ等でその辺を広く周知していきたいと考えております。以上でございます。
- 議長（海藤邦夫君） そのほか、ありませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようすから質疑を終結します。
- 討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようすから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議第16号 大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（海藤邦夫君） 日程第14、議第16号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第16号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について。

この議案は沼の台辺地及び肘折辺地における公共的施設の整備を促進するため、新たに整備する施設を追加し、計画内容の一部を変更したいので提案するものでございます。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 田部井総務課長より議案の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第16号大蔵村辺地に係る総合整備計画の変更について。

大蔵村辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

内容につきましては、過日議員全員協議会で説明しましたが、改めて説明させていただきた
いと思います。

次のページをお開きください。

初めに沼の台辺地総合整備計画書第3回目の変更でございますが、1の辺地の概要と2の公
共施設を整備を必要とする事情については変更ございません。

次のページをお開きください。

3の公共施設の整備計画でございます。こちらについては変更前が除雪機械の事業費が1億
1,000万円、こちらを1億2,500万円、特定財源が720万円を3,693万3,000円、一般財源が1億
280万円、それを8,806万7,000円に変更です。続いて一般財源のうちの辺地対策事業債の予定
額が変更前が1億280万円、変更後が880万円で、最後のほう、変更後のほうだけです。今回農
業用施設が追加となります。事業費が450万円、特定財源が355万5,000円、一般財源が94万

5,000円で、辺地債の予定額が90万円となっております。詳細につきましては次のページとなります。

最初に除雪機械整備でございます。こちらの変更点が2の表の第4年次、平成6年度分でございます。ロータリー除雪車2.2メートル級1台、5,500万円から7,000万円に変更でございます。特定財源が360万円から3,333万3,000円、一般財源が5,140万円から3,666万7,000円で、辺地の予定額が5,140万円から3,660万円との変更となっております。

続いて次のページを御覧ください。

こちらが追加によるものです。農業用施設整備でございます。こちらも2の表の第4年次、令和6年度分でございます。揚水機設備の更新でございます。事業費450万円、特定財源355万5,000円、一般財源94万5,000円、辺地債予定額が90万円となっております。

続いて次のページをお開きください。

こちらについては肘折辺地総合整備計画書の第5回目の変更でございます。

1と2については変更はございません。

次のページをお開きください。

3の公共施設整備計画でございますけれども、こちらは追加でございますので変更後の表の一番下、肘折いでゆ館、事業費が5,000万円、特定財源はございません。一般財源が5,000万円で一般財源のうち辺地対策事業債に充てる予定額が5,000万円としております。詳細は次のページでございます。

内容については施設名が肘折いでゆ館改修事業、第3年次、令和5年度分です。冷暖房設備整備で事業費が5,000万円、一般財源5,000万円、辺地債予定額が5,000万円となっております。

最初のページにお戻りください。

令和6年3月4日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入れます。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第17号 肘折いでゆ館及びカルデラ温泉館の指定管理者の指定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第15、議第17号肘折いでゆ館及びカルデラ温泉館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第17号肘折いでゆ館及びカルデラ温泉館の指定管理者の指定について。この議案は大蔵村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第9条の規定に基づき、肘折いでゆ館及びカルデラ温泉館の指定管理者の指定について議会の議決をお願いするものであります。

詳しい内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長より議案の詳細説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 議第17号肘折いでゆ館及びカルデラ温泉館の指定管理者の指定について。

肘折いでゆ館及びカルデラ温泉館の指定管理者を指定したいので、大蔵村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第21号）第9条の規定に基づき議会の議決を求める。

詳細につきましては、過日議員全員協議会で御説明させていただきましたけれども、以下、読上げいたします。

- 1 指定管理の対象となる施設。肘折いでゆ館、カルデラ温泉館。
- 2 指定管理者の名称、代表及び住所。大蔵村大字南山451番地2、肘折温泉郷振興株式会社代表取締役木村裕吉。
- 3 指定管理の期間。令和6年4月1日から令和9年3月31日。
- 4 使用料、事業対価及び業務委託料など金銭収受の条件。使用料、指定管理者の収入とする。業務委託料の支払条件、毎年4月・10月の2回払いとし、単年度において金額の調整は行わない。

令和6年3月4日提出

大蔵村長 加藤 正美

本施設の指定管理者募集について、令和6年1月11日から2月2日まで実施したところ、肘折温泉郷振興株式会社1社のみの応募となりました。したがいまして、同社を指定管理者として指定したいので今回提案するものでございます。

以上、御審議の上、御可決くださるようお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入れます。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議第18号 大蔵村湯ノ台スキー場の指定管理者の指定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第16、議第18号大蔵村湯ノ台スキー場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第18号大蔵村湯ノ台スキー場の指定管理者の指定について。

この議案は大蔵村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第9条の規定に基づき、大蔵村湯ノ台スキー場の指定管理者の指定について議会の議決をお願いするものであります。

詳しい内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長より議案の詳細説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 議第18号大蔵村湯ノ台スキー場の指定管理者の指定について。

大蔵村湯ノ台スキー場の指定管理者を指定したいので、大蔵村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第21号）第9条の規定に基づき議会の議決を求める。

詳細につきましては、過日議員全員協議会の折に説明させていただいておりますけれども、以下、読上げいたします。

- 1 指定管理の対象となる施設。大蔵村湯ノ台スキー場。
- 2 指定管理者の名称、代表者及び住所。大蔵村大字南山506番地3、肘折スキークラブ会長須藤修一。

3 指定管理の期間。令和6年4月1日から令和9年3月31日。

4 使用料、事業対価及び業務委託料など金銭収受の条件。使用料、指定管理者の収入とする。業務委託料の支払条件、毎年12月の1回払いとし、単年度において金額の調整は行わない。

令和6年3月4日提出

大蔵村長 加藤正美

本施設の指定管理者募集につきまして、令和6年1月11日から2月2日まで実施したところ、肘折スキークラブ1団体のみの応募となりました。したがいまして、同クラブを指定管理者として指定したいので御提案いたします。

以上、御審議の上、御可決くださるようお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議第19号 ふるさと味来館の指定管理者の指定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第17、議第19号ふるさと味来館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第19号ふるさと味来館の指定管理者の指定について。

この議案は大蔵村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第9条の規定に基づき、ふるさと味来館の指定管理者の指定について議会の議決をお願いするものであります。

詳しい内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長より議案の詳細説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 議第19号ふるさと味来館の指定管理者の指定について。

ふるさと味来館の指定管理者を指定したいので、大蔵村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第21号）第9条の規定に基づき議会の議決を求める。

詳細につきましては、過日議員全員協議会で御説明させていただいておりますけれども、以下、読上げいたします。

- 1 指定管理の対象となる施設。ふるさと味来館。
- 2 指定管理者の名称、代表者及び住所。大蔵村大字南山846番地6、有限会社石川建設代表取締役石川春雄。
- 3 指定管理の期間。令和6年4月1日から令和9年3月31日。
- 4 使用料、事業対価及び業務委託料など金銭収受の条件。使用料、指定管理者の収入とする。業務委託料の支払条件、毎年4月・10月の2回払いとし、単年度において金額の調整は行わない。

令和6年3月4日提出

大蔵村長 加藤正美

本施設の指定管理者募集につきまして、令和6年1月11日から2月2日まで実施したところ、有限会社石川建設1社のみの応募となりました。したがいまして、同社を指定管理者として指定したいので御提案いたします。

以上、御審議の上、御可決くださるようお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 味来館の件ですけれども、石川建設の春雄さんの息子の石川竜己君が物すごく四ヶ村が大好きですごく熱い思いがある人です。それで、計画とまでは言わないでけれども、一応青写真としていろいろなことをしたいということも聞いております。そして、一応本人、認可下りてからの話ですけれども、本人としては7月ごろからまた営業再開したいという話でありまして、それで、そのときに飲食部門をしたい。そこで、手伝ってくれる人いかという話を周りでしたら、東京から移住者が来る。それで、もう来ています。でも、今のところ当面は新庄に住むという話で、またもう1人、福岡から来るとかという話で物すごく明るい話題があると思います。村でもこれからいろいろなイベントしたいという話とか出てくると思いますので、バックアップしていただいて、そしてこの人たち大切にしていただいて、住まうところを整備したり、それからイベントの手助けをしましたりやって、さらなる移住のする人も増える可能性もありますので、その辺のバックアップをよろしくお願いしたいと思います。質問ではなく提案でした。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 若槻課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 今回の指定管理につきましては、石川建設さんとこれから今後

の業務について打合せを行いまして年度協定の締結につなげていきたいと思っております。基本的に村といたしましてはその協定結ぶ際の仕様に基づいて石川建設さんに支援をしていきたいと思っておりますけれども、その他、石川建設が行う独自事業につきましても村の産業振興対策としていろいろな部署で関わっていきたいなと思っております。以上です。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議第20号 村道路線の認定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第18、議第20号村道路線の認定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第20号村道路線の認定について。

この議案は地域住民の生活道路として利用されているため、村道に認定するものです。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 議第20号村道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙のとおり村道の路線を認定する。

次のページを御覧ください。

1 認定する路線。整理番号333。路線名、大坪9号線。路線名につきましては、議員全員協議会の折、大坪8号線となっておりましたが、路線名が重複しておりましたのでこのたび議案を訂正の上、差替えさせていただいておりますのでよろしくお願いいいたします。

起点、大蔵村大字合海字大坪1901番。終点、大蔵村大字合海字大坪832番。

本文にお戻りください。

令和6年3月4日提出

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。加藤議員。

○6番（加藤忠己君） この村道認定に反対するわけではないんですけれども、工事とかそういう場合にずれたとか短くなったり長くなったりしたときは現地に行かなかったんですけれども、新しく認定する場合には現地に行って説明、一応聞いていたんです。今回それは冬だからなかったのではないかと理解して、その代わりに工期皆さんに配付したのではないかと思うんですけれども、村道認定には入り口と出口がないと駄目なんだという先輩議員からも聞いたことがあります、このコピー使ってもいいですからこの矢印から入ってどういうふうに抜けていくんですか。あと、幅と長さ、どのぐらいあるかもお願いします。

○議長（海藤邦夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらは県道の新庄舟形線、そちらを起点といたしましてこちらの矢印の終点が村道大坪3号線という村道が大坪の加藤勝義さん宅から大坪の今のセンターまでが認定されておりまして、そちらに接続するまで約30メートルほどをこのたび認定するものでございます。幅員につきましては、現在が2メートルから3メートルほどなっております。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 加藤議員。

○6番（加藤忠己君） 今言った3号線に続くということは、住民は要するにいろいろメリットが出てくるわけですよね。その辺のメリットとか認定する理由、あと1回認定すればほとんどずっと村道なんです。だから、その辺も踏まえてまずお願いしたいということで、あと1つはお願いなんですね、新しく認定する場合は今までどおり現地に行ってここからここまでですか、こういうことなんですかというそういう説明もお願いしたいと思います。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 私も村道認定なのでこのたび初めて携わりましたので、今後このような対応したいと思います。

○議長（海藤邦夫君） そのほか、ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですか
ら質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議第21号 教育長の任命に同意を求めるについて

○議長（海藤邦夫君） 日程第19、議第21号教育長の任命に同意を求めるについてを議題といたします。

ここで議会運営上、有馬眞裕氏には除斥として議場から退場を求めます。

〔教育長 有馬眞裕君 退場〕

○議長（海藤邦夫君） 提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第21号教育長の任命に同意を求めるについて。

この議案は教育長の有馬眞裕氏が令和6年5月1日をもって任期満了となるため、引き続き大蔵村大字清水2883番地、有馬眞裕氏を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の御同意をお願いするものであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海藤邦夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意されました。

着席願います。

○議長（海藤邦夫君） 有馬眞裕氏は議場に入場し、着席願います。

〔教育長 有馬眞裕君 着席〕

日程第20 議第22号 令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第20、議第22号令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第22号令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）。

この議案は一般会計歳入歳出予算の総額から8,100万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,230万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、第1表歳入歳出予算補正に、繰越明許費につきましては第2表繰越明許費補正に、地方債につきましては第3表地方債補正に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） 議第22号令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第10号）。

令和5年度大蔵村の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,230万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は第2表繰越明許費補正による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は第3表地方債補正による。

6ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正。追加でございます。

2款総務費 1項総務管理費、事業名ボトルドウォーター製造事業180万円、システム構築事業105万円。

2款総務費 2項徴税費、総合行政システム森林環境税関係改修事業93万5,000円。

2款総務費 3項戸籍住民基本台帳費、社会保障税番号制度システム整備事業1,059万3,000円。

4款衛生費 1項保健衛生費新型コロナワクチン接種体制確保事業55万円。

7款商工費 1項商工費商品券発行事業720万円。

8款土木費 2項道路橋りょう費村道熊高桂線道路改良事業1,000万円。

合計額が3,212万8,000円となっております。

続いて、次のページ、第3表地方債補正。

1 追加でございます。起債の目的、公共事業等債。限度額が4,430万円。記載の方法、普通貸借または証券発行。利率は借り入れ先との協定によります。償還の方法は借り入れ先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還、または低利債に借換えすることができる。

続いて、2 変更でございます。記載の目的、辺地対策事業債。補正前の限度額2,380万円、補正後の限度額6,210万円。過疎対策事業債、補正前の限度額2億3,910万円でございます。補正後の限度額2億5,760万円。合計で補正前の限度額2億8,360万円、補正後の限度額3億4,040万円。記載の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

それでは12ページをお開きください。

2 歳入

10款 1項 1目 地方交付税2,506,000円。

12款 分担金及び負担金 1項 負担金 3目 農林水産業費負担金31万7,000円の減。

13款 使用料及び手数料 1項 使用料 5目 土木使用料12万2,000円の減。

14款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金280万6,600円の減。2目衛生費国庫負担金288万円の減。

2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金256万6,000円、2目 民生費国庫補助金6万円、3目衛生費国庫補助金101万円の減、4目 土木費国庫補助金2,310万円の減。

15款 県支出金 1項 県負担金 1目 民生費県負担金86万7,000円の減。

2項 県補助金、次のページをお開きください。2目 民生費県補助金14万3,000円の減。4目 農林水産業費県補助金1,579万3,000円の減。5目 商工費県補助金377万1,000円。

3項 委託金 1目 総務費委託金369万3,000円の減。

17款 1項 1目 一般寄附金67万9,000円。

13款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金 1億6,600万円の減。

20款 諸収入 4項 5目 雜入260万9,000円。

21款 1項 村債 1目 総務債170万円の減。4目 農林水産業債4,510万円。5目 商工債4,960万円。6目 土木債1,140万円。7目 消防債270万円の減。

次のページをお開きください。

8目 教育債60万円の減です。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目議会費73万2,000円の減。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費272万3,000円の減。3目財政管理費11万円の減。

5目財産管理費76万7,000円の減。9目情報システム費621万9,000円の減。10目村営バス事業費163万6,000円の減。12目諸費10万6,000円の減。

次のページをお開きください。

2項徴税費2目賦課徴収費33万円。

3項1目戸籍住民基本台帳費145万9,000円。

4項選挙費3目県議会議員選挙費369万2,000円の減。

次のページをお開きください。

4目村長村議会議員選挙費1,126万円の減となっております。

○健康福祉課長（長南正寿君） 3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費165万円の減。

3目老人福祉費67万円の減。4目障害福祉費138万7,000円の減。

次のページをお願いいたします。

5目国民健康保険費5万5,000円。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費451万3,000円の減。2目児童福祉施設費111万1,000円の減。3目児童措置費300万円の減。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費274万7,000円の減。

次のページをお願いいたします。

2目成人老人保健事業費268万5,000円の減。3目母子保健事業費43万7,000円の減。4目予防費946万円の減。7目浄化槽費250万円の減。

○産業振興課長（若槻 寛君） 5款労働費1項労働諸費1目労働費30万円。

6款農林水産業費1項農業費、次のページをお開きください。2目農業総務費93万7,000円の減。3目農業振興費2,376万4,000円の減。4目水田農業経営確立対策事業費、こちらは財源の移動でございます。5目畜産費11万4,000円の減。6目農地費4,334万4,000円。

2項林業費1目林業総務費310万9,000円の減。

次のページをお開きください。

7款1項商工費2目商工振興費530万円、3目観光費10万9,000円の減。4目スキー場管理費50万円。

2項1目地域活性化促進費51万円の減。

次のページをお開きください。

○地域整備課長（早坂健司君） 8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費116万4,000円の減。
2項道路橋りょう費 2目道路維持費421万円の減。3目道路新設改良費2,064万7,000円の減。
4目橋りょう維持費82万円の減。

3項河川費。次のページをお開きください。1目河川総務費72万3,000円の減。

6項住宅費 1目住宅管理費126万円の減。

○危機管理室長（東谷英真君） 9款 1項消防費 1目非常備消防費5,000円の減。2目消防施設費727万3,000円の減。

○教育課長（羽賀明美君） 10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費82万8,000円の減。

次のページをお開きください。

2項小学校費 1目学校管理費80万円の減。5目学校給食費15万6,000円の減。

3項中学校費 1目学校管理費330万4,000円の減。2目学校教育費 6万5,000円の減。

次のページをお開きください。

4項社会教育費 2目公民館費23万1,000円の減。3目生涯学習センター管理費70万1,000円の減。4目生涯教育推進費55万2,000円の減。6目文化財保護費113万円の減。

5項保健体育費 1目保健体育総務費137万7,000円の減。2目保健体育振興費13万4,000円の減。3目運動公園管理費96万円の減。

それでは2ページにお戻りください。

令和6年3月4日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。4番佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） 33ページの14節工事請負費2,000万円の減、村道柳渕豊牧線道路改良工事となって2,000万円の減になっていますが、私この関係で3回ぐらい質問しています。一般質問でやっと工事着手になって測量までやったわけですが、今回の補正予算ではそれは削除され、来年度6年度の当初予算案にも計上されていません。これはこの事業は中止ということなのか。その経緯をお知らせください。

○議長（海藤邦夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらの事業につきましては、地域整備課で道路改良事業の説明会ということで1度豊牧地区にお伺いいたしまして、地権者が豊牧地区であろうということです私どもで行ったところ、豊牧地区の共有地ではなく数名かの共有地であったということでご

ざいます。それで、一部の地権者から事業に対して同意が得られなかつたということで再三にわたって地区代表及び地区の方々から納得していただけるように地権者の方ほうに足を運んでいただいたんですが、どうしても同意を得られないということでこのたび、全額減額させていただいたところでございます。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） あの場所は私よく知っていますけれども、今課長言うとおり、あれは豊牧の共有地ではなく別の豊牧の中ですけれども13名の方の共有地、地権者になっています。その地権者の方と中止のような話聞いたので、7名の方と直接話、私しました。その結果ですけれども、地権者の合意をまだ得ていないうちに事業に着手したことが中止の要因の1つに挙げられるという話でした。その上で確認しました、地権者全部に。そうしたら契約書とか同意書の契約書、同意書の判こはまだついていないとなっていました。何で反対したのかと言つたらいろいろそのときある人が名前言つたら駄目なやつですけれども、ある人が取付道路はもうちょっと考えてとかよらするとか何とかあったほうがいいのではないかと言つたらしいんですけども、その時点で分かったか分からぬか知らんけれども、またそのとき行ったときは既に測量は入っていた。その人たち、あなたは同意した判ことか契約書を持っていましたかとその人代表ですから聞いたら私判こ押したことも同意したこともない。それで測量なったのどうなんだ。そういうことでした。7名の方に聞きました、私。その辺はどうなんですか。

○議長（海藤邦夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 先ほど申し上げましたが、第1回目の際にそちらの共有地であるということが分かりまして、私どものほうでも地権者の方々におわび申し上げまして、測量は地権者の方から先に言われたものですからその点については測量はまだ実施、入ったんですが実際には測量はできなかつたということでございます。あと、一応私どもでは豊牧地区からの地区要望ということで、その反対された方も地区要望の際に地区代表としておられたものですから反対にはならないということで行つたものですから、そういった誤解が生じたという部分はございます。以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○4番（佐藤 勝君） それでは同意書の判ことか地権者の判ことはまだもらっていないということですね。もらっていないで中止になった。トラブルあって中止なったのはこれはしようがないんだけれども、それでは少しでも反対あればどんな事業でも事業はやらないということで解釈でいいんですか。3回目ですから座つたらもうやめと言われるはずで座らないで質問し

ますのでよろしくお願ひします。あれは印鑑承諾書とか契約書の印鑑を押していない、押してもらっていない。それでも測量に入った。反対があつたから中止した。それはそれで結果ですからしようがないんですけども、今後あそこの重要性、道路の改良の重要性というのは、私除雪しているところからずっと言っていてやつとなつたんです。これから今までのことは別にして、では止めたというのではなくさらに説得してそのあれを工事をまた再開というか発注するというかそういうことはできないんでしょうか。一番反対している人も2回しゃべつたんです、私。まだ交渉する余地はありそうな感じでした。そういう努力していただけないでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 私どもでも4回ほど行って説明会をしておりまして、その際も何とかできないかということで言ったんですが、今の道路をするときもその共有地の方々で土地を譲って道路を拡幅した経緯があるということで、新しく私どもで法線といいますか引いてしたんですが、こういった路線は誰が引くんだとかいろいろと交渉する段階で言われまして、なかなか進まなかつたということもございます。今後、事業をするという、どうなのかというお話ですけれども、私どもではこのたび地区からの要望があつて早めにしたいという気持ちがありまして予算を計上したところですが、そういったことで国庫の社会資本整備事業ということで交付金も充当させた形でやっておつたんですが、今回取下げということにもなりますので、それを取下げしてすぐにまた1年後、2年後、3年後すぐにするということは可能ではないと考えております。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 加藤村長、答弁お願ひします。

○村長（加藤正美君） 大体のことは今早坂地域整備課長が申し上げました。村の責任者としてこのことは非常に遺憾であるという思いで、私も本人と直接お話をしました。そのあらましについて説明を申し上げたいと思います。この道路については佐藤議員おっしゃるとおりかれこれ十何年も前ですか、その話がございました。その際に私がずっと私が就任してから申し上げてきたことは、私は四ヶ村の道路を1つの固まりと言いましょうか地域として捉えて個々の集落の我を通すようなことではなく、あの地域全体を網羅する道路の整備が必要だという思いでやってまいりました。そういったことで、平林の道路を作るときには豊牧地区のその道路も含めて我慢をしていただきました。そして、それから豊牧道路の平林が終わると今度はそのマルサの会社のところの道路、あそこのところをさせていただきました。そういうふうに計画的にやってまいりました。その間、2人の議員からということで地元の長南議員さん、前長南議員さん、そして地元以外ということでも今四ヶ村ということで同じように考えてくださった佐

藤議員からもそのことを一般質問いただきました。佐藤議員については先ほどおっしゃっていましたが自身も除雪をしていたものですから、あのカーブ非常に危険だということ、それから無理があるということでこちらに真っすぐに行ってから右折すれば非常に458に接続もいいしということで、誰しもが納得できる道路なんです。それで村の共有地ではなくたしか何名といいましたか、13名の共有地だということで前もって理解を得ていたと村の担当部署は考えていたようあります。村から、地区から要請来たわけですので当然その方々の承認も頂いていると思って私ども、担当課としてもそういうちゃんとした確認をしないで測量、本格測量といいましょうか道路路線について検討するために測量したということありました。その際、地権者の方の代表から何やっているんだ、人の土地に勝手に測量入ってということを言われまして、すぐに謝って対応を講じたところです。そのことについて、私も謝りました。その後、その道路は絶対駄目だということで、地権者として駄目だと言われました。用地が確保できなければこれは幾らお願いしても工事できないわけであります。そういった思いで、断腸の思いでこの工事を断念したところがありました。そのことから考えて、その後、また私も話しました。どうして駄目だったのかというと、単に許可する前に測量に入ったから私は駄目だと言ったのではない。あの地形を考えたときにちょうどあそこは馬の背になっている。それで458の走っていても458の端のほうから沢側、反対です。柳渕のほうの沢のほうに崩落しているんだ。この道路を切ることによってさらにその崩落が進むんだろうということで、458そのものが崩れ去るという彼の考え方でした。ですから、あそこの地域については手を加えてはいけないという彼の心情なんです。思い込みと言いましょうか、そういったことでどうしても私は458を守りたいということ、そしてあの道路を作つてからそういうことが起こつたのでは大変だから私はその前に止めているんだとそういうことで、決して意地悪とかそういう思いで反対しているではなくそういった地形から来る心配性、危険性を考えて反対するんですから村長、理解してくれということでした。私はそのときには理解するとは言わないで何とか何年か後にまたこれを発注して作りたいんだということを申し上げておったんですけども、そのことについては逆にまた向こうも同じような言い分で理解をしていただけませんでした。そういうことで平行線になってしまったということあります。今課長が最後に本音を申し上げましたけれども、一旦工事を取りやめするということはそれだけすごく責任があるんです。皆さんも御存じのとおり、以前作の巻の道路、ようやく今県から認めていただいて拡幅工事始まっております。何十年という長い時間がかかります。あれも20年かかったと思います。そういうことですので、もう簡単にはいかないと思いますけれども何とか5年とかそういうスパンの中で工事が再開でき

ればいいのかなと、それなりに私も地権者の説得とそれから県に対してのお願いは続けてまいりたいと思っているところです。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員、それに対しても認めますので。ありませんか。

そのほか。加藤議員。

○6番（加藤忠己君） 31ページの林業費の積立金、森林環境譲与税基金積立金300万円近くありますけれども、どのような内容か説明お願いします。

○議長（海藤邦夫君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） こちらにつきましては国から森林環境譲与税として譲与される金額、お金の支出して余ったものを基金に積み立てるということになっております。今回、前のページの森林経営管理制度意向調査業務委託400万円ほど減額補正させていただいておりますけれども、本来こちらにその譲与税の剰余金を充当して事業を行う予定でありました。こちら、当初予定していた面積よりもかなり少ない面積での意向調査業務委託になるものですから、今回直営で実施いたしまして、これを減額したというところでございます。この分が充当残が出てきますので、今回補正して積立金を増額させていただいたという経緯でございます。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 加藤議員。

○6番（加藤忠己君） よく分からない。譲与、国からお金が来てその辺分からない。譲与という名前つくのどうしてか。

○議長（海藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 森林環境譲与税という譲与税です。昨今森林破壊が進んでいるということで、国で今のところ前倒し譲与という形で平成31年から譲与されております。令和6年から本格的に譲与税を徴収した形で全国に譲与税の交付金として交付するというスタイルになっています。大蔵村としては令和6年度以降に毎年約八百数十万円ほどの譲与税が入るということでお預りしております。以上です。

○議長（海藤邦夫君） そのほか。佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 35ページの消防費の消防施設費、委託料と工事費合わせて757万3,000円の減となっていますが、この工事は去年度あって、それで途中で予算を切って、本年度補正したわけですけれども、10月ぐらいに事業は終わっているはずなんですが、かなり余らせたということで予算の立て方というか七百何十万円と余した背景だとかその辺説明していただきたいんですが。

○議長（海藤邦夫君） 東谷危機管理室長。

○危機管理室長（東谷英真君） 肘折の防火用水送水管の補修工事の関係なんですけれども、今佐藤議員おっしゃられたとおりで、一旦この工事、2期に分けて行いました最初当初気づかなかつたんですけども、導水管の工事もございましたので、導水管の割れというかあります。最初の工事を行った後にそれに気づきました、そこも併せて後ほど直したという経緯がございます。その工事を行って、当初6月議会ですか、そのときにもっと流末のほうの柿崎 登さんの家のほうまで全部行うということで6月議会のときにお話しさせていただきましたけれども、上部のほうを直した結果、柿崎 登さんのところの流末のところの水量が相当確保できましたので、それでいいのではないかということですぐそばの甲州さんからも見てもらったんですけども、それでという了解していただきまして、そのような結果で予算が余ったという経緯がございます。当初は舗装されてある前副村長の安彦副村長前を経由してというところも考えておったんですけども、そこまでしなくとも水量が確保できたということがあったものですから、このようにして予算執行を途中でしなかったということでございます。以上です。

○議長（海藤邦夫君） そのほか。佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 私も最初10月のほうもやるのかと思っていたんですが、本管の工事というか導水管の工事である程度水量が回復したとは思っていますけれども、なかなか当局に聞いてもどういう工事になるのかがはっきり見えなかった部分があって、これは私の理解の問題だったんでしょうけれども、それで今になって730万円余ったということで補正しているわけですが、10月の段階で大体そのことは分かっていたのではないでしょうか。今まで補正しなかつた、ほっておいた理由というのはあるんですか。

○議長（海藤邦夫君） 危機管理室長。

○危機管理室長（東谷英真君） 2度目の工事の支払いが終わったのが12月25日なんです。ですので、12月議会にかけるの間に合わなかったものですから、それで今回3月で補正したという経緯でございます。以上です。

○議長（海藤邦夫君） そのほか。佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） いろいろ経緯があって、冬場工事できなかつたりとかということで、去年の段階で終了できなかつたこともひとつあると思うんですが、なかなか辺地の皆さんも去年度は大変冬場融雪溝として使っているという経過もあっていろいろと難儀していた部分がありましたので、ぜひ地元の方とこれは役場としてはちゃんとやっているつもりなんでしょうねけれども、コミュニケーションをぜひ取っていただいてどんなやり方するのかというのをもう少し

明確にしていただきたいと思いました。これは感想です。

○議長（海藤邦夫君） ほかにありませんか。早坂議員。

○1番（早坂民奈君） 29ページの農業振興費の負担金についてお聞きします。その中で魅力（かち）ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金968万3,000円の減になっておりますけれども、多分応募者がなくて減になったんだと思うんですが、応募する基準、そういうものに対して教えていただきたいんですけれども、基準。基準というか内容です。

○議長（海藤邦夫君） 若槻振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 魅力（かち）ある園芸やまがた所得向上支援事業補助金ということで、産地パワーアップ事業という国の補助事業があるんですが、これの該当にならない地域や事業のうち、本県の園芸農業振興する上で必要となる栽培施設の整備、あとは労働環境、設備の導入等を支援するという事業の県の単独事業になっております。それで、今回この大きな減額になったという事由ですけれども、当初はリンドウ部会、トマト部会、ミニトマト部会、たらの芽部会、4つの部会が事業を実施するということで、昨年度当初の予算計上したところですが、最終的に事業を実施したのがリンドウ部会とミニトマト部会の2つになったということで、大幅な減額になっております。以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂議員。

○1番（早坂民奈君） 今4つおっしゃいましたけれども、結局たらの芽部会とそういうのは基準というかしなくてもいいというかこれでは私たちがしてもいいんだろうけれども、もしかしたらそこまで私の説明でそこのあれに希望しなかったというだけでこれがリンドウ部会はしなかったということなんですか。希望してももしかしたら所得がこういう計画書はあるんですけども、そうするのにそれに満たしていなかったとかそういうのがあったのかともうちょっとお聞きします。

○議長（海藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） 事業計画が採択段階で認可にならなかつたという状況ではなく、事業者本人の判断で事業をしなかつたという状況でございます。

○議長（海藤邦夫君） そのほか。斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） 35ページの排水樋管の業務委託料で当初1,700万円ほど見られていて、最上川に係る点検だとは思うんですけれども、それで何箇所分とかそういうのあるんでしょうか。それとあと、すぐ下ですけれども、合海の住宅浴室の改修工事ということで126万円減額になっていますよね。減額の理由、教えていただきたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 初めに排水樋管のほうですけれども、こちらにつきましては最上川のほうということで、清水が3か所、それと併せて対岸の作の巻1か所ということで、4か所点検しております。住宅管理費のほう、合海団地住宅の浴槽改修ということで今年度3棟したわけですが、途中で補正予算ということで物価高騰ということで工事費の増額しております。しかしながら、本来ですと2割ほどアップするのではないかと思いまして設計もしておったんですが、入札したところ、それよりも下回るということでございます。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） 排水樋管ですけれども、村で管理ただしていて点検だけではなく施工みたい、工事みたいなことやったんでしょうか。例えば清水の今一番大蔵橋、あとは付近にありますよね。黄色いもの、あれの点検とか工事とかそういうのはあったんでしょうか。その辺、お聞きしたいと思います。

○議長（海藤邦夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらにつきましては工事は実施しておりませんが、スピンドル等を動かして問題ないかとかといった点検で、異常箇所について点検ということで、今回はそちらは点検のみということで工事は伴っておりません。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 斎藤議員。

○8番（斎藤光雄君） 内水にいろいろ反映してくることも結構あるものですから、ゴムがあつてそれで止まっているとか、それが令和2年のときの災害のときにもそれがかなり影響していますので、その辺のことは一切心配ないような状況だったんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 点検の詳細につきましては、喫緊でそういった問題ということをお聞きしておりませんので、今のところは大丈夫かと思われます。

○議長（海藤邦夫君） そのほか、ありませんか。2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 37ページの教育費中学校費で10の3の1の14工事請負費に関して、体育館の照明更新工事についてですけれども、随分と安くなったのでこの背景を教えてもらえばと思います。

○議長（海藤邦夫君） 教育課長。

○教育課長（羽賀明美君） こちらにつきましては、中学校の第一体育館青雲館の2つの体育館工事が完了しまして、入札による請負差額を減額したものですが、金額につきましては当初予

算の積算時に照明器具の値上がりが非常に続き次年度の価格を見積もることが難しかったため、定価にて積算いたしました。実際の工事の際にそのときの実勢価格で設計しておりまして、そのときの請負の差額が大きくなつたものでございます。単価上げしますと1台当たり7万円ほど下がりまして、台数が41台と多かったものですからこのような金額になっておりますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 小学校費の体育館照明工事も同じ理由ということですか。

○議長（海藤邦夫君） 教育課長。

○教育課長（羽賀明美君） 議員のおっしゃるとおりでございます。ただし、小学校は台数が少なかったのでこちらのほうが少し少ない金額になっております。以上です。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 23ページの民生費の社会福祉総合総務費の中で電力・ガス・食料品等価格高騰対策緊急支援給付金165万円減になっているわけですが、1万円配ったりすると165件分も違いが生じていると思いますが、使われなかつたんでしょうか。配つたけれども使われなかつたという理解でいいんでしょうか。電力ガス食料品等価格高騰緊急重点支援給付金165万円減というのはどういう理由でしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 長南課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） ちょっとお待ちください。

すみません。お待たせしました。令和5年5月に専決でお認めいただいたものでございます。3万円の分で試算したもので、290世帯見ていたところ、実績では235世帯、世帯数がちょっと違つたものですからこのようになつております。使わなかつたものではございません。以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 今235世帯ということでしたが、これは全世帯に配つたものではなかつたですか。

○議長（海藤邦夫君） 長南課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） こちらは非課税世帯、低所得世帯に配つたものでございます。以上でございます。

○議長（海藤邦夫君） 佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 私もちょっと勘違いしていましたが、だとすると非課税世帯だとすれば

基本的には分かるかと思ったんですが、そのときの所得によって非課税世帯の戸数を見誤ったというかちょっとずれたということでしょうか。

○議長（海藤邦夫君）　長南課長。

○健康福祉課長（長南正寿君）　なかなか上がってこないんですけれども、一部急変世帯と呼ばれる申請で採択されるものがあるんですけれども、そちらの分が上がらなかつたという結果でございます。以上でございます。

○議長（海藤邦夫君）　そのほか、ありませんか。2番伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君）　27ページの予防費の委託料に関してですけれども、これも随分余っているということに関して特に定期予防接種委託料が500万円ほどということで、それに関して質問いたします。説明願います。

○議長（海藤邦夫君）　長南課長。

○健康福祉課長（長南正寿君）　定期予防接種、上から2行目でよろしいですかね、500万円。こちらは多めに予算を取っていたところ、なかなか受ける方が、いろいろな予防接種の集まりなんですけれども、それが申込みがなかった。全ての予防接種合わせるとこのぐらい大きくなつたことでございます。それから、コロナウイルスにつきましては5月に5類に移行になってから大きく分けて65歳以上は大方の方、今までどおり受けさせていただいたんですけれども、5類になった途端に若年層、なかなか受ける人がいなくなってきた。マスクも個人に任せるとかそういう風潮になってから受ける人が若年層で言えば、65歳未満で言えば70%切るような形になってきたというのが一番大きな要因でございます。前だと当日予約を取り消す電話とかきちんとしていた方々が、全然お断りもなく当日来なかつたという方々が何か多くなってきて、これも慣れが生じているのかなと担当課では思つてはいるところでございます。以上でございます。

○議長（海藤邦夫君）　伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君）　私も分からんんですけども、まだ国でコロナワクチンのウイルスと言つてよこすというかあるんですか。

○議長（海藤邦夫君）　長南課長。

○健康福祉課長（長南正寿君）　繰越しのほうにもコロナワクチンの文言で55万円ほど載つてありますけれども、ディープフリーザーという超低温の冷蔵庫でまだワクチンも保存中でございます。まだ医療機関では3月31日まで受けられるようになっておりますので、その処分で繰り越すような形になつております。以上でございます。

○議長（海藤邦夫君）　そのほか、ありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） 21ページと22ページで選挙、今回なかったので補正で減らすというのは分かるんですが、なぜ今の時期なのか。もしかすると欠員が生じた場合等も考えてそうしたのか分からないんですが、4年に一遍で分からないんですけれども、なぜ今の時期に落とすのか。去年の4月の段階で分かっていたと思うんですが、その辺、どうなんでしょうか。

○議長（海藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それにつきましては県議会議員選挙ですけれども、それについて県との補助金のやりとり等々ありますて、額の確定が今の時期になったということでございます。村長、村議につきましては今の時期、確かに議員おっしゃいますようなことも考えられますが、そのとき使っていただいたということでございます。前に分かっていたと言えば分かっておりますけれども、一応その精算ということで減額させていただいたということです。以上です。

○議長（海藤邦夫君） そのほか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終ります。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで休憩いたします。

再開は1時15分といたします。

午後00時42分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

日程第21 議第23号 令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第21、議第23号令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第23号令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

この議案は国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額に5万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,316万7,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 42ページをお開きください。

議第23号令和5年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,316万7,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

48ページをお開きください。

2 岁入

3款国庫支出金1項国庫補助金3目社会保障税番号制度システム整備費等補助金4,000円。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金5万5,000円。

次のページをお開きください。

3 岁出

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費5万9,000円。

42ページにお戻りください。

令和6年3月4日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議第24号 令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第22、議第24号令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第24号令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）。

この議案はへき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額から231万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,920万2,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 補正予算書の54ページを御覧ください。

議第24号令和5年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第5号）。

令和5年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ231万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,920万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

60ページを御覧ください。

2 歳入

1款診療収入 1項外来収入 1目国民健康保険診療収入40万円。2目社会保険診療収入120万円。3目後期高齢者診療収入240万円。4目一部負担金70万円。5目その他の診療収入390万円の減。

2款使用料及び手数料 2項手数料 1目文書料20万円の減。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金311万7,000円の減。

6款1項諸収入1目雑入20万円。

次のページを御覧ください。

3 歳出

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費269万円の減。2目医師住宅管理費37万3,000円。

その医師住宅管理費の17節備品購入費について詳細を説明させていただきます。医師住宅2号棟の石油ボイラーが経年劣化のため、非常に更新する時期に来ておりますので喫緊の課題として今年度中に更新したいものですから、このたび予算計上させてもらった内容であります。

54ページに戻りまして、本文を御覧ください。

令和6年3月4日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 議員の伊藤です。63ページの需用費の医薬材料費について、減額の説明をお願いします。

○議長（海藤邦夫君） 診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 医薬材料費については患者さんのいろいろな医薬品とかそういうものがあるんですけども、医科事業と歯科事業と分かれまして、医科のほうでの最初見積もった額よりも予算が1月段階で見積もったことによりまして大体230万円ほど必要ないということでこのたび減額させていただきました。

○議長（海藤邦夫君） 伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） 具体的にどういうものに使う費用なのか教えていただければと思います。

○議長（海藤邦夫君） 診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 診療する際のいろいろな医薬材料であります。包帯料とかガーゼとか薬品関係もありまして、いろいろな消毒液関係、あと内視鏡の消毒関係とかいろいろな部材、診察に関してのいろいろな消耗関係の消耗、医薬に係る材料であります。

○議長（海藤邦夫君） そのほか、ありませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようですか
ら質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議第25号 令和5年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第23、議第25号令和5年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第25号令和5年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）。

この議案は介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に298万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,548万2,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 長南健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（長南正寿君） 補正予算書の66ページをお願いいたします。

議第25号令和5年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和5年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ298万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,548万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

72ページをお開きください。

2 歳入

1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料73万6,000円。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金64万円。2項国庫補助金1目調整交付金604万1,000円の減。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金86万4,000円。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金40万円。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金18万円。2項基金繰入金1目介護保険介護給付基金繰入金620万1,000円。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

1款総務費4項1目計画策定委員会費22万円の減。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費320万円。

66ページにお戻りください。

令和6年3月4日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議第26号 令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第24、議第26号令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第26号令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）。

この議案は浄化槽整備事業特別会計歳入歳出予算の総額から30万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,841万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては第1表歳入歳出予算補正に、地方債につきましては第2表地方債補正に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 早坂地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 補正予算書の78ページをお開きください。

議第26号令和5年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度大蔵村の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,841万円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は第2表地方債補正による。

81ページをお開きください。

第2表地方債補正。変更になります。起債の目的、下水道事業債。補正前の限度額80万円、補正後の限度額190万円。過疎対策事業債、補正前の限度額70万円、補正後の限度額180万円。合計。補正前の限度額390万円、補正後の限度額610万円。記載の方法、利率、償還方法については変更ありません。

86ページをお開きください。

2 岁入

4款繰入金1項1目一般会計繰入金250万円の減。

7款1項村債1目下水道事業債220万円。

次のページをお開きください。

3 岁出

1款浄化槽整備事業費1項浄化槽管理費1目浄化槽管理費30万円の減。2項1目浄化槽整備事業費、こちらは財源内訳の変更になります。

78ページにお戻りください。

令和6年3月4日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入れます。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議第27号 令和5年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（海藤邦夫君） 日程第25、議第27号令和5年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第27号令和5年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

この議案は後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額に163万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,833万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますのでよろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） それでは、92ページをお開きください。

議第27号令和5年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度大蔵村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,833万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

98ページをお開きください。

2 歳入

1款1項後期高齢者医療保険料1目特別徴収保険料172万1,000円。2目普通徴収保険料48万8,000円の減。

4款1項1目繰越金32万1,000円。

5款諸収入2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金7万6,000円。

次のページをお開きください。

3 歳出

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金163万円。

92ページにお戻りください。

令和6年3月4日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入れます。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議第28号 令和6年度大蔵村一般会計予算

日程第27 議第29号 令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計予算

日程第28 議第30号 令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計予算

日程第29 議第31号 令和6年度大蔵村介護保険特別会計予算

日程第30 議第32号 令和6年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算

日程第31 議第33号 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計予算

日程第32 議第34号 令和6年度大蔵村下水道事業会計予算

○議長（海藤邦夫君） 次に、令和6年度予算関係議案でありますので、日程第26、議第28号から日程第32、議第34号まで、令和6年度当初予算関係7議案を一括議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、日程第26、議第28号から日程第32、議第34号までの令和6年度当初予算関係7議案を一括議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） それでは、新年度予算ということで議第28号から議第34号まで、一括提案を申し上げます。

議第28号令和6年度大蔵村一般会計予算。

この議案は一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,800万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては第1表歳入歳出予算に、債務負担行為につきましては第2表債務負担行為に、地方債につきましては第3表地方債に記載のとおりでございます。また、一時借入金の借入の最高額を10億円と定め、歳出予算の流用につきましては各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合、同一款内でこれら経費を流用することができる旨、定めるものでございます。

議第29号令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計予算。

この議案は国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億630万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。また、歳出予算の流用につきましては、保険給付費について同一款内で流用ができる旨、定めたものでございます。

議第30号令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計予算。

この議案はへき地診療所特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,460万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては第1表歳入歳出予算に、地方債につきましては第2表地方債に記載のとおりでございます。

議第31号令和6年度大蔵村介護保険特別会計予算。

この議案は介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,370万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。また、歳出予算の流用につきましては保険給付費について同一款内の流用ができる旨、定めるものでございます。

議第32号令和6年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算。

この議案は後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4,530万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

議第33号令和6年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算。

この議案は簡易水道事業会計の予算を定めるものでございます。

業務の予定料につきましては第2条に、収益的収入及び支出の予定額については第3条に、資本的収入及び支出の予定額については第4条に、特例的収入及び支出については第4条の2に、企業債につきましては第5条に、一時借入金については第6条に、予定支出の各項の経費の金額の流用については第7条に、議会の議決を経なければ流用することができない経費については第8条に、他会計からの補助金については第9条に記載のとおり定めるものでございます。

議第34号令和6年度大蔵村下水道事業会計予算。

この議案は下水道事業会計の予算を定めるものでございます。

業務の予定料につきまして第2条に、収益的収入及び支出の予定額については第3条に、資本的収入及び支出の予定額については第4条に、特例的収入及び支出については第4条の2に、企業債につきましては第5条に、一時借入金については第6条に、予定支出の各項の経費の金額の流用については第7条に、議会の議決を経なければ流用することができない経費については第8条に、他会計からの補助金については第9条に記載のとおり定めるものでございます。

以上、各会計の令和6年度当初予算につきましてはそれぞれ担当課長に明日詳細説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、これより予算関係議案に対する総括質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、総括質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第28号から議第34号まで、令和6年度当初予算関係7議案については大蔵村議会会議規則第9条の規定により議員全員の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、議第28号から議第34号までの令和6年度当初予算関係7議案については議員全員10人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

日程第33 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（海藤邦夫君） 日程第33、諒問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 諒問第1号人権擁護委員候補者の推薦について。

この諒問は人権擁護委員の後藤昌宏氏が令和6年3月31日をもって任期満了となるため、大蔵村大字合海2066番地、矢口真二郎氏を推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の御意見をお伺いするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

これより議会としての意見を取りまとめを行います。

諒問されております矢口真二郎氏は人権擁護委員候補者として適任であると決定し、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、矢口真二郎氏は人権擁護委員候補者として適任であると決定いたしました。

お諮りいたします。

3月6日から議案など調査及び予算審査特別委員会のため、3月8日午後1時まで本会議を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、3月8日午後1時まで、本会議を休会することに決定しました。

なお、予算審査特別委員会は3月7日午前10時から開会いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は3月8日午後1時より開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労様でした。

午後1時50分 散会

令和 6 年 3 月 8 日（金曜日）

第 1 回大蔵村議会定例会会議録
(第 3 日目)

令和6年 第1回大蔵村議会定例会会議録第3号

令和6年3月8日（金曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	佐藤勝君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斎藤光雄君
9番	鈴木君徳君	10番	海藤邦夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後享君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	長南正寿君
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
診療所事務長	小野秀司君
危機管理室長	東谷英真君
デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君
産業振興課長補佐	八鍬充教君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長補佐 岡部 雅人君

議事日程 第3号

令和6年3月8日（金曜日） 午後1時00分 開議

第1 予算審査特別委員会付託の議案

議第28号 令和6年度大蔵村一般会計予算

議第29号 令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計予算

議第30号 令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計予算

議第31号 令和6年度大蔵村介護保険特別会計予算

議第32号 令和6年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算

議第33号 令和6年度大蔵村簡易水道事業会計予算

議第34号 令和6年度大蔵村下水道事業会計予算

第3 発議第1号 議会改革特別委員会設置に関する決議

追加日程第1 議第35号 令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時 00 分 開議

○議長（海藤邦夫君） 昨日と本日午前中の予算審査特別委員会、誠に御苦労さまでした。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 予算審査特別委員会付託の議案

○議長（海藤邦夫君） 日程第1、予算審査特別委員会付託の議案を議題といたします。

議第28号から議第34号までの予算関係議案7件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。4番佐藤 勝議員。

○予算審査特別委員長（佐藤 勝君） 御報告申し上げます。

去る3月5日の本会議において予算審査特別委員会へ付託になりました令和6年度当初予算関係7議案の審査結果は、次のとおりであります。

議第28号令和6年度大蔵村一般会計予算、議第29号令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計予算、議第30号令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計、議第31号令和6年度大蔵村介護保険特別会計予算、議第32号令和6年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算、第33号令和6年度大蔵村簡易水道事業会計予算、議第34号令和6年度大蔵村下水道事業会計予算、以上7議案を慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（海藤邦夫君） 委員長報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

議第28号から議第34号までの予算関係議案7件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、議第28号から議第34号までの予算関係議案7件については、いずれも原案のとおり可決されました。

日程第2 発議第1号 議会改革特別委員会設置に関する決議

○議長（海藤邦夫君）　日程第2、発議第1号議会改革特別委員会設置に関する決議を議題いたします。

本案について提出者より議案理由の説明を求めます。八鍬信一議員。

○5番（八鍬信一君）　発議第1号議会改革特別委員会切歎に関する決議。

上記の議案を、別紙のとおり大蔵村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

議会改革に関する諸事項を調査、検討する必要があるため、議会改革特別委員会の設置を提案するものである。

本文を朗読して提案いたします。

記

議会改革特別委員会設置に関する決議

次の通り、議会改革特別委員会を設置するものとする。

1. 名称

議会改革特別委員会

2. 設置の根拠

地方自治法第109条及び大蔵村議会委員会条例第5条

3. 目的

議会改革に関する調査及び検討

4. 委員の定数

議員全員

5. 設置の期間

議決の日から調査終了までとし、議会の閉会中も継続して調査できるものとする

以上、提案どおり御可決くださいますようお願ひいたします。

○議長（海藤邦夫君）　説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで議会改革特別委員会正副委員長の互選のため、議会改革特別委員会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時07分 休憩

午後1時09分 再開

○議長（海藤邦夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

議会改革特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告を5番八鍬信一議員よりお願いいいたします。5番八鍬信一議員。

○5番（八鍬信一君） 議会改革特別委員会から報告いたします。

互選の結果、委員長には私八鍬信一、副委員長には須藤敏彦議員が互選されましたので報告いたします。

○議長（海藤邦夫君） 以上で議会改革特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告を終わります。

ここで日程の追加があります。資料配付のため、暫時休憩いたします。

午後1時10分 休憩

午後1時11分 再開

○議長（海藤邦夫君） 会議を再開します。

日程の追加について、お諮りいたします。

ただいま加藤村長から議第35号の議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 議第35号 令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）

○議長（海藤邦夫君） 追加日程第1、議第35号令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 追加提案を御承認いただき、誠にありがとうございます。

それでは提案理由を申し上げます。

議第35号令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）。

この議案は一般会計歳入歳出予算の総額に280万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,510万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、ただいま提案させていただきました補正予算書の2ページをお開きください。

議第35号令和5年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）。

令和5年度大蔵村の一般会計補正予算（第11号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ280万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,510万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

それでは、8ページをお開きください。

歳入となります。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金280万円。

次のページをお開きください。

歳出でございますけれども、7款商工費2項1目地域活性化促進費280万円でございます。

こちらにつきましては肘折いでゆ館の浴室の天井の修繕でございます。

本文の2ページにお戻りください。

令和6年3月8日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。伊藤議員。

○2番（伊藤貴之君） これは壊れたものを直すものですよね。それで、どちらのお湯なのか分からないですけれども、もう片方の男湯なら女湯とかの天井の状況は今どうなっているのかと思思いますけれども、お聞きします。

○議長（海藤邦夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） いでゆ館の天井の部材落下の事案について、経緯を御説明いたします。2月21日に議会の皆様方からいでゆ館に訪問された際にも報告しておりますが、2月14日、いでゆ館の地蔵の湯の天井材が落下するという事故が発生いたしました。至急業者による調査を行いまして、地蔵の湯の修繕につきましては既存の予算内で対応できる額であったために、今発注して対応済みでございます。並行して薬師の湯のほうを調査したところ、地蔵の湯と同様の事故が発生する可能性のある劣化が発見されたということがございまして、このたび、補正させていただいて修繕によりまして3月中の営業再開を目指したいと思っております。以上です。

○議長（海藤邦夫君） そのほか、ありませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年第1回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

午後1時18分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員